

(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法 律〕

- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する告示 (同八)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編) の一部を改正する告示 (同九)
- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (総務一六二)
- 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 (財務一三九、一四一、一四三、一四四)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (同一四二)
- 鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件 (国土交通三七五)
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (三三)
- 船員法等の一部を改正する法律 (三二)
- 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (一九一)
- 省令
- 個人情報の保護に関する規則の一部を改正する省令 (総務四九)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編) の一部を改正する告示 (個人情報保護委七)

癸

巳

酉

午

未

戌

卯

辰

巳

裁決関係

裁判所
特殊法人等
裁決関係官庁
買収前の所有者等への売払い、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

諸事項

〔公 告〕

○ 鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件 (国土交通三七五)

○ 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (同一四二)

○ 短期国債の発行条件等を告示 (財務一三九、一四一、一四三、一四四)

〔その他告示〕

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他
会社決算公告

丸 盤 盤

本号で公布された 法令のあらまし

◇ 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 (法律第三〇号)
(経済産業省)
情報処理の促進に関する法律 (以下「情促法」という。)の一部改正関係

1 目的

この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることでその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとした。(第一条関係)

2 独立行政法人情報処理推進機構

(一) 業務の範囲

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、情促法第三六条の目的を達成するため、次の業務を行うことができるものとすることとした。

(1) 情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(2) 情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うこと

ができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借り入れに係る債務を保証するこ

と。(第四十七条第一項第七号関係)
(3) 選定事業者 (3)の(2)のトに規定する選定事業者をいう。以下この(一)において同じ。)が選定実施計画 (情促法第六七条第一項第一号に規定する選定実施計画

(二) (1) 公募の実施に関する指針
経済産業大臣は、(一)の規定による指定
をしたときは、その指定を受けた半導体
設備 (3)の(4)(5)の規定により譲り受け
たものに限る。の現物出資を行うこと。
(第四十七条第一項第一三号関係)

(4) 選定事業者が取組資金を調達するため
に発行する劣後特約付社債の取得又は選
定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸
借による取組資金の貸付けを行うこと。
(第四十七条第一項第一四号関係)

(5) 選定事業者が取組資金を調達するため
に発行する社債又は取組資金を借り入れ
る場合における当該借り入れに係る債務を
保証すること。(第四十七条第一項第一五号
関係)

(一) (1) 取組資金の貸付けを行う金融機関に対
し、利子補給金を支給すること。(第四十七
条第一項第一六号関係)

(2) 機構は、(一)の(2)から(5)までに掲げる業
務及びこれらに附帯する業務を行なう場合
には、経済産業大臣の認可を受けて定め
ることとした。(第四八条第一項関係)

(2) 経済産業大臣は、(1)の認可をしようと
するときは、財務大臣に協議しなければ
ならないものとすることとした。(第四八
条第二項関係)

(一) 指定
指定
経済産業大臣は、政令で定める種類ごと
に次の(1)及び(2)のいずれにも該当する半導
体を指定することができるものとすること
とした。

(1) 極めて大量の情報を極めて高速度で処
理することを可能とする半導体であつ
て、情報処理の高度化のために特に必要
なものであること。
(2) 我が国においてその半導体の生産及び
供給が安定的に行われておらず、かつ、
行われないおそれがある状況にあるこ
と。(第六一条第一項関係)

3

(二) (1) 公募の対象とする指定高速情報処理
用半導体 (以下「公募対象半導体」と
いいう)。
口 公募対象半導体の生産の開始に係る
目標

ハ 公募対象半導体に係る特定取組を実
施する事項

二 公募対象半導体に係る特定取組に関
する事項

ホ 公募対象半導体に係る特定取組を実
施するため必要な国、地方公共団体
その他の関係者との連携並びにその特
定取組の実施による我が國経済社会の
発展及び地域経済の活性化への寄与に
関する事項

ト 公募を開始する日及び公募の期間

ヘ 選定事業者 (特定取組を最も適切に
実施することができると認められる者
として公募により選定された者をい
う。以下同じ。)を選定するための評価
の基準

(三) (1) 公募に応じて選定事業者となろうとす
る者は、特定取組の実施に関する計画(以
下「実施計画」という)を作成し、経済
産業大臣に提出しなければならないもの
とすることとした。(第六四条第一項関
係)

(2) 実施計画の提出

チ イからトまでに掲げるもののほか、
公募の実施に関する事項その他必要な
事項(第六三条第二項関係)

4

(四) (1) 経済産業大臣は、(三)(1)の規定により
公募に応じて選定事業者となろうとする
者から実施計画が提出されたときは、当
該実施計画が次に掲げる基準に適合して
いるかどうかを審査するものとすること
とした。

イ 当該実施計画に係る特定取組が指針
に照らし適切なものであること。

ハ 当該実施計画を提出した者が公募対
象半導体の生産を行うに足りる技術的
な基礎を有すること。

（2） 経済産業大臣は、(1)の規定により審査
した結果、実施計画が(1)のイからハまで
に掲げる基準に適合していると認められ
るときは、(2)(2)のトに掲げる評価の基
準に従つて、その適合していると認めら
れた全ての実施計画について評価を行な
うこととした。(第六五条第一項関
係)

（2） 実施計画には、次に掲げる事項を記載
しなければならないものとすることとし
た。

口 特定取組の内容及び実施期間
特定取組を実施するために必要な資
金の額及びその調達方法(2)の(1)の(3)
条第一項関係)

(2) 指針には、次に掲げる事項を定めるも
のとすることとした。

イ 公募の対象とする指定高速情報処理
用半導体 (以下「公募対象半導体」と
いいう)。

口 公募対象半導体の生産の目標及び実
施体制

二 イからハまでの掲げるもののほか、
特定取組の実施に関し必要な事項(第
六四条第二項関係)

ハ 公募対象半導体の生産の目標及び実
施体制

（2） (4)の政令で定める国立研究開発法人
は、(4)の規定による求めがあつたときは、
機構に対し、(4)の施設又は設備を無償で
譲渡することができるものとすることと
した。(第六八条第二項関係)

（3） (4)の政令で定める国立研究開発法人
は、(4)の規定による求めがあつたときは、
機構に対し、(4)の施設又は設備を無償で
譲渡することができるものとすることと
した。(第六八条第一項関係)

(4) 機構は、国立研究開発法人であつて指
定高速情報処理用半導体に係る施設又は
設備を所有し、又は所有することが見込
められるものとして政令で定めるものに對
し、2の(1)の(3)の規定による現物出資を
受けようとする場合にあつては、そ
の旨及び当該施設又は設備を所有し、
又は所有することが見込まれる国立研
究開発法人であつて(4)の(4)の政令で定
めるものの名称その他当該施設又は設
備に関する事項を含む)。

（4） 機構は、国立研究開発法人であつて指
定高速情報処理用半導体に係る施設又は
設備を所有し、又は所有することが見込
められるものとして政令で定めるものに對
し、2の(1)の(3)の規定による現物出資を
受けようとする場合にあつては、そ
の旨及び当該施設又は設備を所有し、
又は所有することが見込まれる国立研
究開発法人であつて(4)の(4)の政令で定
めるものの名称その他当該施設又は設
備に関する事項を含む)。

（5） (4)の政令で定める国立研究開発法人
は、(4)の規定による求めがあつたときは、
機構に対し、(4)の施設又は設備を無償で
譲渡することができるものとすることと
した。(第六八条第二項関係)

（6） 政府は、令和七年度から令和二年度ま
での各年度に限り、財政法第四条第一項の
規定にかかわらず、内外の経済的・社会的環
境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの
需給構造の構築に資するものとして講ずる
先端的な半導体の性能の向上及びその安定
的な生産の確保並びに先端的な電子計算機
の導入その他の人工知能関連技術(官民
データ活用推進基本法第二条第二項に規定
する人工知能関連技術をいう。以下同じ。)
の利用の促進に関する施策で経済産業大臣
が行うものに関する次に掲げる財政上の措
置に要する費用の財源については、各年度
の予算をもつて国会の議決を経た金額の範
囲内で、エネルギー対策特別会計の負担に
おいて、公債を発行することができるもの
とすることとした。

（1） 選定事業者が選定実施計画に従つて実
施する特定取組に関する措置

(2) 先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（(1)に掲げる措置に該当するものを除く。）

(3) 先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するため必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

(4) (1)から(3)までに掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置（第六九条第一項関係）

(二) (一)の規定による公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三〇日までの間、行なうことができるものとすることとした。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とするものとすることとした。（第六九条第三項関係）

(三) 先端半導体・人工知能関連技術債等については、(四)の規定による繰入金により、令和三年度までの間に償還するものとするなど、先端半導体・人工知能関連技術債等の償還等について所要の規定を設けることとした。（第七〇条、第七一条及び第七三条関係）

(四) 財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れについて所要の規定を設けることとした。（第七二条関係）

5 罰則

6 その他

その他所要の改正を行うこととした。

(二) 特別会計に関する法律（以下「特会法」という。）の一部改正関係

1 財政投融資特別会計

2 の(1)から(4)までに掲げる措置に要する費用並びに2の(4)の(2)への償還金及び利子並びに2の(4)の(2)のトの諸費の財源に充てるために、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第六八条の二関係）

2 エネルギー対策特別会計

(一) エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策の經理を明確にすることを目的とすることとした。（第八五条第一項関係）

(二) 「先端半導体・人工知能関連技術対策とは、次に掲げる財政上の措置をいうものとすることとした。

(1) (一)の(1)に掲げる措置として行なう機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

(2) 一の4の(一)(2)に掲げる措置として行なう補助（交付金、委託費その他の給付金の交付）（1）に掲げる交付金の交付を除く）を含む。」で政令で定めるもの

(3) 一の4の(一)(3)に掲げる措置として行なう補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

(4) (一)の4の(一)(4)に掲げる措置で政令で定めるもの（以下「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

(五) 特会法第六条の規定にかかるわらず、複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の

(1) 売上高

(2) 営業外収益

(3) 営業外費用

(4) 利子

又 事務取扱費

ル 附属諸費（第八八条第四項関係）

チ 一時借入金の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び

(九) 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

(八) 一の4の(一)の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行われるものとすることとした。（第九二条の五関係）

(九) 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な額（事務取扱費の額に相当する額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならないものとすることとした。（第九二条の六第一項関係）

(四) 先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとするものとすることとした。

(1) 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 1の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ (4)の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

二 先端半導体・人工知能関連技術債の発行収入金

ホ 一時借入金の借換による収入金

ヘ 情促法第五一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するものとすることとした。（第九一条の二関係）

(2) 歳出

イ (2)の(1)の出資金及び交付金

ロ (2)の(3)の補助金及び出資金

ハ (2)の(2)の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）において同じ。

二 (7)の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

チ 附属雑収入

(3) 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

(4) 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

ヘ 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

ト 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

(5) 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な額（事務取扱費の額に相当する額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならないものとすることとした。（第九二条の六第一項関係）

事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の二関係）

(一) 特会法第一五条第四項の規定にかかるわざ、工ネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還の勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができるものとすることとした。(第九五条第二項関係)
3 その他
3 その他所要の改正を行うこととした。
三 附則関係
1 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。(附則第二条～第九条関係)
2 関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第一〇条～第一七条関係)
四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。
◇漁業災害補償法の一部を改正する法律 (法律第三一号)(農林水産省)
1 漁獲共済の仕組みの改善
(一) 第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済について、当該漁業を営む中小漁業者をその直接の構成員とする漁業協同組合等であつて、一定の要件に該当する者
(二) 第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であつて、政令で定める種類のものに係る義務加入、共済限度額等の規定を廃止することとした。(第一〇五条関係)
2 漁業再共済事業の仕組みの改善
(一) 第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業共済組合連合会の再共済金額のうち漁業協同組合等であつて、一定の要件に該当する者を被共済資格者とする規定を廃止するとともに、当該被共済資格者に係る漁獲共済に関する義務加入、共済限度額等の規定を廃止することとした。(第一〇五条関係)
(二) 第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であつて、政令で定める種類のものに係る漁獲共済の共済金について、共済責任期間中の漁獲数量が当該政令で定める割合を乗じて得た金額とする規定了(第一二五条の一第一項及び第二項関係)
3 漁獲・特定養殖共済の仕組みの改善
(一) 第一〇四条第一項第二号に掲げる漁業共済組合が共済規程で定める割合(第一一二条第一項関係)
(二) 第一〇四条第一項第二号に掲げる漁業共済組合が行う漁業共済事業の種類として、漁獲・特定養殖共済を創設することとした。(第一四〇条第一項関係)
4 漁獲・特定養殖共済の創設
(一) 漁獲・特定養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の種類の漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は構成員を通じる漁獲に係る生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者の過去一定年間の漁獲数量を基準として漁業共済組合が定める基準漁獲数量に農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量において、共済責任期間中の漁獲数量が當該金額は、共済限度額から共済責任期間中の漁獲数量を差し引いて得た金額等によることとした。(第七七条第一号関係)
5 漁獲・特定養殖共済の対象となる漁業の種類に係る生産金額を当該共済の対象である漁業の種類に係る生産金額へ算入する特約の導入することとした。(第一一二三条第一項関係)
6 養殖共済の仕組みの改善
(一) 漁獲・特定養殖共済の仕組みの改善及び契約割合を乗じて得た金額とすることとする規定を廃止することとした。(第一一三条第三項関係)
7 その他
7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
8 施行期日等
(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
◇船員法等の一部を改正する法律 (法律第三二号)(国土交通省)
1 船員法の一部改正関係
(一) 国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点等の事項を、自己の指揮する船舶の付近にある船舶等に通報しなければならないこととした。(第一二三条の二関係)
2 船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員の勤務に関する事項を記載しなければならないこととした。ただし、船舶所有者が船員に対し当該船員の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでないこととした。(第五〇条関係)

(8)

特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(3)と同様の改正を行うこととした。(第三〇条第一項、第二項及び第四項関係)

(9)

製造業等の業種に属する事業の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(3)と同様の改正を行うこととした。(第三〇条第一項及び第四項関係)

(10)

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。以下この(10)及び(14)において同じ。)は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者が(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行つたことによる措置その他必要な措置を講じなければならないこととした。

(11)

ただし、当該場所において一の仕事を行わられる場合において、当該仕事を全ての作業従事者に関する(8)又は(9)の措置が講じられることとなるときは適用しないこととした。(第三〇条の四関係)

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人による作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事をの事業に從事する労働者以外の作業従事者に限る。)に使用させることは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第三〇条第一項関係)

(12)

建設業に属する事業の仕事を行う二以上上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事をの作業従事者に限る。)が一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除き、当該建築物の貸与を受けた者の事務機械に係る作業を行う場合において当該作業に係る仕事を自ら行う発注者は当該仕事を請け負つた者で、当該場所において当該仕事をの一部を請け負はたるものは、当該場所において当該作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第三一条の三第一項関係)

(13)

注文者は、その請負人に対し、仕事に関する指示に従つて当該請負人に係る作業従事者が作業を行つたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならないこととした。(第三一条の四関係)

(14)

(10)の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、(10)により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこととし、(10)の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が労働安全衛生法第二〇条から第二五条まで及び第二五条の二第二項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならぬこととし、当該者が守らなければならぬ事項を守らなければならないこととし、これららの請負人及び作業従事者は、作業場所を講じなければならないこととした。

(15)

(5)、(8)、(9)、(11)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならないこととし、(5)の(8)、(9)、(11)等の場所において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならないこととした。(第三三条第四項、第七項及び第八項関係)

(16)

(3)事業者は、労働安全衛生法第四二条第一項の機械等について、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならないこととし、作業従事役員等(事業者(厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用するものに限る)又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者をいう。(4)から(6)までにおいて同じ。)は、自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事をの事業に從事する労働者以外の作業従事者には、当該機械等の貸与を受けた事業を行つたことによる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第三三条第七項及び第八項関係)

(17)

建築物を事業を行う者に貸与する者は、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除き、当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第三六条関係)

(18)

個人事業者等が講すべき措置において仕事の作業に従事する労働者以外の労働者以外の者で、当該場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならぬこととした。(第五九条第四項関係)

(19)

個人事業者等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、(5)の教育のほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないこととした。(第六〇条の二第二項関係)

(20)

申告

作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととした。(第九七条第一項及び第三項関係)

(21)

作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととした。(第九七条第一項及び第三項関係)

(22)

作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととした。(第九七条第一項及び第三項関係)

(23)

個人事業者に係る作業従事員等は、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者と同一の場所において仕事の作業を行つた場合には、厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができることとした。また、厚生労働大臣は、当該調査のために必要なときは、事業を行つた二項及び第三項関係)

者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるのこととし、当該厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができるることとした。(第一〇〇条の二関係)

2 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第四条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていましたところ、当該規定を削除することとした。(附則第四条関係)

3 化学物質による健康障害防止対策

(一) 作業環境測定の対象拡大

(1) 作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行う(デザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)を作業環境測定に位置付けることとした。(第二条第四号関係)

(2) 事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならぬこととし、また、事業者が行うべき通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うこととした。これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従つて行わなければならぬこととした。(第六五条の三関係)

(二) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行

通知対象物譲渡者等(通知対象物を譲渡し、又は提供する者をいう。(三)において同じ。)の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げた。(第五十七条の二第二項及び第一一九条第四号関係)

(三) 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

(1) 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分(労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限り)の情報が、秘密として管理される製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等(当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項をいう。以下この(1)、(2)及び(4)において同じ。)を定め、これを通知することをもつて通知対象物に関する成分の通知に代えることができるとして、これにより代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもつて通知対象物に関する成分の通知に代えることができるとした。(第五七条の二第三項及び第六項関係)

(2) 代替化学名等通知者(1)により代替化学生名等を定め、通知を行つた者をいう。

(3) 在において同じ。は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないこととし、当該記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないこととした。(第五七条の二第四項及び第一〇三条第四項関係)

(4) 代換化学名等通知者は、通知対象物に係る特定の業務の方法の改善に係る必要な措置をとるべきことを命ずることができるとした。(第五四条の四第二項及び第五四条の六関係)

(5) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(2)の前段に違反し、又は(2)の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。(第五五条の七第二項関係)

(4) 何人も、労働安全衛生法第七六条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならないこととし、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第七六条の二関係)

(5) 都道府県労働局長は、登録教習機関が取り消し、又は六月を超えない範囲内

(4) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとした。(第五七条の二第八項及び第九項関係)

4 機械等による労働災害防止対策

(一) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(1) 特定自主検査は、厚生労働大臣の定めた基準に従つて行わなければならないことをとした。(第四五条第三項関係)

(2) 検査業者は(1)の基準に従つて特定自主検査を行わなければならないこととし、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に係る必要な措置をとるべきことを命ずることができるとした。(第七七条第三項及び第四項関係)

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(2) 特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行つた設計審査(申請に係る特定機械等の設計が厚生労働大臣の定める基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査をいう。以下この(1)、(3)及び(4)において同じ。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならないこととした。ただし、労働安全衛生法第五三条の二第一項の規定に基づき都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないこととした。(第三七条第三項関係)

(2) 特定機械等のうち、ボイラーや第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ(以下この(2)において「ボイラーや等」という。)を製造し、若しくは輸入した者、ボイラーや等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又はボイラーや等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならないこととし、登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式のボイラーや等について、検査証を交付することとした。また、外国においてボイラーや等を製造した者は、輸入されたボイラーや等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができることとした。(第三八条第一項及び第二項並びに第三九条第一項関係)

- 六 公募を開始する日及び公募の期間
- 七 選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準
- 八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 経済産業大臣は、前項第五号に掲げる事項を定める当たつては、デジタル社会形成基本法第三章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下この項において同じ。）の形成についての基本理念に即して国又は地方公共団体が実施する事項その他必要な事項する施策の実施に資するものとなるように配慮するものとする。
- 4 第二項第六号に規定する期間は、一月を下らない期間を定めるものとする。
- 5 経済産業大臣は、指針を定めるに当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。
- 6 経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7 前二項の規定は、指針の変更について準用する。
- 第六十四条** 公募に応じて選定事業者となるうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、特定取組の実施に関する計画（以下この章において「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特定取組の内容及び実施期間
 - 二 特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（第四十七条第一項第十三号の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）であつて第六十八条第一項の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項（以下この章において「特定事項」という。）を含む。）
 - 三 公募対象半導体の生産の目標及び実施体制
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項
 - （選定事業者の選定）
- 第六十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となるうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。
- 一 当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行つに足りる技術的な基礎を有すること。
- 三 当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、実施計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第六十三条第二項第七号に掲げる評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとする。
- 3 経済産業大臣は、前項の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとする。
- 4 絏済産業大臣は、前項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、産業構造審議会及び機構の意見を聴くものとする。
- 5 経済産業大臣は、選定しようとする者から提出された実施計画に特定事項が記載されている場合において、第三項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、前条第二項第二号の国立研究開発法人の意見を聴くものとする。

- 6 経済産業大臣は、第三項の規定による選定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、当該選定に係る選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要を公表するとともに、当該選定をした旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を機構に通知するものとする。
- 7 経済産業大臣は、特定事項が記載された実施計画を提出した者について第三項の規定による選定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を前条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。
- 第六十六条** 選定事業者は、その選定に係る実施計画の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 選定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による変更の承認の申請があつたときは、その変更後の実施計画が前条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められる場合でなければ、第一項の規定による変更の承認をしてはならない。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の承認について準用する。
- 第六十七条** 選定事業者は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
- 一 その選定に係る実施計画（前条第一項の規定による変更の承認又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「選定実施計画」という。）に従つて特定取組を実施していないと認めるとき。
 - 二 第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三 経済産業大臣は、選定実施計画が第六十五条第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、選定事業者に対し、当該選定実施計画の変更を指示し、又はその選定を取り消すことができる。
 - 4 経済産業大臣は、前二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。
 - 5 経済産業大臣は、選定実施計画が第六十五条第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないとともに、機構に通知するものとする。
- 2 経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について第一項又は第二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。
- 3 経済産業大臣は、前二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。
- 4 経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について第一項又は第二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。
- 第六十八条** 機構は、国立研究開発法人であつて指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所持し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、第四十七条第一項第十三号の規定による現物出資を行つため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができる。
- 2 前項の政令で定める国立研究開発法人は、同項の規定による求めがあつたときは、機構に対し、同項の施設又は設備を無償で譲渡することができる。
- 第六十九条** 政府は、令和七年度から令和十二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかるらず、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。第三号において同じ。）の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置（以下この章に

（先端半導体・人工知能関連技術債の発行）

- 第六十九条 機構は、国立研究開発法人であつて指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所持し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、第四十七条第一項第十三号の規定による現物出資を行つため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができる。
- 2 前項の政令で定める国立研究開発法人は、同項の規定による求めがあつたときは、機構に対し、同項の施設又は設備を無償で譲渡することができる。
- 第六章** 先端半導体・人工知能関連技術債

において「先端半導体・人工知能関連技術措置」という。)に要する費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

一 選定事業者が選定実施計画に従つて実施する特定取組に関する措置

二 先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設(生産施設に係る設備を含む)の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置(前号に掲げる措置に該当するものを除く)。

三 先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

四 前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置

五 前項に規定する費用の範囲について、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

六 第二項の規定による公債(以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術債」という)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(先端半導体・人工知能関連技術債等の償還)

第七十条 先端半導体・人工知能関連技術債等(先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)

第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む)。第七十二条第二号において同じ。)を

第七十一条 先端半導体・人工知能関連技術措置に係る歳入歳出の経理

第七十二条 次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間において、予算

で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導

体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円(株式会社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額)に達するまでの金額を繰り入れることができる。

一 先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用 令和七年度から令和十二年度までの間

二 先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金(借換国債を発行した場合には、当該借

換国債の収入をもつて充てられる部分を除く)、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関する経費として政令で定めるもの 令和七年度から令和三十二年度ま

(特別会計に関する法律の適用)

第七十三条 第六十九条第一項の規定により先端半導体・人工知能関連技術債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七章 雜則

(資金の確保)

第七十四条 政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

一 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

二 前項の措置を講ずるに当たつては、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

三 経済産業大臣は、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

四 第五十七条第一項第二号中「第五十一条第一項第五号、第八号」を「第四十七条第一項第五号」に、「及び第十六号」を「第十号及び第二十二号」に改め、同項第三号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

五 第五十六条第一項中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条第二項中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項的第一種信用基金」に改め、同条を第五十八条とする。

六 第五十五条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「前条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第五十七条规定する。

七 第五十三条 機構は、第四十七条第一項第十二号に規定する社債及び資金の借入れに係る債務の保証、同項第十五号に規定する社債及び取組資金の借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、第三十九条第二項の規定により政府から第二種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(第一種信用基金)

八 第五十四条 機構は、令和七年度から令和十四年度までの間ににおいて、第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は情報処理推進債券(以下この節において「債券」という)を発行することができる。

九 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

十 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

十一 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

十二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

十三 経済産業大臣は、第一項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

十四 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

十五 政府は、令和七年度から令和十四年度までの間ににおいて、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等から外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く)について保証することができる。

(償還計画)
第五十六条

機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第四条の二中「第五十一条」を「第四十七条」に、「第六十三条第一号」を「第八十一条第一号」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 第九十五条の七の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの繰入金

第五十三条第二項第二号中トをチとし、ニからハまでを示からトまでとし、ハの次に次のように加える。

二 第六十八条の二の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第六十八条の次に次の二条を加える。

(投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ)

第六十八条の二 第八十五条第八項各号に掲げる措置に要する費用並びに第八十八条第四項第二号への償還金及び利子並びに同号トの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるもの

第八十五条第一項中「及び原子力損害賠償支援対策」を「原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策」に改め、同条第三項第一号中「の交付」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同条第七項第一号中「第九十五条の四第一項」を「第九十五条の六第一項」に改め、同条に次の二条を加える。

8 この節において「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいう。

一 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十九条第一項第一号に掲げる措置として行う独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

二 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第二号に掲げる措置として行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付(前号に掲げる交付金の交付を除く。)を含む。)で政令で定めるも

の

三 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第三号に掲げる措置として行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。)又は独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出

資で政令で定めるもの

四 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第四号に掲げる措置で政令で定めるもの(第八十七条第一項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)

第五十六条第二項中「又は原子力損害賠償支援勘定」を「原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十八条第一項第二号り中「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項」に改め、同条に次のように加える。

ト 第八十七条第一項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)

第六十八条第二項中「又は原子力損害賠償支援勘定」を「原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十八条第一項第二号り中「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項」に改め、同条に次のように加える。

二 第九十五条の五 第六条の規定にかかるわらず、複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第八十八条第二項第一号口中「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項」に改め、同条第三項第二号口中「第九十五条の四第一項」を「第九十五条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 第六十八条の二の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ 第九十五条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ニ 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定により発行する公債(以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。)の発行収入金

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

ト 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 第六十八条第八項第一号の出資金及び交付金

ロ 第六十五条第八項第一号の補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む。)ハにおいて同じ。)

ハ 第六十五条第八項第三号の補助金及び出資金

ホ 第九十五条の七の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

ト 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

チ 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

リ 債の発行及び償還に関する諸費

チ 一時借入金の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ル 事務取扱費

ル 附属諸費

ル 第九十五条の四を第九十五条の六とする。

ル 第九十五条の三第二項中「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項」に改め、同条を

ル 第九十五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

ト 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

チ 一時借入金の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ル 事務取扱費

ル 第九十五条の四を第九十五条の六とする。

ル 第九十五条の三第二項中「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項」に改め、同条を

ル 第九十五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ)

ル 第九十五条の五 先端半導体・人工知能関連技術勘定に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れができる。

(一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れの特例)

ル 第九十五条の二 第六条の規定にかかるわらず、複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れができる。

第九十二条の前に次の二条を加える。

(先端半導体・人工知能関連技術勘定から財政投融資特別会計の投資勘定への繰入)

第九十一条の七 第六十八条の二の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができる。

第九十二条の二第三項中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改める。

第九十二条の四の次に次の二条を加える。

(先端半導体・人工知能関連技術債の発行)

第九十二条の五 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとする。

(先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第九十二条の六 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く)は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

第九十五条第二項中「及び電源開発促進勘定」を「電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ヨ及びレ」を「第八十八条第一項第二号タ及びソ」に、

〔同号ヨ〕を「同号タ」に、〔同号レ〕を「同号ソ〕に改める。

附則第十八条の三第一項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十八条の四 令和十六年度以前の各年度の第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の同勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の先端半導体・人工知能関連技術勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。)を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、先端半

導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

2 令和十七年度以降の年度に先端半導体・人工知能関連技術勘定における第九十一条の五第一項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用につい

て国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 第八十八条第一項の規定によるほか、前二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からのエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

4 第八十八条第四項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からのエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とす

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定は、別に法律で定めるところにより、令和十五年三月三十一日までに廃止するものとする。

政府は、前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定が廃止されるときは、同項の法律で定めるところにより、第一条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律(次条において「新情報処理促進法」という。)第七十条の規定による償還に係る歳入歳出を経理するための勘定を設けることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(出資等業務基準に関する準備行為)

第三条 独立行政法人情報処理推進機構は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において、新情報処理促進法第四十八条第一項の規定の例により、同項の基準の認可の申請を行うことができる。

2 政府は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前において、新情報処理促進法第四十八条の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特会法」という。)の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する規定は、なお従前の例による。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であつて、令和六年度の一般会計補正予算(第1号)(次項において「令和六年度第一次補正予算」という。)に計上された費用のうち新特会法第八十五条第八項の財政上の措置に該当する措置に要する費用(次項及び次条第一項において「先端半導体・人工知能関連技術費用」という。)に関する権利義務(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。

2 令和六年度第一次補正予算に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半

導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。

2 令和六年度第一次補正予算に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、政令で定めるところにより、「不用額等」という。)がある場合には、当該不用額等があつた年度の翌々年度までに、当該不用額等(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。)を、一般会計からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れるものとする。

第六条 この法律の施行の際エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に所属する権利義務であつて、令和六年度の特別会計補正予算(特1号)に計上された費用のうち先端半導体・人工知能関連技術費用に関する権利義務(財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。

2 前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務に係る収入は、予算で定めるところにより、同勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

第百五条第一項第一号口中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号口を削り、同号ハ中「口の」を「政令で定めるところにより」に、「こと及び」を「及び当該区域に応じ前条第一号に掲げる漁業を分けて定める」に、「かつ当該」を「かつ、当該」に改め、同号ハを同号口とする。
第一百八条第二項中「の定める区域ごと及び」を「が定める区域及び」に「かつ当該」を「かつ、当該」に「組合員の直接の構成員として」を「又は」に改め、「に規定する規約を定め、又は同号ハ」を削り、「として同号ハ」を「として同号口」に、「第五項」を「第四項」に改め、「若しくはハ」を削り、「として同号口」に、「第五項」を「第四項」に改め、「若しくはハ」を削り、「同号第三項を削り、同条第四項中「第一百五条第一項第二号ハ」を「第一百五条第一項第二号口」に、「同号ハ」を「同号口」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とする。

漁者が第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額。第百十三条の二第二項、第四項及び第五項並びに第百十三条の三第二項について同じ。」と別る。

並ては「五百五十三条の三第二項において同じ」とを削除。

削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百三十二条第一項中「三次項に掲げるものを除く」を削り、「すべて」を「全て」に、第一項第二号八】を「第一百五条第一項第二号口】に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項

に改め、「第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額」及び「(その者が第百五条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する見内(みうち)によるもの)、魚を含む一隻につき、(係る第一項)二、(モ)、(レ)に規定する

三項とする。

同様第六項中「又は単位其濱限度額」及び「又は第二項」を削り、これらを「同項」に改める。

を「場合並びに」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、同条第三項中「又は単位共済限度額」及び「又は第二項」を削る。

第二百一十五條の三第一項中「ことに、次に掲げるとおり」を「に応じ、当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者」に改め、同項各号を削る。

で定めることにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の、「し又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定める」を「する」に、「第三項」を「次

項】に、「し、又は同号に規定する規約を定めなければ」を「しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第一項の規定による規約の設定」を削り、「規定は第一項を「規定は前項」に改め、同項を同条第二項とする。

定第百二十条の八第一項中「被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額」を削る。

百二十五条の九の見出しを「共済限度額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する

目次中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、第四節 特定養殖共済(第一百一十五章の二) 第五節 漁業施設共済(第一百二十六章—第一百三十七条)に改める。

三十七条 本則中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改める。

第七十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。
第七十八条第一項中「漁獲金額又は」を「漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は」に、「漁獲金額

の」を「漁獲に係る生産金額の」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。第七十九条中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第六十条第一項中「漁業の種類ごと」の下に「に(二以上の同条に規定する漁業の種類を括して)共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して」を加え、「種類ごと、特定養殖共済があつては第百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと」を「種類

ことに」に改め、同条第二項中「第一百四条第一号」の下に「若しくは第三号」を、「漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「第一百四条」を「又は第一百四条」に改め、「定める養殖業」の下に

「に属する養殖業の種類」を加え、「又は第百一十五条の一に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約」を削る。

第一百二十四条第二項中「の種類の養殖業」を「の養殖業の種類」に改め、同項第一号中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「種類のもの」を「もの」に改め、「当該養殖業」の下に「の種類」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同項第三項中「種類の養殖業に」を「養殖業の種類に」に、「各号のすべてに」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に改め、「場合以外」の下に「の場合」を加え、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「政令」を「政令」に、「種類のもの」を「もの」に改め、同項第四項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同項第五項中「及び第二項」を「第二項及び前項」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に」に改め、同項第六項とし、同項第四項の次に次の一項を加える。

5 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合及び共済金の金額の算定の方針に関し次の各号のいずれにも該当する特約がある共済契約に係るものとの共済金は、第一項から第三項までの規定により支払うものとされる場合のほか、同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量(前条の規定によつて組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く)が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、その場合の共済金の金額は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの損害額(前項に規定する特約がある場合にあつては、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとに当該特約に従い算定した金額)に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額(共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額)とする。

1 第二項各号の政令で定める養殖業の種類に係るものにあつては、それぞれ当該各号の規定により当該共済金を支払うものとされる場合に当該共済金を支払うものでないこと。

2 同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量(前条の規定によつて組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く)が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

3 農林水産省令で定める要件に該当すること。

第一百二十四条の二第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同項中「のすべて」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第三章第四節を削る。

第一百三十六条の三第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同項中「のすべて」を削る。

第三章第五節を同章第四節とする。

第一百四十二条第一項第一号中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、同項第二項中「特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類」を削る。

第一百四十三条第一号中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、「前項第二項の」を削り、「同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類」を「養殖業の種類」に改める。

第一百四十二条中「第一百二十五条の十二第五項」を削る。

第一百四十三条第一号中「養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第一百四十七条の七中「第一百二十五条の十二第五項」を削る。

第一百九十五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を、「共済契約者」の下に「(一)以上漁業の種類を括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。」を加え、同項第二号中「第一百四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「養殖共済又は特定養殖共済への共済契約者(前号に掲げる共済契約者を除く)又は養殖共済への」に、「養殖共済又は特定養殖共済への」を「又は養殖共済への」に改める。

第一百九十六条の十二中「漁獲金額」を「漁獲」に、「てん補されない」を「填補されない」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中漁業災害補償法第一百四十三条第二号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(第一条の規定による漁業災害補償法の一時改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に成立している第一条の規定による改正前の漁業災害補償法(次項及び第三項において「旧法」という。)に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の際現に成立している旧法に基づく漁業施設共済に係る再共済契約及び保険契約についても、なお従前の例による。

三 この法律の施行の日前に旧法第一百八条第五項及び第一百二十五条の六第三項において準用する旧法第一百五条の二第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第一条の規定による改正後の漁業災害補償法(以下この項において「新法」という。)第一百八条第四項及び第一百二十五条の六第二項において準用する新法第一百五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

(第二条の規定による漁業災害補償法の一時改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際現に成立している第二条の規定による改正前の漁業災害補償法(次項において「第二号旧法」という。)に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日前に第二号旧法第一百八条第四項及び第一百二十五条の六第二項において準用する第二号旧法第一百五条の二第四項の規定によりされた公示で、附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、第二条の規定による改正後の漁業災害補償法(以下この項において「第二号新法」という。)第一百八条第五項において準用する第二号新法第一百五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一号第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣 江藤 拓茂

内閣総理大臣 石破 茂

法律第三十二号

(船員法等の一部を改正する法律)

船員法等の一部を改正する法律をここに公布する。
前各項に定めるもののほか、船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手続に関し船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項は、政令で定める。

御名 御璽
令和七年五月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

第一条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条—第八十三条）」を
〔第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条—第八十三条）〕
上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十一・第八十三条の二十二）
〔第八十三条の二十一・第八十三条の二十二〕

に、「第八十三条第七号」を
〔第八十三条第七号〕に改め。 第八十三条の次に次の一条を加える。

〔コンテナが海中に転落した場合における通報〕

〔第八十三条の二〕 国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点その他の国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、自己の指揮する船舶の付近にある船舶であつて国土交通省令で定める範囲内にあるもの、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗國（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の権限のある機関に通報しなければならない。

船舶所有者その他船舶の運航に関し権原を有する者として国土交通省令で定めるものは、異常気象その他の事由により前項に規定する船長が同項の規定による通報をすることが困難であると認めるときは、当該船長に代わつてこれをするよう努めなければならない。

〔第八十三条の二第一号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第一号中「日本政府」の下に「、同法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加える。 第五十条第一項中「は」の下に「国土交通大臣が交付する」を加え、同条第三項を次のように改める。

船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。

〔第五十条第四項中「船員手帳の」を「前各項に定めるものほか、船員手帳の様式並びにその」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項に定めるものほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があつたことを知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内における職務を行ふ旨を定めた雇入契約を修了した旨の証明書を交付しなければならない。ただし、船舶所有者が国土交通省令で定めることにより船員に対し当該勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでない。

第二条 特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練

〔第八十一条の二〕 船舶所有者は、船員と雇入契約（次条第一項に規定する特定雇入契約を除く。第八十二条の四において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受けている場合にあつては基本訓練を実施することを要しない。

〔第八十二条の二〕 船舶から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法その他の海上での救命に関する事項（次条第三項第一号において「生存技術」という。）を要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受けている場合にあつては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しない。

〔第八十二条の三〕 船舶から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法その他の海上での救命に関する事項（次条第三項第一号において「生存技術」という。）を要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受けている場合にあつては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しない。

〔第八十二条の四〕 前三号に掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための国土交通省令で定める事項

〔第八十二条の五〕 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練を修了した者に対し、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

〔特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習〕

〔第八十二条の六〕 船舶所有者は、船員と特定雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶その他の国土交通省令で定める船舶において船長その他の国土交通省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下この条から第八十二条の五までにおいて同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が同条第二項又は次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受けている場合は、この限りでない。

〔第八十二条の七〕 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する基本訓練を修了した者に對し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

〔第八十二条の八〕 船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる教育訓練の区分に応じ、当該各号に定める実技講習を受けさせなければならない。

〔第八十二条の九〕 生存技術に関する教育訓練 生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「生存講習」という。）であつて、第八十三条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録生存講習機関」という。）第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの

二 消火技術に関する教育訓練 消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習

(第五項第二号を除き、以下「消火講習」という。)であつて、第八十三条の十七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(第八十三条の十九及び第一百三十一条の三において「登録消火講習機関」という。)(第八十三条の十九において準用する第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が消火講習を自ら行う場合は、国土交通大臣)が行うもの前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以内に前項第一号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以内に船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項に規定する登録海技免許講習(次項第二号において「登録海技免許講習」という。)のうち同法別表第一の備考第三号又は第四号に規定する救命講習又は機関救命講習の課程を修了したこと。

三 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「船員条約」という。)又は千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「漁船員条約」という。)の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に前項第一号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

四 第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第二号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以内に登録海技免許講習のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第一の備考第五号に規定する消火講習の課程を修了したこと。

三 船員条約又は漁船員条約の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第一号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認する。

(特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の実技講習)

第八十一条の四 前条第三項から第五項までの規定は、船舶所有者が船員と締結した雇入契約を特 定雇入契約に変更した場合について準用する。

(特定雇入契約が存する船員に対する再講習)

第八十二条の五 船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第一号又は第四項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日(これ らの日が複数ある場合にあつては、直近の日)後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第一号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつては、直近の日後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第二号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十二条の三第三項第二号又は第五項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日(これら の日が複数ある場合にあつては、直近の日)後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第一号に定める実技講習又はこれに相当する講 習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

第八章の次に次の二章を加える。

第八章の二 登録生存講習機関等

第一節 登録生存講習機関

(登録生存講習機関の登録)

第八十三条の二 生存講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

第八十三条の三 (登録の要件等)

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」とい う。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 生存講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。
イ 実習水域(実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。)又は水泳プール及び飛び込み台を備えていること。
ロ 救命器具及び信号装置を備えていること。

二 生存講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。
イ 十八歳以上であること。

ロ 過去三年間に生存講習の実施に関する事務(以下「生存講習事務」という。)に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者。

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士(航海)の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

三 土交大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならぬ。この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者。

四 第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの。

五 前条の登録は、登録生存講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 生存講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 生存講習事務を行う事務所の所在地
四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第八十三条の四 登録生存講習機関は、前条第三項第一号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の更新)

第八十三条の五 第八十三条の二の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によつて、その効力を失う。

六 第八十三条の二及び八十三条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

七 (生存講習事務の実施に係る義務)

第八十三条の六 登録生存講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の講習を行ふことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により生存講習事務を行わなければならぬ。

八 登録生存講習機関は、その生存講習の課程を修了した者に対し、生存講習の課程を修了した旨の証明書(次条第二項において「修了証明書」という。)を交付しなければならない。

九 登録生存講習事務規程には、生存講習の実施方法、生存講習に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第十条の八 登録生存講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、生存講習事務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十三条の九 登録生存講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第一百条の十九第二項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 生存講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録生存講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録生存講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第八十三条の十 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十二条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録生存講習機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

第八十三条の十一 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録生存講習機関に対し、同条第一項の規定により生存講習事務を行うべきこと又は生存講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（生存講習事務の休廃止）

第八十三条の十二 登録生存講習機関は、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（登録の取消し等）

第八十三条の十三 国土交通大臣は、登録生存講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十三条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第八十三条の四、第八十三条の七、第八十三条の八、第八十三条の九第一項又は前条の規定二に違反したとき。
三 正當な理由がないのに第八十三条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。
四 第八十三条の十又は第八十三条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第八十三条の二の登録又はその更新を受けたとき。

第八十三条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
一 登録生存講習機関がないとき。

二 第八十三条の十二の規定による生存講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は登録生存講習機関に対し生存講習

事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録生存講習機関が天災その他の事由により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における生存講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。（公示）

第八十三条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八十三条の二の登録をしたとき。

二 第八十三条の四又は第八十三条の十二の規定による届出があつたとき。

三 第八十三条の十三の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により国土交通大臣が生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 登録消防講習機関

（登録消防講習機関の登録）

第八十三条の十六 国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録生存講習機関に対し、生存講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録生存講習機関の事務所に立ち入り、生存講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第三節 登録消防講習機関の登録

（登録の要件等）

第八十三条の十七 消火講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。（登録の要件等）

第八十三条の十八 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 消火講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習場（密閉された区画があるものに限る。）を備えていること。

ロ 水噴霧放射器、泡消火器、炭酸ガス消火器、粉末消火器その他の国土交通省令で定める器具を備えていること。

二 消火講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に消火講習の実施に関する事務（第三項第三号及び次条において「消火講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2 國土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者第二次条において準用する第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

三 前条の登録は、登録消防講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 消火講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 消火講習事務を行う事務所の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、國土交通省令で定める事項

(準用)

第八十三条の十九 前節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）の規定は、第八十三条の十

七の登録、消防講習、登録消防講習機関及び消防講習事務について準用する。この場合において、

第八十三条の四中「前条第三項第二号」とあるのは「第八十三条の十八第三項第二号」と、第八

十三条の五第二項中「第八十三条の二及び第八十三条の三」とあるのは「第八十三条の十七及び

八十三条の十八」と、第八十三条の七中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消防講習

事務規程」と、第八十三条の十中「第八十三条の三第一項各号」とあるのは「第八十三条の十八

第一項各号」と、第八十三条の十三第一号中「第八十三条の二第二項第一号」とあるのは「第八

十三条の十八第二項第一号」と、第八十三条の十六第一項中「この節」とあるのは「この節（第八

十三条の二及び第八十三条の三を除く。）並びに次条及び第八十三条の十八」と読み替えるもの

とする。

第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置

第八十三条の二十 船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図る

ため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境（船内にお

ける職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。以下この条において同じ。）を形成するよう努めなければならない。この場合において、第二号から第四号までに

掲げる措置については、当該船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様を勘案するもの

とする。

（船舶所有者の講ずる措置）

第八十三条の二十一 船舶所有者は、船内の他の船内作業による船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置

一 係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

二 船員室の新設、増設又は拡大

三 船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

四 浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置

五 空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

六 前各号に掲げるもののほか、快適な海上労働環境を形成するため必要な措置

（快適な海上労働環境の形成のための指針の公表等）

第八十三条の二十二 國土交通大臣は、前条に規定する措置に關し、その適切かつ有効な実施を行ふため必要な指針を公表するものとする。

2 國土交通大臣は、前項の指針に従い、船舶所有者又はその団体に対し、必要な指導及び助言を行ふことができる。

第六十五条第三項中「その者の船員手帳に」を削る。

第一百条の三第一項第六号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に、「より」を「より」に、「記載されて」を「記載され、又は同項ただし書の規定により船員に同項ただし書に規定する書面が交付されて」に改め、同項第三十四号を同項第三十六号とし、同項第三十三号中「第十八条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「第二十三条第五項」を「第二十二条の二第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三千二号を第三十四号とし、第十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 第八十二条の二第一項又は第八十二条の三第一項の規定により、船員についてこれらの規定に規定する基本訓練が実施されていること。

十九 第八十二条の三第三項から第五項まで（これらの規定を第八十二条の四において準用する場合を含む。）及び第八十二条の五の規定により、船員に第八十二条の三第三項各号に定める実技講習（第八十二条の五の規定の適用を受ける船員にあつては、これらに相当する講習であつて船員條約又は漁船員條約の締約国が認めたものを含む。）を受けさせていること。

第一百条の六第三項第一号中「第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第二十三号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第三号中「第三十三号」を「第三十五号」に改める。

第一百条の十九第一項中「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することのできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第一百条の二十六第二項第四号及び第一百三十六条において「及び」という。）を削る。

第一百七十二条の二第一項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする。」を「をし、又は航海当直部員適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「抹消され」の下に「又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ」を、「の証印」の下に「又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付」を加え、「抹消する」を「抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜる」に改め、同条第五項中「及び」を「並びに」に、「規定による証印」を「証印及び航海当直部員適任証書」に改める。

第一百七十七条の三第一項中「いる者」の下に「又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする。」を「をし、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書」に改める。

第一百一十条の四第一項中「いる者」の下に「又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする。」を「をし、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書」に改める。

第一百一十条の三第一項中「以下この条において「外國船舶」という。」を「」であつて「に改め、「もの」の下に「（以下この条において「外國船舶」という。）」を加え、「当該外國船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外國船舶の乗組員が次に掲げる要件の全て」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該外國船舶が漁ろうに従事する船舶以外の船舶である場合

二 当該外國船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施してい

イ 当該外國船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していること。

ロ 当該外國船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施してい

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合している

- (1) 当該外国船舶が船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約によりその職務に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書(2)において「締約国証明書」という。を受有していること。

(2) 当該外国船舶が船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとしたならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

二 当該外国船舶の乗組員が操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関する国際交通安全省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

二 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶である場合 次のイ及びロに掲げる要件

イ 当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1) 当該外国船舶が漁船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約により適當かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、漁船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が漁船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書(2)において「締約国証明書」という。を受有していること。

(2) 当該外国船舶が漁船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしたならば締約国証明書を受有することを要求される」とする者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

三百二十二条の三第二項中「同項第二号に定める」を「同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロ(2)に規定する」に改め、同条第三項中「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が一千六六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が」を削り、「要件のいずれか」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同条第六項中「二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び」を削り、「同条第一項の」を「同項の」に改めること。

三百二十二条の二中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 生存講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

六 消火講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

三百二十六条第七号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第十三条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

五百二十八条第二号中「から第十四条まで」を「第十三条又は第十四条」に改める。

五百三十三条中「第三項まで」の下に「、第八十一条の二第一項、第八十一一条の三第一項若しくは第三項(第八十一条の四において準用する場合を含む)、第八十一一条の五」を加え、「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る。

五百三十三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付に際して虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第一百三十二条の四を第一百三十二条の六とし、第一百三十二条の三を第一百三十二条の五とし、第一百三十二条の二の次に次の二条を加える。

第一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三章 政府以外の者の行う船員職業業務」

第二条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等」
を「第二章の二又は支那政府公共団体の行う船員職業紹介（第三十二条第一項第三十二条の六）」に、「船員の募

第三章 政府及び特定地方公共団体以外の者の行う船員職業紹介事業等

集を「船員の募集等」に改める。

第五条第一号中の「の者」の下に「第三十一条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う

く。」を、「船員の募集」の下に「、船員募集情報提供事業」を加え、同条第三号中「あつせんする」

の下に「ため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の船員職業紹介

事業を行うを加える。

第六条中第十六項を第十八項とし、第八項から第十五項までを二項ずつ繰り下げる。第七項を第八

頂と、同頂の次次の頂を加える。

この法律は、一 船員募集情報提供事業とは、次に掲げる行為を業として行うことをしていよいよ、この法律の適用するものとする。

船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者(以下この

項において「無料船員職業紹介事業者等」というのの依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

二 前号に掲げるもののほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律で「特定地方公共団体」とは、第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第七条の見出し中「無料船員職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行なう者」に改める。

第十二条の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため」を「地方運輸局長」の下に「から」を加え、「調査報告」を「調査報告等」に、「資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大すること」を「情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう」に改める。

(求人等に関する情報的的確な表示)

第十八条 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報(同項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第十九条第一項中「地方運輸局長」を「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」に改め、「必要な範囲内で」の下に「、国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条第二項中「地方運輸局長」の下に「及び求人者」を加える。

第二十一条第一項中「けい船」を「係船」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「けい船」を「係船」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、第二章第二節中同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の二項を加える。

(求人者への通知)
第二十条 地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一 当該あつせんに係る求職者の氏名
二 当該あつせんに係る求職者の船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)以下この条において「船舶職員法」という。)第四条第一項に規定する海技免許(次号並びに第七十四条第三号及び第四号において「海技免許」という。)の取得の有無

三 当該あつせんに係る求職者が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに船舶職員法第五条第二項に規定する履歴限定、同条第四項に規定する船橋当直限定及び機関当直限定、同条第五項に規定する機関限定並びに同条第六項の限定(第七十四条第四号において「履歴限定等」という。)の内容

四 当該あつせんに係る求職者の船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する操縦免許(次号並びに第七十四条第五号及び第六号において「操縦免許」という。)の取得の有無

五 当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が船舶職員法第二十三条の二第二項に規定する特定操縦免許(次号並びに第七十四条第六号及び第七号において「特定操縦免許」という。)であるか否かの別及び当該操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する技能限定(第七十四条第六号において「技能限定」という。)の内容

六 当該あつせんに係る求職者が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する履歴限定(第七十四条第七号において「履歴限定」という。)の内容

七 当該あつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受取の有無
イ 船舶職員法第二十三条において読み替えて準用する船舶職員法第十七条の四に規定する証明書
ロ 船員法第八十三条の六第二項(同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。)に規定する修了証明書

ハ 船員法第百十七条の二第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の航海当直部員適任証書

二 船員法第百十七条の三第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の危険物等取扱責任者適任証書

ホ 船員法第百十七条の四第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の特定海域運航責任者適任証書

ヘ 船員法第百十八条第三項の救命艇手適任証書

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十六条 刪除
第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介 (地方公共団体の行う船員職業紹介)

第三十一条 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行なうことができる。

2 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行なう旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。

3 特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他の業務の範囲(以下「取扱職務等の範囲」という。)を定めることができる。

一 職員(船員法第三条第一項に規定する職員をいう。)又は部員の別
二 商船又は漁船の別
(事業の廃止)

第三十二条の二 特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第三十二条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならない。

(取扱職務等の範囲等)
第三十二条の四 特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報(船員職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(準用規定)

第三十二条の五

第十五条から第二十二条まで（第二十一条第二項を除く。）の規定は、特定地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「地方公共団体」とあるのは、「他の地方公共団体」とし、第二十二条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは、「地方運輸局長は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

（申込みの受理に関する規定の適用）

第三十二条の六 特定地方公共団体が、第三十二条第三項の規定により取扱職務等の範囲を定めた場合においては、前条において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第三章の章名中「政府」の下に「及び特定地方公共団体」を加える。

第三十三条中「政府」の下に「及び地方公共団体」を加える。

第三十四条第二項中「その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」といいう。）」を「取扱職務等の範囲」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十六条第二号及び第四十条第三項中「取扱職種の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十二条第一項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」を「第二十二条まで（第二十一条第三項を除く。）」に、「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第二項中「取扱職種の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第三章第二节 船員の募集等

第二節 削除

第七十四条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第二号の次に次の六号を加える。

三 当該船員派遣に係る派遣船員の海技免許の取得の有無

四 当該船員派遣に係る派遣船員が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別及び履歴限定等の内容

五 当該船員派遣に係る派遣船員の操縦免許の取得の有無

六 当該船員派遣に係る派遣船員が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別及び当該操縦免許が特定操縦免許であるか否かの別及び当該操縦免許の技能限定の内容

七 当該船員派遣に係る派遣船員が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の履歴限定の内容

八 当該船員派遣に係る派遣船員の第二十条第七号イからヘまでに掲げる証明書の受有の有無

九 第九十二条第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第一百二十条まで」を「第一百二十二条まで並びに」に、「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

十 第九十三条第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に、「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

十一 第九十四条第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

十二 第九十六条第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項」を「次各号に掲げる規定」に、「無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者（地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項及び第二項において同じ。）及び無料船員労務供給事業者

二 第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する第十八条の規定 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項及び第二項において同じ。）及び第九十七条及び第九十八条第一項中「行う者」の下に「船員募集情報提供事業を行う者」を加える。

三 第一百条第一項中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、方公共団体若しくは」を「応じた船員」の下に「当該船員募集情報提供事業を行う者から船員の募集に関する情報の提供を受けた当該情報の提供に係る船員の募集に応じた船員」を加える。

四 第百一条の見出しを「報告徵収及び立入検査」に改め、同条第一項中「船員の募集若しくは」を「行う者（特定地方公共団体を除く。次項において同じ。）、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「求人者」を削り、同条第二項中「船員の募集若しくは」を「行う者、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「求人者」を削る。

五 第百十一条第二号中「船員の募集」の下に「第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

六 第百十三条第八号中「若しくは放送その他の第四十八条第二項」を「その他第十八条第一項（第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。）に改め、船員の募集」の下に「第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

七 第三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

八 第八条（第二十二条の四）に改める。

九 第一条中「資格並びに」を「資格その他の要件並びに」に改める。

第五条第二項中「海技士（航海）に係る海技免許にあつては」の下に「漁ろうに從事する国土交通省令で定める船舶（第十八条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条の三第三項において「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに」を加える。
 第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」に改め、同項第三号中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項）において準用する場合を含む。」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」に改める。

第十七条の四中「第十七条の二第一項に規定する要件及び」を削る。
 第十八条第一項中「その船舶」の下に「（小型船舶を除く。以下この章（第四項第一号及び第二十一条の五第一項第二号）を除く。）において同じ。」を、「以下」の下に「この節において」を加え。
 同条第二項中「国土交通省令で定める」を削り、同条に次の二項を加える。

4 船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗組ませてはならない。
 一 特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。

2 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 漁ろうに從事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに從事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものを習得させるための講習（以下「漁ろう操船講習」という。）であつて第二十二条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第二十三条及び第三十条において「登録漁ろう操船講習機関」という。）第二十三条において準用する第十七条の十四の規定により国土交通大臣が漁ろう操船講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣が行うものの課程を修了した旨の証明書（その乗組みの日前五年以内に交付されたものに限る。）を受有していること。

ロ その乗組みの日前五年以内に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの国土交通省令で定める知識及び能力を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。

第二十一条第二項中「第十八条第二項の国土交通省令で定める」を削り、同条に次の二項を加える。

4 第十八条第四項各号に掲げる要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならない。

第一項中「条約」を「この項及び第二十九条の三第一項において「船員条約」に「条約」を「船員条約」に「以下「締約国資格証明書」を「次項及び第四項において「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第二項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に「以下」を「次項及び第五項において」に改め、同条第四項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第七項の表第七条の項中「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改め、同表第十五条第一項の項及び第十五条第二項の項を削り、同表第十五条规定を削る。」の項中「締約国資格証明書」を「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」に改め、同条を第二十二条の二とし、第二章第三節中同条の次に次の二項を加える。

（漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第二十二条の三 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下この項、第二十二条の五第一項第一号口（3）及び第二十九条の三第一項において「漁船員条約」という。）の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の承認及びその承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項中「船員条約締約国資格証明書を」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書を」と、「船員条約締約国資格証明書で」とあるのは「資格証明書で」と、同条第四項中「船員条約締約国資格証明書」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書」と、同条第七項の表中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」とあるのは「第二十二条の三第一項に規定する資格証明書」と読み替えるものとする。

3 第十八条第四項及び第二十二条第四項の規定は、第一項の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は同項の承認を受けた者が特定漁船に乗り組む場合には、適用しない。
 第二章に次の二節を加える。

第四節 登録漁ろう操船講習機関
 （登録漁ろう操船講習機関の登録）
 第二十一条の四 漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第二十二条の五 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 漁ろう操船講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。
 イ 講義室を備えていること。
 ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

（1）船舶の航行の安全に影響を及ぼす漁ろう設備に関すること。
 （2）漁ろうに從事しつつ行う船舶の操船に関すること。
 （3）漁ろうに從事する船舶の航行の安全に関する最新の法令及び漁船員条約に関すること。

二 漁ろう操船講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。
 イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に漁ろう操船講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三条において「漁ろう操船講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 五級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格に係る海技免許を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

二 第十八条第四項第一号に掲げる要件に該当する者又は国土交通省令で定める船舶において

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録漁ろう操船講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 漁ろう操船講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 漁ろう操船講習事務を行う事務所の所在地

四 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第二十二条の六 第二十二条の四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受ける。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準用)

第二十三条 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録漁ろう操船講習機関、漁ろう操船講習及び漁ろう操船講習事務について準用する。この場合において、第十七条の四中「行わなければ」

とあるのは「行うとともに、その漁ろう操船講習の課程を修了した者に対し、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を交付しなければ」と、第十七条の六第二項中「料金」とあるのは「料金、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書の交付の手続」と読み替えるほか、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の十一の表第五条第七項の項を削り、同表第六条第二項の項中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項(第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十六条第一項中「海技免状更新講習」の下に「漁ろう操船講習」を加え、「国土交通大臣が行う」を「これらの講習を国土交通大臣が行う場合における」に、「第二十三条第一項」を「第二十

二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」に、「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約資格受有者承認原簿若しくは漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改める。

第二十六条の二中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項(第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十九条の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「条約」を「船員条約」に改め、「締約国の船舶」の下に「漁ろうに従事するものを除く。」を加え、同項第二号中「条約」を「船員条約」に改め、「非締約国の船舶」の下に「漁ろうに従事するものを除く。」を加え、同項に次の二号

三 漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

四 漁船員条約の非締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約を使用するとしたならば前号の資格証明書を受有することを要求されることがあるが、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第二十九条の三第二項中「前項第二号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

第二十九条の三第三項中「登録漁ろう操船講習機関」を加える。

第三十条第一号中「第十七条の十九」の下に「第二十三条」を、「養成を行う者」の下に「登

第三十一条第二号中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項(第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条に次の二項を加える。

2 第二十九条の二第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の四中「第十七条の十九」の下に「第二十三条」を加え、「第十七条の八第二項各号」を「第十七条の八第二項」に改める。

第三十二条中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項(第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十三条中「第三十条の三(同条第四号を除く。)又は第三十二条第三号」を「第三十条の三第二項又は第三十二条第二項」に改める。

附 則

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条の規定 公布の日

二 第一条中船員法第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十六条の改正規定(同条第七号の改正規定を除く。)及び同法第一百二十八条第二号の改正規定並びに附則第五条及び第十八条の規定 令和六年五月二十日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

三 第一条中船員法目次の改正規定(「百三十六条」を「百三十七条」に改める部分を除く。)、同法第八十一条の次に四条を加える改正規定、同法第八章の次に二章を加える改正規定(第八章の二に係る部分に限る。)、同法第一百条の三第一項の改正規定(同項第六号の改正規定を除く。)、同法第一百条の六第三項第一号及び第三号、第一百条の十九第一項、第一百二十条の三第一項まで及び第六項並びに第一百二十一條の二の改正規定、同法第一百三十条の改正規定(まで若しくは「を」まで又は「に改め、違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る部分を除く。)、同法第一百三十一条の四を第一百三十一條の六とし、第一百三十一条の三を第一百三十一條の五とし、第一百三十一条の二の次に二条を加える改正規定、同法第一百三十三条第一項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。)並びに同法第一百三十六条の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十二条第二項及び第三項、第十三条、第十六条、第二十一条並びに第二十六条の規定 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日

四 次条から附則第四条まで並びに附則第十条、第十二条第一項、第十九条及び第二十条の規定 前号に定める日前の政令で定める日

(登録生存講習機関の登録に関する準備行為)

第二条 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。附則第七条第一項において同じ。)によ

る改正後の船員法(以下「第三号新船員法」という。第八十三条の一の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、同条の規定の例によ

り、その申請を行うことができる。

四 土国交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、

第三号新船員法第八十三条の二、第八十三条の三及び第八十三条の十五第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第三号新船員法第八十三条の二の登

罰金に処する。

第二十九条の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(登録生存講習機関の登録生存講習事務規程に関する準備行為)

第三条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号新船員法第八十三条の七の規定の例により、同条第一項に規定する登録生存講習事務規程の届出を行なうことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

(登録消火講習機関への準用)

第四条 附則第二条の規定は、第三号新船員法第八十三条の十七の登録について準用する。この場合において、附則第二条第二項中「第八十三条の二、第八十三条の三及び」であるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八」の規定並びに第三号新船員法第八十三条の十九において準用する第三号新船員法」と、「第八十三条の十五」とあるのは「第八十三条の十九において準用する第三号新船員法第八十三条の十五」と読み替えるものとする。

(コンテナが海中に転落した場合における通報に関する経過措置)

第五条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる規定に限る。)による改正後の船員法第十三条の二の規定は、輸送中のコンテナが同号に掲げる規定の施行の日以後に海中に転落した場合について適用する。

(基本訓練及び実技講習に関する経過措置)

第六条 第三号新船員法第八十一条の二第一項の規定は第三号施行日以後に同項に規定する雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一条の三第一項及び第三項の規定は第三号施行日以後に同条第一項に規定する特定雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一条の四の規定は第三号施行日以後に当該雇入契約を当該特定雇入契約に変更した場合について、それぞれ適用する。

2 第三号施行日前に船舶所有者が船員法第一条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)について第三号新船員法第八十一条の二第一項に規定する基本訓練と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する教育訓練を実施した場合においては、当該船員を同条第二項に規定する証明書を受有しているものとみなして、同条第一項及び第三号新船員法第八十一条の三第一項の規定を適用する。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一条の二第一項に規定する雇入契約が存する船舶所有者であつて、第三号施行日前に当該船員について前項に規定する教育訓練を実施していないものは、当該船員との間で第二号施行日に当該雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。

4 第三号施行日前五年以内に船舶所有者が船員に第三号新船員法第八十一条の三第三項各号に定める実技講習と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせた場合においては、当該船員を当該各号に定める実技講習の課程を修了したものとみなして、同項から同条第五項まで(これらの規定を第三号新船員法第八十一条の四において準用する場合を除く。)及び第三号新船員法第八十一条の五の規定を適用する。

5 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一条の三第一項に規定する特定雇入契約が存する船舶所有者であつて、第三号施行日前五年以内に当該船員に第一項の規定により交付された海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力があるものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第一百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。

第七条 第一条の規定による改正前の船員法(次項において「第三号旧船員法」という。)第一百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力があるものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第一百条の三第一項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

2 第三条旧船員法第一百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力があるものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第一百条の三第一項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

(船員手帳及び勤務成績証明書に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に船員法第三十七条に規定する雇入契約の成立等があつた場合における当該雇入契約に係る船員の勤務に関する事項の船員手帳への記載については、なお従前の例による。

(施行日の前までの間の読み替え)

第九条 第三号施行日から施行日の前日までの間は、第三号新船員法目次中「第八章の三快適な海上労働環境の形成のための措置(第八十三条の二十・第八十三条の二十二)」とあるのは、「第九章八十四条(第八十六条)」とする。

(登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為)

第十条 第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「新船舶職員法」という。)第二十二条の四の登録を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定並びに新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五(第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ新船舶職員法第二十二条の四の登録及び新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五の規定による公示とみなす。

(登録漁ろう操船講習機関の登録漁ろう操船講習事務規程に関する準備行為)

第十二条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六の規定の例により、新船舶職員法第二十二条の五第一項第二号に規定する漁ろう操船講習事務の実施に関する規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六第一項の規定による届出とみなす。

(特定漁船に係る乗組み要件に関する経過措置)

第十三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号に掲げる海技士(航海)の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者は、第三号施行日の前日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、漁ろうに從事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力(漁ろうに從事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)を有する旨の認定を受けることができる。

2 新船舶職員法第十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、船舶所有者が前項の認定を受けた者を新船舶職員法第五条第二項に規定する特定漁船に乗り組ませる場合における当該船舶所有者については、第三号施行日から起算して二年を経過する日(次項において「二年経過日」といいう。)までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定（附則第一条第三号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の船員法及び第二条の規定による改正後の船員職業安定法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十五条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

（海難審判法の一部改正）

第十六条 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項」に改める。

第四十六条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項及び第二十二条の三第一項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十五第二項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改め、同項第二号中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

附則第九条第十五項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百八条中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一百三十六号中「船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録（第三十二号に掲げるものを除く。）」に改め、同号（七）を同号（八）とし、同号（四）から（六）までを同号（五）から（七）までとし、同号（三）の次に次のように加える。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条 登録免許税法（昭和二十二年法律第二百号）の規定による登録

(一) 船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録件数	登録件数
(二) 船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録件数	登録件数
(三) 船員法第二百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録件数	登録件数
円 一件につき九万円	円 一件につき九万円
円 一件につき九万円	円 一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一百三十六号（並びに第二百三十七号の二）及び（二）に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同表第百三十六号（四）中「船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第十一条第二項（登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為）の登録」と、同表第百三十七号の二（中「船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第四条第一項（登録消火講習機関への準用）において準用する同法附則第二条第二項の登録」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十七の四の項中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（同法第二十二条の三第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二十二条 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「特定地方公共団体（）を削り、「に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。」並びに「」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第四項」と、「に、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第四項」を「同条第五項」に改め、「同法を削り、「募集情報等提供」の下に「を業として」を加え、「労働者の募集に関する情報を提供すること」を「第六条第九項に規定する船員募集情報提供事業を」に改め、「特定地方公共団体を含む。」事業主」を削り、「は「事業主」を「は」に改め、「特定地方公共団体」及び「特定地方公共団体」を削る。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第七十三条」を「第七十三条第一項」に、「命令」を「政令」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第二十四条 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の二中「第六条第四項」を「第六条第四項に規定する特定地方公共団体 同条第五項に、「同条第五項に」を「同条第六項に」に改め、「地方運輸局」の下に「船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加え、「第二十一条（一）を「第二十二条（一）に、公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所若しくは」を「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体」とあるのは「に」と「公共職業安定所長」を「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体」と「公共職業安定所長」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「の各号」を削り、同条第二号中「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第九条第一項中「第四十三条」を削り、「規定」の下に「並びに同法第二百九条の規定（船員職業紹介事業に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第二項、第二十一条」を「第二十二条まで（第二十一条第一項及び第三項を除く。）」に改める。

第十条中「第五十三条」を「第五十四条」に改め、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定(船員労務供給事業に関し必要な事項に係る部分に限る。)」を加える。

第十一条第五項中「第七条」の下に「第十八条」を加え、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二条第一項」を「同法第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同法第二十二条第一項に「けい船」を「係船」に改める。

第十四条第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表二十六の二の項中「締約国資格証明書」を「船員労務供給事業者若しくは同法第二十条の三第一項に規定する資格証明書」に改める。

(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条の改正規定中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十四項」を「第六条第十五項」を「第六条第十六項」に改め、同法第八十七条の次に一条を加える改正規定中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「第六条第十七項」を「第六条第十八項」に改め、「第六条第十九項」を「第六条第二十項」に、「第六条第二十一項」を「第六条第二十二項」に、「第六条第二十三項」を「第六条第二十四項」に、「第六条第二十五項」を「第六条第二十六項」に、「第六条第二十七項」を「第六条第二十八項」に改める。

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

法律第三十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

(労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第三条第三項中「注文者等」を「注文者その他の」に、「工期」を「作業方法、工期、納期」に、「そ

こなう」を「損なう」に「附さない」を「付さない」に改める。

第四十五条第二項中「ときは」の下に「当該事業者(事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は」を「労働者で」の下に「当該」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「による自主検査」の下に「(特定自主検査を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。

第五十三条第一項第五号中「及び」を「又は」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改め、同項第三号中「第一号」を「前二号のいずれか」に改める。

2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならぬ。

第五十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

3 前条の規定による命令に違反したとき。

第五章第一節中第五十四条の六を第五十四条の七とし、第五十四条の五の次に次の二条を加える。

第五十四条の六

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十六条の次に次の二条を加える。

(技能講習修了証の不正交付等への対処)

第七十六条の二 何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2 都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

第七十七条第三項中「字句」と「字句に」に改め、同項の表第四十六条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

号第四十六条第二項第二二年
二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができるができない期間を指定した場合は、その期間)

第七十七条第三項の表第五十二条の二の項中「第七十七条第六項又は第七項」を「第七十七条第七項又は第八項」に改め、同表第五十三条第一項第二号の項中「第七十七条第七項若しくは第七項」を「第七十七条第七項若しくは第八項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項の次に次のように加える。

御名 御璽
令和七年五月十四日

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 石破 茂

号第五十三条第一項第五
号第五十二条又は第五十二条の二

第五十二条又は第五十二条の二
号第五十二条の二第二年

第五十二条、第五十二条の二又は第七
号第五十二条の二第二年

第七十七条第七項中「前条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三条第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができる期間を指定することができる。

第一百八十九条中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改める。

第二条 労働安全衛生活法の一部を次のように改正する。

目次中「第一百条」を「第一百条の二」に改める。
 第二条第四号中「をは握」を「(作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。)」
 を把握に改める。

第四条中「労働者」の下に「及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの」を加える。

第九条中「事業者、事業者の」を「事業を行う者、その」に改める。

第十一条中「その労働者及び」を「当該の場所において、その労働者である作業従事者」に改める。第十五条第一項中「その労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。(当該労働者である作業従事者

のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者には、当該者を含む。)及び」「すべて」を「全て」に、「の労働者が当該場所において」を「に係る作業従事者が」に、「労働者の作業」を「作業従事者の作業」に改め、同項ただし書中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。第十五条の三第一項中「労働者及び」を「労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者には、当該者を含む。)及び」「すべて」を「全て」に、「の労働者が当該場所において」を「に係る作業従事者が」に、「労働者の作業」を「作業従事者の作業」に改め、同項ただし書中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十五条の二第一項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十六条及び第二十七条第一項中「労働者」の下に「及び労働者と同一の場所において仕事の

作業に従事する労働者以外の作業従事者」を加える。

第二十九条第一項及び第二項中「の労働者」を「に係る作業従事者」に、「行なわなければ」を行なわなければ」に改め、同条第三項中「その労働者」を「関係請負人に係る作業従事者」に改める。

第二十九条の二中「の労働者」を「に係る作業従事者」に改める。

第三十条第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者(当該労働者である作業従事者のか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)」を加え、「の労働者」を「に係る作業従事者」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「の労働者」を「作業従事者」に改める。

第三十一条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「受けた事業者」を「受けた者」に改め、同

条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を「とき」の下に「又は二以上の個人事業者のみに貸与するとき」を加える。

第三十六条中「第三十一條第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一條第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る労働者を「全ての作業従事者」に、「第一項の」を「同項の」に改める。

第三十条の二第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)」を加え、「の労働者」を「に係る作業従事者」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」の作業従事者」に改める。

第三十条の三第一項及び第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(作業場所管理事業者の講すべき措置)

第三十条の四 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの(以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。)は、その管理するの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人

(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む)に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることがあるときは、適用しない。

第三十一条第一項中「すべて」を「全て」に、「第三十二条の四において同じ。」の労働者」を「に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)」に改め、「当該労働者の」を削る。

第三十二条の三第一項中「の労働者が」を「又は個人事業者(事業を行う者で、労働者を使用しないものを)」に、「の労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。」に改める。

第三十二条第七項中「第五項」を「第六項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、「の元方事業者等」の下に「第三十条の四第一項の作業場所管理事業者」を加え、「第三十二条第一項」を「第三十二条の四第一項、第三十三条第一項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十二条第一項」を「第三十三条の四第一項、第三十二条第一項に、「労働者」を「作業従事者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「受けた事業者」を「受けた者」に改め、同条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を「とき」の下に「又は二以上の個人事業者のみに貸与するとき」を加える。

第三十六条中「第三十一條第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一條第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

第三十八条第一項中「特定機械等を製造し」を「特定機械等(別表第一第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。)を製造し」に、「当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものを)」に、「のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第三十九条第一項中「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

事業者（所）が何種類か定めた数以上の労働者を雇用する者に限る（又は個人事業者（所）の者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」

（）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合こゝは、当該幾種等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してお

第四十三条の二中「第四十二条の機械等」を「第四十二条第一項の機械等」に改め、同条第二号中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「第四号」の下に「及び別表第四第十四号」を加える。

第四十四条第一項及び第四十五条の第一項中「第四十一条」を「第四十二条第一項」に改める。
第四十五条第二項を次のように改める。

卷之三

業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならぬ。
第四十五条第五項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定

めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に

一、事業者 当該各号に定める方法において行わなければならぬ。
（当該事業者が法へどうる場合又は、二の代表者又は委員）
（こうる年数）

事業者 当該事業者(当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該事業者が

該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受

け 他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という）は実施させる方法

二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するも

のが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

「第三二八条第一項の規定による登録審査機関を登録設計審査等機関に改め同条第一項

中「第三十八条第一項の規定による」を「第三十七条第三項の」に改め「ところにより」の下は、「次の各号に掲げる特定機械等の区分ごとに当該各号に定める業務を行うことについて」を加え、

「区分ごとに、製造時等検査」を「地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査（以下「設計審

査等」という。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる機械等に係る特定機械等
設計審査及び製造時等検査

イ 別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等
1 列表第一第四号ニ掲げシ幾種若干

別表第一 第四号に掲げる機械等
別表第一 第八号に掲げる機械等

二 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査

イ
別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等
別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等

第四十六条第一項		第三十七条第三項		第四十一条第二項	
第四十九条	第四十七条第四項	第五十三条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。	第五十三条の三中「第四十六条及び」を「第四十六条(第一項(各号に係る部分に限る。)及び二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)を除く。)及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十一条(見出しを含む。)から第五十条まで及び前条(見出しを含む。)の規定中「設計審査等」とある「性能検査」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とある「外国登録性能検査機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の次のように改める。	第五十三条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。	第五十三条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。
第四十九条	第四十六条第四項	第四十六条第三項第三号	第四十六条第三項第四号	第四十六条第三項第三号	第四十六条第三項第三号
あらかじめ	製造時等検査	登録設計審査等機関登録簿	設計審査等	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行ふことによる地域の区分	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行ふことによる地域の区分
第四十七条第二項	第四十六条规定第六号	第四十六条第三項第五号	第四十六条第三項第五号	設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」といいう。)を行うもの	設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」といいう。)を行うもの
第四十七条第二項	第四十六条第三項第六号	第四十六条第三項第五号	第四十六条第三項第五号	別表第八	別表第八
休止又は廃止の日の三十日前までに	性能検査	登録性能検査機関登録簿	性能検査	厚生労働省令で定める区分	厚生労働省令で定める区分

号第四十六条第三項第六	特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械
第四十六条第四項	設計審査等	登録設計審査等機関登録簿
第四十七条第二項	設計審査を行うときは、審査員にこれを行はせ、製造時等検査を行うときは、検査員	個別検定
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分	登録個別検定機関登録簿
第四十七条第四項	第四十四条第三項の基準	個別検定
第四项	第五十一条（見出しを含む。）	第五十一条（見出しを含む。）
第五项	第五十二条	第五十二条
第六项	第五十二条の二	第五十二条の二
第七项	第五十三条の二（見出しを含む。）	第五十三条の二（見出しを含む。）
第八项	第五十三条第一項及び第二項第三号	第五十三条第一項及び第二項第三号
第九项	都道府県労働局長	都道府県労働局長
第十项	厚生労働大臣又は都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
第十一项	設計審査等の	設計審査等の
第十二项	設計審査等の	設計審査等の
第十三项	個別検定の	個別検定の
第十四项	個別検定の	個別検定の
第十五项	個別検定を	個別検定を
第十六项	検定員	検定員
第十七项	検査方法	検査方法
第十八项	製造時等検査	製造時等検査
第十九项	第四十七条第四項	第四十七条第四項
第二十项	第四十七条第三項	第四十七条第三項
第二十一项	第四十七条第二項	第四十七条第二項
第二十二项	第四十六条第四項	第四十六条第四項
第二十三项	第四十六条第三項	第四十六条第三項
第二十四项	第四十四条第一項	第四十四条第一項
第二十五项	第三十七条第三項	第三十七条第三項
第二十六项	第四十六条第一項	第四十六条第一項
第二十七项	第四十四条の二第一項	第四十四条の二第一項
第二十八项	厚生労働省令で定める区分	厚生労働省令で定める区分
第二十九项	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号について、厚生労働省令で定める区分	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号について、厚生労働省令で定める区分
第三十项	（以下「設計審査等」とい	（以下「設計審査等」とい
第三十一项	設計審査又は製造時等検査	設計審査又は製造時等検査
第三十二项	う。）	う。）
第三十三项	同条の表を次のように改める。	同条の表を次のように改める。

第五十七条の二第一項中「提供する者」の下に「(次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。)」を加え、同条第二項中「通知対象物を譲渡し、又は提供する者」を「通知対象物譲渡者等」に、「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三を第六十五条の四とし、第六十五条の二の次に次の二条を加える。

(健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定)
第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる

場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならぬ。

事業者は厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならぬ。

3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。

4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第一項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるほかを加え、同項の表を次のように改める。

第四回
以外の部分 第二項各号 登録

第一項において「登録」という。」

号に登録を受けることができない期間を指 定した場合は、その期間)

第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿
第四十八条 第四十九条	登録教習機関登録簿

第五十条第一項及び第二項
及び第五十一条第三項

第五十二条
登て(外
國に
ある事
務所
におい
て設
計審
査等
幾種
の業
務を
行う
が第七
十七條
第一項
各号

一、外國登録設計審査等機関
二、い弟第三頁各号
六条第二項を除く。が第四十

第五十二条の二
（外国登録が第四十七条第七項又は第八項
を除く）が第七十七条第七項又は第八項

第十四条若しくは第六十一条第一項の
支能講習若しくは第七十五条规定の
設計審査等を

本文計画書等の 第十四条告（くわくは第六十一条第一項）	教科書（くわくしょ）を「カタイシ」（カタイシ）
--------------------------------	-------------------------

第五十三条第一項各号
以外の部分
列記
を除く。が次の各号
(外国登録設計審査等機関
が次の各号

第十四条若しくは第六十一条第一項の
技能講習若しくは第六十五第三項の
設計審査等の

第五十三条の二第二項	第五十三条第一項第三号	第五十三条第一項第五号	第五十三条の二の見出し	第五十三条の二第一項	第五十二条第二項各号又は第三項各自号	第五十条第三項各号
設計審査等	当該設計審査等	により設計審査等	による設計審査等	設計審査等	第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
講習	当該第十四条又は第六十一条第一項の技能講習	ににより第十四条又は第六十一条第一項の技能講習	のによる第十四条又は第六十一条第一項の技能講習	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習	第十五条、第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習

第一百一条第四項中「により通知された事項」の下に「(同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。)」を加える。

4 を「設計審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

第一百十二条第一項第四号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同項第四号の二中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第五号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第一百十二条の二第一項中「官報で告示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同項第二号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第四号及び第六号中「製造時等検査」を「設立登記等」に改める。

第一百十五条の三第一項中「製造時等検査」を「設計審査等」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第一百六十二条及び第一百七十三条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。
第一百八十二条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第五十七条の二第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
第一百二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十

二条第一項から第六項までを「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に、「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項」に改め、「第一百一十二条第一項」の下に「若し

くは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第一百二十二条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

附則第四条を削る。

別表第一中「第三十七条」の下に「、第三十八条」を加える。
別表第四に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げるもののほか 第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの

別表第四の二（第四十六条関係）

一 条件

イ
学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者

(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業者」という。)で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ

別表第六（第四十六條關係）

一
条件

工学関係大学等卒業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上あり、かつ、検査実習が十件以上あるものを修了したものであること。

と する 機 械 等	別表第一 第一号又は第 二号に掲 げる機械等	別表第一 第四号に掲 げる機 械等	別表第一 第一号及び第 二号に掲 げる機械等	研修を行 う機械等
(2) の で ある こと。	別表第一 第八号に掲 げる機 械等	別表第一 第四号に掲 げる機 械等	別表第一 第一号及び第 二号に掲 げる機械等	(1) に つ い て 行 わ れ る こ と。
本 び 関 係 法 令、 強 度 計 算 方 法及 び 檢 查 基 準 の 登 錄 設 計 審 查 等 機 關 が 行 う も	八 工 作 及 試 驗 方 法 二 附 屬 裝 置 及 附 屬 品	口 料 及 試 驗 方 法 イ 特 定 機 械 等 の 構 造	と い て 行 わ れ る こ と。 と い て 行 わ れ る こ と。	要 件

口 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校等卒業者」という）で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表右欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

□工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第四第十四号に掲げる機械
型式検定に必要な機械的試験、電気的試験又は寸法検査その他
の他の試験を行うために必要な機械器具その他の設備として
政令で定めるもの

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける附則第二条第二項の登録に係る前

条の規定による改正前の登録免許税法の規定の適用については、同法別表第一第八十三号中「登

録性能検査機関」とあるのは「登録設計審査等機関、登録性能検査機関」と、同号(三)中「除く。」

とあるのは「除く。」又は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和七年法律

第三十三号)附則第二条第二項(登録設計審査等機関の登録に関する準備行為)の登録とする。

(労働者派遣法の一部改正)

第十三条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十二条」の下に「第六十二条の二」を加え、同条第三項中「第二項」

の下に「及び第三項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第四項中「同

項」の下に「及び第三項」を加え、同条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第四十五条第

二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改

め、同条第十五項中「事業者」とあるのは「事業者」を「事業を行う者」とあるのは「事業を行

者」に「を含む。」以下この条において同じ。」を「を含む。」に、「第四項まで、第三十三条第一項、

第三十四条」を「第三項まで」に改め、「第九十九条第一項」を削り、「事業者を含む。」と、下

に「同法第三十三条第一項、第三十四条及び第九十九条第一項中「事業を行う者」とあるのは「事

業を行なう者(派遣先の事業者を含む。)と、同法第三十二条第四項中「請負人」とあるのは「請負

人(派遣先の事業者を含む。)と」を加え、「[の労働者]とあるのは「[の労働者]」を「[労働者]

とあるのは「[労働者]」に改め、「派遣中の労働者」という。」を含む。」の下に「以下この項におい

て同じ」を加え、「第三十一条の四及び第三十二条第四項、第六項及び第七項」を削り、「労働者

を含む。」と、の下に「同法第三十一条の四、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第九

十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者(派遣中の労働者を含む。)」と、「第一百

三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」の下に「第五十七条の二第四項及びこれに

基づく命令の規定を除く。」を加え、「又はこれに基づく命令の規定」を「又はこれに基づく命令

の規定(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。)」に改める。

第四十七条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」を「第三項まで」に改める。

第十四条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十条の二」の下に「第二項を除く。」を加え、同条第三項中「第三十

条の三まで」を「第三十条の四まで」に、「並びに第三十条の三第一項及び第四項」を「第三十条

の三第一項及び第四項並びに第三十条の四第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、

「含む。」と、の下に「同法第三十条の四第二項中「第三十条の二第一項に」とあるのは「第三

十条の二第一項(これらの規定が労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)」

と」を加え、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項第一号」に、「及び同条第三

項」を「及び同条第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条第二項及び第三項」を「第四十五条

第三項及び第四項」に改め、同条第十五項中「第一百条から第百二条まで」を「第一百条、第一百一、

第一百二条」に改め、「事業者(派遣先の事業者を含む。)」と、の下に「同法第三十二条第四項中「

事業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者(派遣先の事業者を含む。)」と、

三十二条第四項中「第三十二条第五項中」に、「第三十二条第四項、第六項及び第七項」を「第

三十二条第五項、第七項及び第八項」に改め、同条第十六項中「第四十五条第一項若しくは第二項

を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年五月十四日

政令

内閣総理大臣 石破 茂

政令第一百九十一号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条

の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「こえ」を「超える」に改め、同号へ中「こえる」を「超える」に改め、同

第三十二条号中「かつ」及び「あつては」の下に「総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十

三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あ

たつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に

改め、同項第十号の二ル中「かつ」及び「あつては」の下に「総務省令で定める場合を除き」を加

える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」

に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱

所その他これに類する一般取扱所

所その他の他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

次に掲げる製造所等について、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

二 前項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中

規範の下に「同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号(イ

からハまで及び子を除く。)の規定」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、

総務省令で定める場合

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等

へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

(施行期日)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣 村上誠一郎

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

○総務省令第四十九号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十四日

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に對応して掲げる規則（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

省
令

総務大臣 村上誠一郎

〔避雷設備〕

〔略〕

〔高層倉庫の基準〕

第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。

〔一・二 略〕

三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の四に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

〔屋内貯蔵所の架台の基準〕

第十六条の二の二 令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

一 架台は不燃材料で造ること。

二 架台は堅固な基礎に固定すること。ただし、告示で定める架台にあつては、この限りでない。

〔二・三 略〕

〔蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例〕

第十六条の二の八 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う

屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。

〔一・三 略〕

四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下この条及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とする。

五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又はこん包するほか、次のいずれかの方法とすること。

〔イ・ハ 略〕

六 消火設備は、第三十五条の二第三項各号に定めるところにより設けること。

〔避雷設備〕

〔新設〕

〔高層倉庫の基準〕

第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。

〔一・二 同上〕

三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

〔屋内貯蔵所の架台の基準〕

第十六条の二の二 令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

〔新設〕

〔二・三 同上〕

〔蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例〕

第十六条の二の八 〔同上〕

2 〔同上〕

四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とする。

五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。

〔イ・ハ 同上〕

六 消火設備は、第三十五条の二第二項に定めるところにより設けること。

第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第十七条の二の五第一項前段又は第十七条の三第一項前段に規定する場合には、それぞれ法第十七条の二の五第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）の例により、消防用設備等（法第十七条第一項の消防用設備等をいう。以下同じ。）が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第四号から第十五号までの規定は、適用しない。

一 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。

二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。

四 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

五 蓄電池の充電率は、六十パーセント以下とすること。

六 蓄電池は、告示で定める基準に適合すること。

七 蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下この条において「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又はロの集積場所の規定の例によること。

九 貯蔵場所（前号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ（1）の空地を含む。）の床面積（第三十五条の二第四項第二号の規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の三分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二の準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁（特定防火設備（隨時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。

イ 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

三十五の二第四項各号に定めるところにより消防設備を設けること。

4

- 第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第十五号までの規定は、適用しない。
- 一| 前項第五号から第十号までの規定の例によること。
- 二| 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。
- 三| 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。
- 四| 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。
- 五| 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
- 六| 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの
- (1)| 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。
- (2)| 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。
- (3)| 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (i)| 特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。
- (ii)| 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。
- (4)| 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。
- 七| 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 八| 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る（以下「保安対象用途」という。）に供するものである場合は、次のイ及びロによること。
- イ| 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- (1)| 指定数量の倍数が三十未満であること。

〔新設〕

(2) 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（隨時開けることができる自動閉鎖の特定期防火設備が設けられているものに限る。以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十七ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

口|
保| 安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。
口| (1) 屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。
口| (2) 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

（水圧試験の基準）

(水圧試験の基準)

三十条の五の二 合第十一条第一項第四号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項及び令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項においてその例による場合を含む。）及び令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合並びに令第十七号ハにおいてその例による場合を含む。）、令第十三号第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次二号においてその例による場合を含む。）の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一 高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）又は同法第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設である

一 高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）である

一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（口に掲げるものを除く。）最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で行う水圧試験

イ
一般高圧ガス保安規則の適用を受けるもの（二に掲げるものを除く。）同規則第六条第一項第十一号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第九十九条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験
口 液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（二に掲げるものを除く。）同規則第六条第一項第十七号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第九十七条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験

(1) 高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たるもの
　設計圧力が○・四三メガパスカル以下のもの（④に掲げるものを除く。）
二倍の圧力で行う水圧試験

(4) 高合金鋼を材料とするもの 設計圧力の一・五倍の圧力で行う水圧試験

扱所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。)

イ 危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。口及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ロ 危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ハ 危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）を専ら行う一般取扱所

〔六十九 略〕

〔吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十五〕〔略〕

〔洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十五の二〕〔略〕

〔焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十六〕〔略〕

〔充填作業を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十八〕〔略〕

〔詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十九〕〔略〕

〔危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例〕

〔二十八条の五十九の二〕〔新設〕

〔規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。〕

〔二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。〕

一 一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。

二 危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三 液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第五号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当

該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五 危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅二メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（隨時開けることができる自動閉鎖の特定防

〔六十九 同上〕

〔専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十五〕〔同上〕

〔専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十五の二〕〔同上〕

〔専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十六〕〔同上〕

〔専ら充填作業を行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十八〕〔同上〕

〔専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例〕

〔十八条の五十九〕〔同上〕

火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

六 第二十八条の五十四第五号の(ニ)に規定する危険物を用いた蓄電池(以下この号から第六項まで及び第三十五条の三において単に「蓄電池」という。)の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業(当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充放電作業」という。)を行う場合を除き、六十パーセント以下とすること。

七 蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物(蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材(水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。)を除く。)を置かないこと。ただし、次号に規定する集積場所又は第九号に規定する充放電作業場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池が集積された場所(一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。)であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの(次号に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。)は、次のイ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

イ 三十パーセントを超える場合(一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。)であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となる場合を除く。以下この条において「集積場所」という。)は、

(1) 集積場所の周間に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から三メートル未満となる建築物の壁(出入口(隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有すること)をもつて足りる。

(2) 一の集積場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

(3) 床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

(4) 床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

ロ 同じ。)以外の可燃物を置かないこと。

三十パーセント以下の場合は、(1)又は(2)に適合すること。

イ (1)から(4)までに適合すること。

(2) (1)及び(4)のほか、次の(i)から(iv)までに適合すること。

(i) 一の集積単位(集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床面積が二十平方メートル以下であるものをいう。以下この条において同じ。)と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅三メートル以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

(ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、六メートル以下とすること。

(iii) 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根(上階がある場合は上階の床、天井を設ける場合は天井)までの高さは、二メートル以上とすること。

九 充放電作業を行う場所(当該作業を行うための設備(以下「充放電設備」という。)が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。)を設ける場合は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないとするとともに、第六項第二号イからハまでのいずれかの例によること。

あること。

十

集積場所（第八号イ(1)の空地を含む）又は充放電作業場所（第六項第二号ハにおいてその例によるものとされる第八号イ(1)の空地を含む）の床面積（第三十五条の三第三項第二号イの規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（隨時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。

イ 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備

が閉鎖されるよう措置すること。

ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放

水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

十一 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするものに、当該タンク（屋内にあるものに限る。）の周囲には、第十三条の三第二項第一号の規定の例による囲いを設けること。

十二 第三十五条の三第三項各号に定めるところにより消防設備を設けること。

3 | 第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 前項第三号から第十二号までの規定の例によること。

二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。

三 一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ 隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

（1） 特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

（2） 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (i) 特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。
- (ii) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4) 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一(当項イ又は専項)に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

六 建築物の一般取扱所の用に供する部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一(当項イ又は専項)に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ 一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル(保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル)以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 指定数量の倍数が三十未満であること。
- (2) 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根(上階がある場合には、上階の床)を耐火構造とともに、出入口(隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る)以外の開口部を有しない耐火構造(厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る)の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

イ 一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

ロ 一般取扱所の用に供する部分が設けられた居室又は廊下、階段その他

の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

イ 第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

ロ 第二項第一号、第二号及び第六号から第十一号までの規定の例によること。

二 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

三 危険物(蓄電池により貯蔵されるものを除く)を取り扱う部分は、次によること。

イ 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

口 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

ハ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

四 第三十五条の三第四項各号に定めるところにより消防設備を設けること。

五 第二十八条の五十四第五号の二口の一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 第二項第六号から第十一号まで、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに前項第二号から第四号までの規定の例によること。

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口(第三項第四号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る)以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

三 第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 第二項第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十号並びに第四項第二号の規定の例によること。

二 充放電作業場所は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ 充放電設備は、キューピカル式のものとすること。

ロ 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

一の充放電作業場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

(ii) 充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、

第二項第八号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。

(2) 次のいずれかの措置を講ずること。

(i) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合(ⅱ)において、「火災等の場合」という()に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置

(ii) 火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱(蓄電池から発生した可燃性の蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る)の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置

(iii) 延焼防止上(ⅰ)又は(ⅱ)と同等以上の効果があると認められる措置

ハ 蓄電池の充電率を六十パーセント以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

三 第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

九号の規定は、適用しない。

(スプリンクラー設備の基準)
第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 開放型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁に

より同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十五条の四において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とする。

〔三～五 略〕

（蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例）

第三十五条の二 令第二十条第三項第一号の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項及び第四項に定めるところによる。

〔3 略〕

4 〔3 略〕
第二項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の八第三項各号（当該屋内貯蔵所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第四項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 貯蔵倉庫（建築物の一部に屋内貯蔵所が存する場合は、屋内貯蔵所の用に供する部分）に

設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するよう設置した場合（同号に規定する貯蔵場所以外の部分にあつては、当該基準の例により設置した場合）は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消火設備に限る。）（消防法施行令第十条に規定する消防器具を除く。）を設置しないことができる。

二 第十六条の二の八第三項第八号に規定する貯蔵場所（同号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（1）に適合する場合に限る。）に定める要件の例による場合に限る。（以下この号において「貯蔵場所」という。）に第二種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するよう設けること。

イ スプリンクラーへッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にはあつては、屋根の下面）に設けること。

ロ スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーへッドを設けるものにあつては、放射区域。ハ及びニにおいて同じ。）が貯蔵場所及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、貯蔵場所から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該貯蔵場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

ハ 水源は、その水量がロの放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）に二の性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。ホにおいて同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

(スプリンクラー設備の基準)
第三十二条の三 「同上」

〔一 同上〕

二 開放型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁に

より同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）すること。

〔三～五 同上〕

（蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例）

第三十五条の二 令第二十条第三項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

〔3 同上〕

〔新設〕

二 口の放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。

ホ スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

(危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の消防設備の特例)

第三十五条の三 令第二十条第三項第二号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四第五号の二イからハまでに規定する一般取扱所とする。

2 | 前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項から第五項までに定めるところによる。

3 | 第二十八条の五十四第五号の二イに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第二項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第三項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 | 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、次号口に掲げる基準に適合するよう（以下この条において同じ。）が設置され、及び維持されること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するよう（又は次号イに規定する集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかるわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消防器具を除く。）を設置しないことができる。

二 | 次のイ及びロに掲げる消防設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ | 第二種のスプリンクラー設備 第二十八条の五十九の二第二項第八号に規定する集積場所（同号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（1）に適合する場合に限る。）に定める要件を満たす場合に限る。）及び同項第九号に規定する充放電作業場所（同号においてその例によるものとされる同条第六項第二号イ又はハ（同条第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（1）に適合する場合に限る。）に定める要件の例による場合に限る。）に適合する場合に限る。（以下この条において「集積場所等」という。）に前条第四項第二号イからホまでに掲げる基準の例により設けること。

ロ | 第三种、第四種及び第五種の消防設備（第三種の消防設備にあつては、火災のとき煙が充满するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）第三十二条の四から第三十二条の十一までの規定の例により、次に掲げる部分の火災を有効に消火することができるよう（以下この条において「防護対象物」という。）に設けること。

（1）液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱うタンク及びその周囲

〔新設〕

（2）危険物を取り扱うタンク及びその周囲

第二十八条の五十四第五号の二口に規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第四項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第五項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一、危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、前項第二号口の規定の例により第三種、第四種及び第五種の消防設備（第三種の消防設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するよう又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかるわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消防器具を除く。）を設置しないことができる。

二、次のイ及びロに掲げる消防設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ、第二種のスプリンクラー設備（前項第二号イの規定の例によること。

ロ、第三種、第四種及び第五種の消防設備（第三種の消防設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）（前項第二号口の規定の例によること。

5 | 第二十八条の五十四第五号の二ハに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第六項各号に掲げる基準に適合するもの（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、第二十八条の五十九の二第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第一号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるもの）であり、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一、危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するよう又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかるわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消防器具を除く。）を設置しないことができる。

二、第二種のスプリンクラー設備（第三項第二号イの規定の例により設けること。

（危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消防設備の特例）

第三十五条の四 令第二十条第三項第三号の總務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十五号に規定する一般取扱所とする。

2 | 前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

3 | 第一項の一般取扱所のうち、蓄電池設備（告示で定める基準に適合するものに限る。）をキュー

ビクル式のものとし、又は告示で定める基準に適合する蓄電池を鋼製の棚（告示で定める基準に適合するものに限る。若しくはこれと同等以上の性能を有するもの（以下この条において「鋼製の棚等」という。）に収納して設けるとともに、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一、一般取扱所が建築物に存するものの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所である旨を表示し、一般取扱所が建築物の一

〔新設〕

部に存するものにあつては、当該建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所が存する旨を表示すること。

二、次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ 第二種のスプリンクラー設備 蓄電池設備の存する部分に、次に掲げる基準に適合するよう設けること。

(1) スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面)に設けること。

(2) スプリンクラー設備の放射能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものについては、放射区域。(3)及び(4)において同じ。)が蓄電池設備(鋼製の棚等に収納して設ける場合にはあつては、鋼製の棚等を含む。以下(2)において同じ。)及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、当該蓄電池設備から六メートル未満となる建築物の壁(出入口(隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられるものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該蓄電池設備から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

(3) 水源は、その水量が(2)の放射能力範囲(当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積三百三十平方メートルの範囲)に(4)の性能により六十分間(告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。(5)において同じ。)放水することができる量以上の量となるように設けること。

(4) (2)の放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。

(5) スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

ロ 第四種及び第五種の消防設備 第三十二条の十及び第三十二条の十一の規定の例により設けること。

〔危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外〕

第三十八条の四 令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合

〔イ～ヘ 略〕

ト 第十六条の二の七に規定する危険物(第三十五条の二第三項第一号又は同条第四項第二号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。)と危険物に該当しない物品(水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。)さないものに限る。)

〔二 略〕

(容器に収納しないこと等ができる危険物)

第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、次に掲げる危険物とする。

一 塊状の硫黄等

(容器に収納しないこと等ができる危険物)

第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、塊状の硫黄等及び

〔新設〕

(容器に収納しないこと等ができる危険物)

第七十二条第一項に規定する危険物とする。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)</p> <p>目次</p> <p>〔略〕</p> <p>【凡例】</p> <p>〔略〕</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和7年6月1日）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～7 〔略〕</p> <p>8 行政機関等匿名加工情報の提供等</p> <p>〔略〕</p> <p>8－1 〔略〕</p> <p>8－2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 提案の募集及び提案</p> <p>行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）。</p> <p>提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第112条第2項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第3項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。</p> <p>また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第118条第1項）。この場合においては、法第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第2項に規定する読み替えを行った上で準用される（同項）。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第1項の提案をすることができない（法第113条）。</p> <p>①～③ 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)</p> <p>目次</p> <p>〔同左〕</p> <p>【凡例】</p> <p>〔同左〕</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和7年4月1日）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～7 〔同左〕</p> <p>8 行政機関等匿名加工情報の提供等</p> <p>〔同左〕</p> <p>8－1 〔同左〕</p> <p>8－2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集</p> <p>〔同左〕</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>(2) 提案の募集及び提案</p> <p>行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）。</p> <p>提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第112条第2項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第3項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。</p> <p>また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第118条第1項）。この場合においては、法第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第2項に規定する読み替えを行った上で準用される（同項）。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第1項の提案をすることができない（法第113条）。</p> <p>①～③ 〔同左〕</p>

<p>④ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（同条第4号） ⑤～⑥ [略]</p> <p>また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第127条）。</p> <p>情報の提供等については、9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>8-3 [略]</p> <p>9～11 [略]</p>	<p>④ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（同条第4号） ⑤～⑥ [同左]</p> <p>また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第127条）。</p> <p>情報の提供等については、9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。</p> <p>(3)～(5) [同左]</p> <p>8-3 [同左]</p> <p>9～11 [同左]</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)</p> <p>目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】</p> <p>[略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、<u>令和7年6月1日</u>時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 個人情報取扱事業者等の義務</p> <p>3-1・3-2 [略]</p> <p>3-3 個人情報の取得（法第20条・第21条関係）</p> <p>3-3-1 適正取得（法第20条第1項関係）</p> <p>[略]</p> <p>個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。</p> <p>【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】</p> <p>[略]</p> <p>（※1） [略]</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)</p> <p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】</p> <p>[同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、<u>令和7年4月1日</u>時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1・2 [同左]</p> <p>3 個人情報取扱事業者等の義務</p> <p>3-1・3-2 [同左]</p> <p>3-3 個人情報の取得（法第20条・第21条関係）</p> <p>3-3-1 適正取得（法第20条第1項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。</p> <p>【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】</p> <p>[同左]</p> <p>（※1） [同左]</p>

(※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。

3-3-2～3-3-5 [略]

3-4・3-5 [略]

3-6 個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）

3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第27条第1項関係）

[略]

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならぬ。

[略]

(※1) [略]

(※2) [略]

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】[略]

【第三者提供とされない事例】[略]

[略]

3-6-2～3-6-6 [略]

3-7～3-11 [略]

4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第148条

[略]

法第178条

第148条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

法第184条

[略]

[略]

5～10 [略]

【付録】 [略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

3-3-2～3-3-5 [同左]

3-4・3-5 [同左]

3-6 個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）

3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第27条第1項関係）

[同左]

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならぬ。

[同左]

(※1) [同左]

(※2) [同左]

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】[同左]

【第三者提供とされない事例】[同左]

[同左]

3-6-2～3-6-6 [同左]

3-7～3-11 [同左]

4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第148条

[同左]

法第178条

第148条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

法第184条

[同左]

[同左]

5～10 [同左]

【付録】 [同左]

○個人情報保護委員会告示第九号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日 個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和二年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編)
目次	目次
〔略〕	〔同左〕
【凡例】	【凡例】
〔略〕	〔同左〕
1～9 〔略〕	1～9 〔同左〕
(別紙) 〔略〕	(別紙) 〔同左〕
1・2 〔略〕	1・2 〔同左〕
3 認定の基準（法第48条・第49条関係）	3 認定の基準（法第48条・第49条関係）
法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。 (1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) 第155条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第155条第1項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から2年を経過しない者	法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。 (1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) 第155条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第155条第1項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から2年を経過しない者
法第49条 〔略〕	法第49条 〔同左〕
〔略〕	〔同左〕
3-1～3-3 〔略〕	3-1～3-3 〔同左〕
4・5 〔略〕	4・5 〔同左〕
(別記様式第1号)～(別記様式第4号) 〔略〕	(別記様式第1号)～(別記様式第4号) 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○総務省告示第百六十一号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十六条の二の二第一項第一号の二、第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十四第五号の二イ、第二十八条の五十九の二第二項第八号口(2)イ、同条第四項第二号及び同条第六項第二号口(1)並、第三十五条の二第四項第二号ハ、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イからニまで並びに第四十三条の三第三項第一号から第四号までの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日 総務大臣 松上謙一郎
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいものは、これを加える。

総務大臣 村上誠一郎

前 正 改 後 正 改

第四条の二の二 規則第十六条の二の二第一項第一号の二の告示で定める架台は、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定して設けられたレールに沿つて移動させることができるものであつて、容易に転倒しない構造を有するものとする。

卷之三

第四条の二の三 様則第十六條の二の八第三項第六号 第十八条の五十四第五号の二イ 第二

び第四十三条の三第三項第一号の告示で定める基準に適合する蓄電池は、日本産業規格

七一五一一「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池池システム」第二部・安全性要求事項
若しくは日本産業規格C四四四一「電気エネルギー貯蔵システム」電力システムに接続される
電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項「電気化学的システム」に適合するもの又はこれ
らと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

(敷地境界線の外縁に存する施設)

第四章の二の四

卷之三

第六十一条の二の二 次の各号に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

(1) (ii) の告示で定める遮蔽板は、その材料が次の各号に定める耐火試験に合格したものとする。

一 耐火試験は次に定めるところにより行うこと。

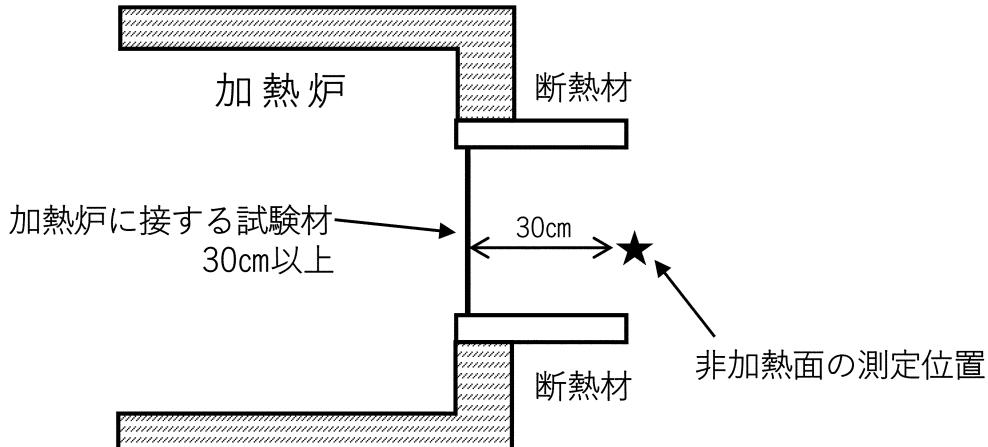
イ
加熱炉に試験材を次の図のように設置すること

二 | 確認するともに、非加熱面側の温度を測定すること。
ハ | 試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。
一 | 加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。

Tは、平均炉内温度（単位 °C）

示
非加熱面側の温度は、当該面から三十三センチメートル離れた位置で測定すること。

二
耐火試験の合格の基準は、次のとおりとすること。
イ (3)(2)(1) 試験開始から六十分間、次の(1)から(3)までを満たすこと。
炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。
非加熱面側に十秒を超えて継続する発炎がないこと。
非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。
試験開始から六十秒後における非加熱面側の温度の値が八十度を超えないこと。



2 | 第一項の遮蔽板は、蓄電池から水平方向及び鉛直方向に五十七センチメートル以上離して設置することとする。

3 | 第一項の遮蔽板は、堅固な床に固定し、又は容易に転倒及び移動しないための措置を講じたものであることとする。

(蓄電池設備の基準)

第六十八条の二の三 規則第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格C八七一五一二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第二部..安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四一「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

(スプリングクラー設備の水源の特例)

第六十八条の二の四 規則第三十五条の二第四項第二号ハ及び第三十五条の四第三項第二号イ(3)の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 スプリングクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けること。
- 二 スプリングクラー設備の送水口から百メートル以内の距離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十四条の二の指定消防水利が存し、当該スプリングクラー設備が放射能力範囲(開放型スプリングクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域)を三十分間放水ができる量以上の量の水源が確保されること。

(蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準)

第六十八条の二の五 規則第三十五条の四第三項の告示で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ二・四メートル以下であり、かつ、次の要件を満たすこと。

- 一 棚に設ける蓄電池の容量が百二十キロワット時を超える場合は、当該蓄電池を百二十キロワット時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。
- 二 棚は、幅二・二メートル以上ごとに、厚さ〇・九ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。
- 三 棚の周囲には、前号により遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するため必要な設備(不燃材料又は難燃処理を施した材料で造ったものに限る。)を設ける場合を除き、一・二メートル以上の幅の空地を保有すること。

(容器の特例)

第六十八条の二の六 [略]

(容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準)

第六十八条の二の七 規則第四十条第一項第二号ニの告示で定める基準に適合する箱は、次のとおりとする。

- 一 箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとすること。
- イ 箱の材料は次に定める耐火試験に合格するものであること。

- (1) 耐火試験は、第一試験及び第二試験により行うこと。

(蓄電池設備の基準)

第六十八条の二の二 規則第二十八条の六十の四第二項及び規則第二十八条の六十の四第五項第四号の告示で定める基準は、日本産業規格C八七一五一二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第二部..安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四一「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

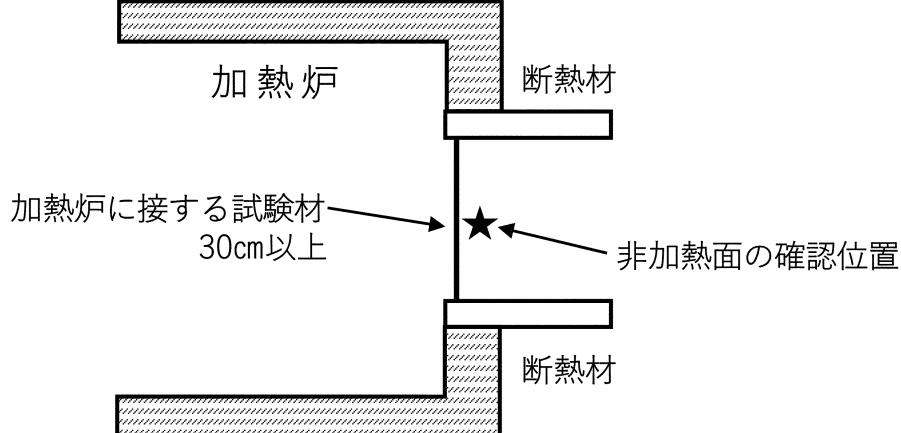
[新設]

(容器の特例)

第六十八条の二の三

[新設]

[同上]



(2)

(iv) (iii) (ii) (i) 第一試験は、次に定めるところにより行うこと。

加熱炉により、一枚の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認すること。

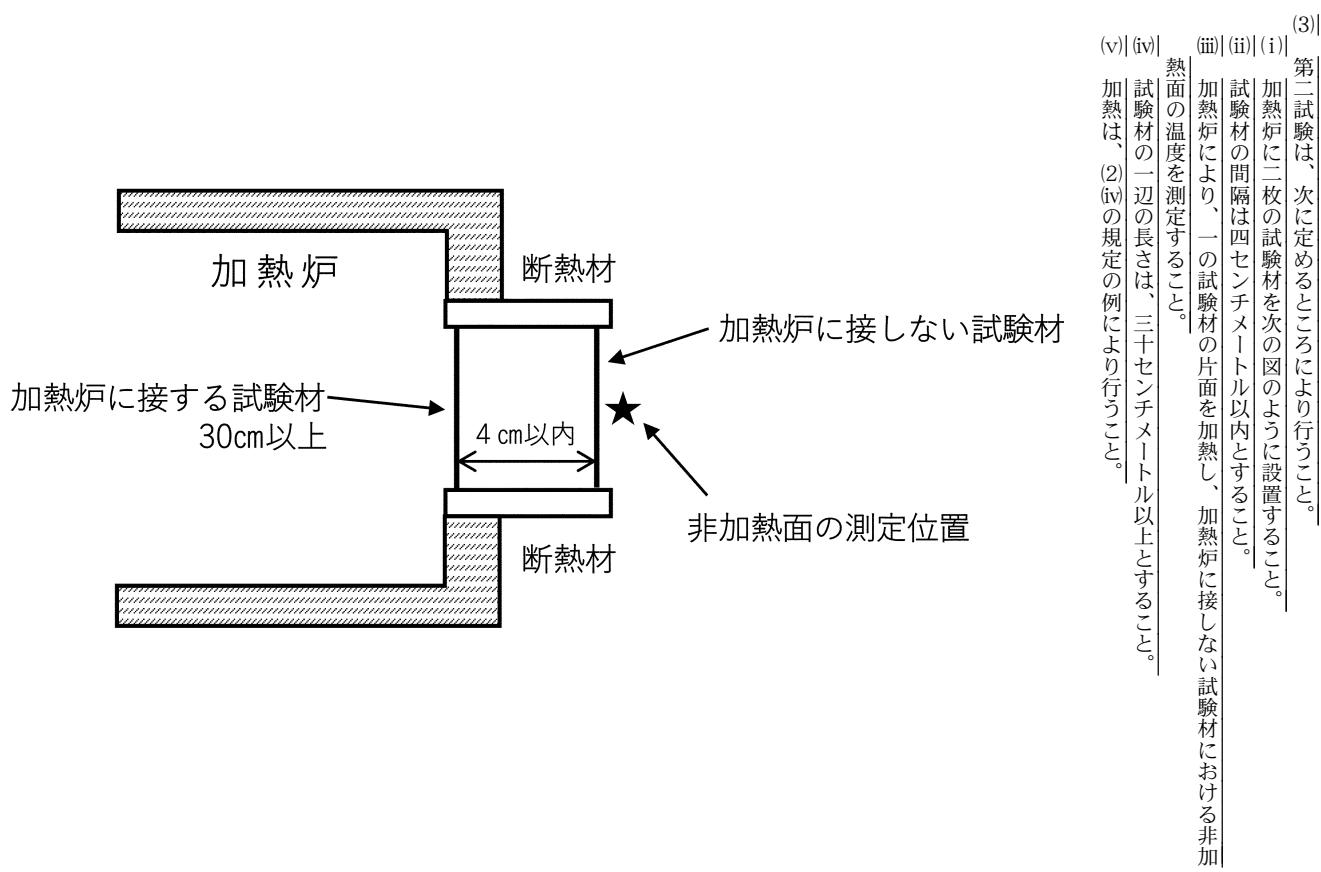
試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。

加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。

$$T = 345 \log(10) (8t + 1) + 20$$

Tは、平均炉内温度 (単位 °C)

tは、試験の経過時間 (単位 分)



(4) 第一試験の合格の基準は、次のとおりとすること。
(i) 試験開始から六十分間、非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
(ii) 試験開始から六十分間、非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。
(iii) 試験開始から六十分間、火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。
(5) 第二試験の合格の基準は、試験開始から六十分後における(3)の温度が八十度を超えないこととすること。
炎又は熱が容易に伝ばするような隙間を有さないものであること。
ハ 次号の最大重量の物品を収納し、かつ、次号ハの最大積載高さに同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすこと。
(1) 当該箱の上部にかかる荷重によつて生じる当該箱の鉛直方向の応力が許容応力を超えないものであること。
(2) 十五度傾けた場合に、転倒しないものであること。
二 機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。
二 箱の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。
イ リチウムイオン蓄電池を収納している旨
ハ 収納する物品の最大重量
二 最大積み重ね荷重
ホ 機械により荷役することができない旨の表示（機械により荷役しないものに限る）
三 箱の最大積載高さは、六メートル以下とすること。
(運搬容器の特例)

第六十八条の三 規則第四十三条第一項第一号たゞし書の規定に基づき、次の各号に掲げる運搬

容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

一 第六十八条の二の六第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる容器
一の二 第六十八条の二の六第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納したもので、第六十八条の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

二 第六十八条の二の六第三号に掲げる容器を内装容器として木箱、プラスチック箱又はファイバ板箱の外装容器に収納したもの

三 第六十八条の二の六第四号に掲げる容器（運搬時の荷重によつて当該容器に生ずる応力に対して安全なものに限る。）

(運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準)

第六十八条の六 規則第四十三条の三第三項第三号の告示で定める基準に適合する箱は、第

六十八条の二の七第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

二 箱の最大積載高さは、三メートル以下とすること。

〔新設〕

第六十八条の三 「同上」

(運搬容器の特例)

第六十八条の三 「同上」

一 前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる容器
一の二 前条第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納したもので、第六十八条の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

二 前条第三号に掲げる容器を内装容器として木箱、プラスチック箱又はファイバ板箱の外装容器に収納したもの

三 前条第四号に掲げる容器（運搬時の荷重によつて当該容器に生ずる応力に対して安全なものに限る。）

<p>(運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する方法)</p> <p>第六十八条の六の七 規則第四十二条の二第三項第四号の告示で定めるところにより運搬する方法は、試験又は研究に用いられるリチウムイオン蓄電池を保安上支障がない方法により運搬するものであるとする。</p> <p>(機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示)</p> <p>第六十八条の六の八 〔略〕</p>	<p>「新設」</p> <p>(機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示)</p> <p>第六十八条の六の六 〔同上〕</p>
---	---

備考 表中の「[]」の記載及び対象規定の「重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

その他の告示

○財務省告示第百三十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

財務大臣 加藤 勝信

1 名称及び記号 国庫短期証券（第1297回）

2 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項

3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4 発行方法 價格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

5 募入決定の方法

(1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

(1) 価格競争入札発行 額面金額で3,429,470,000,000円
 (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額で1,070,500,000,000円

7 払込金額

(1) 価格競争入札発行 3,426,163,392,200円
 (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 1,069,468,038,000円

8 最低額面金額 50,000円

9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発行日 令和7年4月7日

11 発行価格

(1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円90銭1厘以上のそれぞれの応募価格
 (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円90銭3厘6毛

12 債還期限 令和7年7月7日

ただし、債還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

13 債還金額 額面金額100円につき100円

14 元金支払場所 日本銀行

15 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

16 払込期日 令和7年4月7日

○財務省告示第百四十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

財務大臣 加藤 勝信

1 名称及び記号 国庫短期証券（第1298回）

2 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項

3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4 発行方法 價格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

5 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額	6 発行額
(1) 價格競争入札発行 額面金額で2,713,680,000,000円	(1) 價格競争入札発行 額面金額で3,405,870,000,000円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額で786,300,000,000円	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額で1,094,100,000,000円
7 払込金額	7 払込金額
(1) 價格競争入札発行 2,708,049,414,400円	(1) 價格競争入札発行 3,402,927,498,200円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 784,672,359,000円	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 1,093,154,697,600円
8 最低額面金額	8 最低額面金額
50,000円	50,000円
9 振替単位	9 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	10 発行日
令和7年4月10日	令和7年4月14日
11 発行価格	11 発行価格
(1) 價格競争入札発行 額面金額100円につき99円78銭8厘以上のそれぞれの応募価格	(1) 價格競争入札発行 額面金額100円につき99円91銭1厘以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円79銭3厘	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円91銭3厘6毛
12 債還期限	12 債還期限
令和7年10月10日 ただし、債還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。	令和7年7月14日 ただし、債還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13 債還金額	13 債還金額
額面金額100円につき100円	額面金額100円につき100円
14 元金支払場所	14 元金支払場所
日本銀行	日本銀行
15 入札参加者	15 入札参加者
財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者
16 払込期日	16 払込期日
令和7年4月10日	令和7年4月14日
○財務省指令第百四十一号	○財務省指令第百四十一号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第三十六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
令和七年五月十四日	令和七年五月十四日
1 名称及び記号	1 名称及び記号
国庫短期証券（第1299回）	国庫短期証券（第1300回）
2 発行の根拠法律及びその条項	2 発行の根拠法律及びその条項
財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	3 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	4 発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5 募入決定の方法	5 募入決定の方法
(1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	(1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額		5 募入決定の方法	
(1) 價格競争入札発行	額面金額で2,444,690,000,000円	(1) 價格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で755,300,000,000円	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
7 払込金額		6 発行額	
(1) 價格競争入札発行	2,431,846,870,100円	(1) 價格競争入札発行	額面金額で3,429,490,000,000円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	751,334,675,000円	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,070,500,000,000円
8 最低額面金額	50,000円	7 払込金額	
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	(1) 價格競争入札発行	3,426,279,183,400円
10 発行日	令和 7 年 4 月 21 日	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,069,498,012,000円
11 発行価格		8 最低額面金額	50,000円
(1) 價格競争入札発行	額面金額100円につき99円45銭 9厘以上のそれぞれの応募価格	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円47銭 5厘	10 発行日	令和 7 年 4 月 21 日
12 債還期限	令和 8 年 4 月 20 日 ただし、債還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。	11 発行価格	
13 債還金額	額面金額100円につき100円	(1) 價格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭 1厘以上のそれぞれの応募価格
14 元金支払場所	日本銀行	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭 6厘 4毛
15 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者	12 債還期限	令和 7 年 7 月 22 日 ただし、債還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
16 払込期日	令和 7 年 4 月 21 日	13 債還金額	額面金額100円につき100円
○財務省告示第百四十三号			
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月二十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。			
令和七年五月十四日		財務大臣 加藤 勝信	
1 名称及び記号	国庫短期証券（第1301回）	1 名称及び記号	国庫短期証券（第1302回）
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項	2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5 募入決定の方法

(1) 億格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2) 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

(1) 億格競争入札発行 総面金額で3,429,480,000,000円

(2) 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行 総面金額で1,070,500,000,000円

7 払込金額

(1) 億格競争入札発行 3,426,239,648,300円

(2) 国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行 1,069,488,377,500円

○国土交通省告示第3百七十号

鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和17年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり改め。

令和七年五月十四日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよひに改め。

改正後

一 設置者の氏名及び住所	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地
二 航空灯火の種類及び名称	飛行場灯火 鳥取空港照明施設
三 航空灯火の位置及び所在地	鳥取空港内及びその周辺 鳥取県鳥取市
四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	

改正前

航空灯火	灯質	光度	配置等
(略)			
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンドラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
(略)			
誘導路灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大七カンドラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	螢光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンドラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
(略)			
五～七 (略)			

公 告

概 論

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和7年5月14日

農林水産大臣 江藤 拓
記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
群馬県甘楽郡南牧村大字磐戸字上村610番3 宅地 31.40m ²	氏名不詳 住所不詳	
群馬県安中市原市一丁目字上町北2427番3 畠 80m ²	氏名不詳 住所不詳	
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字茅苅473番3 畠 247m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字栄町954番9 畠 234m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり

埼玉県大里郡寄居町大字富田字円間田43番3 畠 6.61m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番4 山林 89m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番5 畠 89m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番6 山林 9.91m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番7 畠 9.91m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番3 山林 9.91m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番4 山林 6.61m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番5 畠 6.61m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番6 山林 36m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢859番3 山林 36m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢860番3 山林 62m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
埼玉県行田市桜町二丁目1565番2 畠 52m ²	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和7年5月14日

農林水産大臣 江藤 拓
記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地5番2 原野 49m ²	坂本 貞勝 愛媛県北宇和郡明治村大字上家地甲九百八拾番地	公共利 用計画 あり
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地5番3 原野 1.60m ²		公共利 用計画 あり
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地6番2 畠 83m ²		公共利 用計画 あり
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地6番3 畠 29m ²		公共利 用計画 あり
高知県室戸市羽根町字岸ノ上乙980番2 田 56m ²	氏名不詳 住所不詳	現況： 市道敷地 公共利 用計画 あり

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和7年5月14日

農林水産大臣 江藤 拓
記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備考
熊本県八代市坂本町中津道字瀬ノ上926番 山林 44m ²	瀬上 友次 熊本県八代郡上松求麻村921番地	

参加者の有無を確認する公募 手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和7年5月14日

関東地方整備局長 岩崎 福久

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企

業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、関東地方整備局管内の事務所の工事規制、気象、道路情報板及び交通量等の各種情報を収集し、提供を行っている統合道路情報システムの改良を行うものである。

業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 R 7 統合道路情報システム改良業務
- (2) 業務内容 ①路上規制情報 地図データ更新
②連続雨量演算条件の変更
③局集中D Bの更新
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

3. 業務の目的

本業務は、管内事務所の工事規制、気象、道路情報板及び交通量等の各種情報を収集、提供を行っている統合道路情報システムの改良を行うものである。

また、路上規制情報で使用している地図データ等の年次更新、事前通行規制区間における連続雨量のリセット基準の変更対応及び局集中D Bの更新を行うものである。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省府統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の中に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - I 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であってiからivまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

① 本番環境に準じたテスト環境（データの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

② 契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

(3) 設備・システムに関する要件

① 開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

② 開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

(4) 業務執行体制に関する要件

業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせないこと。

(5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していること。

- ・ 同種業務：道路情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

- ・ 類似業務：情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）（同種業務を除く）

(6) 配置予定技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していること。

- ・ 同種業務：道路情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

・類似業務：情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）（同種業務を除く）

5. 手続等

- (1) 担当部局
 - ① 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課
購買第一係
電話：048-601-3151

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館18階 関東地方整備局企画部情報通信技術課道路情報係
電話：048-600-1339
電子メール：ktr-jyouhou@mlit.go.jp
 - ② 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。交付期間は令和7年5月14日から令和7年5月26日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。
 - ③ 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年5月26日（月）16時00分
提出場所：上記(1)②に同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和7年6月16日（月）16時00分
- (4) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省府統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

7. Summary

- (1) Subject matter of service: R7 Integrated Road Information System Improvement Work 1 set
- (2) Time-limit to express interests: 16:00 26 May 2025
- (3) Contact point of documentation to the proposal: Technical examination section, Information and communication Technology Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330-9724, Japan TEL 048-600-1339
- (4) Contact point for the notice: No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第97号

埼玉県草加市谷塚1363番地1 リレント谷塚II-209号、前住所福島県郡山市八山田2丁目86番地 イトーキハイツB-102号
債務者 遠藤 真輝

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 寛之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年（フ）第503号

さいたま市桜区田島7丁目10番4号
債務者 伊藤 友香

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 衣川 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第183号

相模原市中央区星が丘4丁目14番6号 ハイツカマガタ203
債務者 坂口 徳生

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 夏目 修司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第10号

岐阜県美濃加茂市加茂野町木野852番地2 パールマンションV156、前住所岐阜県美濃加茂市御門町1丁目8番74-7号
債務者 新井 裕仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新海久美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（フ）第30号

岐阜県可児市兼山380番地1、住民票上の住所岐阜県可児市兼山170番地1
債務者 横家 良平

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 慎也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（フ）第319号

大阪市中央区上町1丁目15番2-301号
債務者 林 智子

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1352号

大阪府泉佐野市鶴原1644番地の1 (A-205)
債務者 鶴來 孝史

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下遼太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1595号

大阪市淀川区野中南1丁目11番25-601号
債務者 山野 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 嘉樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1700号 大阪市北区本庄東1丁目24番6-804号 債務者 渡邊 零音 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 啓介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1631号 大阪市北区大淀中5丁目12番49号 メイビス 夕大淀 601号室 債務者 木田 知孝 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 幸平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後0時 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第146号 埼玉県春日都市大枝89番地 武里団地6街区29棟107号 債務者 大曾根啓三 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河内 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第435号 埼玉県川口市長蔵1丁目24番1号 ファミーゴ202号 債務者 伊東 友成 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒瀬 裕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第10号 三重県南牟婁郡御浜町大字志原1822番地7 2号室 債務者 小嶋 信二 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小黒 智広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 津地方裁判所熊野支部	令和7年(フ)第547号 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺619番地1 ヴィヴィアレ東岩槻106号室 債務者 順所 謙士 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峯野 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 広島地方裁判所尾道支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山脇 将司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1359号 大阪市福島区福島6丁目21番13-202号 債務者 BAR聖こと 桑原 聖 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪下慎太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第2477号 北海道恵庭市京町78番地1 (グリーンノート 京町103号) 債務者 笹 博人 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 見野 彰信	5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長瀬 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第605号 代替住所A (旧住所 福岡県糟屋郡粕屋町戸原東2丁目6番40号 サンライズ21B 202号) 債務者 斎藤 和馬	令和7年(フ)第605号 代替住所A (旧住所 福岡県糟屋郡粕屋町戸原東2丁目6番40号 サンライズ21B 202号) 債務者 斎藤 和馬	5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 良寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第47号

北海道帯広市西17条南1丁目14番27号 佐藤
マンション201

債務者 鈴木 艶子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第19号

山形県鶴岡市羽黒町上野新田字東山5番地
267

債務者 百瀬 源一

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第25号

福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田71番地
コアエミナースC-101

債務者 米山 和花

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第62号

茨城県古河市桜町23番5号

債務者 千葉 孝美

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第65号

茨城県古河市三和52番地2

債務者 野澤 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第134号

栃木県大田原市加治屋94番地643 溝口コーザ
A101号、前住所栃木県大田原市加治屋83
番地104 サザンスクエアII 101号

債務者 原田さおり

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第190号

栃木県小山市大字羽川14番地23 ヒーローマ
ンション伊藤Ⅲ A館101号室

債務者 角田久美子

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第220号

栃木県宇都宮市西川田5丁目10番21号
ニューマルタか201、前住所栃木県真岡市並
木町4丁目9番地6 南晒屋ハイツ2号棟
201号

債務者 渡邊 明弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第231号

栃木県宇都宮市若松原1丁目18番17号

債務者 増子 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第105号

群馬県渋川市渋川1818番地21 トガノビル3
F

債務者 入澤一次郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第60号

静岡県富士市横割2丁目4番20号フレグラン
ス岩間203号

債務者 待木 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第41号

香川県高松市藤塚町2丁目11番20-1007号
藤塚コーポラス

債務者 井戸口知美

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第287号

福岡県糟屋郡志免町南里3丁目10番10-405
号

債務者 飯田佐知子

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第451号 福岡市南区筑紫丘2丁目22番7-101号 大産筑紫丘ビル 債務者 辻田 浩文 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第504号 福岡市早良区有田1丁目3番10号 第1毛利コーポ 110号 債務者 白石 悅子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第569号 福岡市早良区室見1丁目12番1号 スチーデント室見 210号 債務者 黒田 智子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第591号 福岡市東区香椎3丁目22番5号 淀上コーポ 201号 債務者 川中あかね(旧姓皆本) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第476号 福岡県宗像市赤間3丁目5番10-306号 債務者 東穂 宏樹 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第530号 福岡市西区横浜3丁目31番3-102号 グレイス・ヴィラ横浜 債務者 寺本 裕介 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第574号 福岡市西区今宿東1丁目19番27-703号 三愛シティライフ今宿駅 債務者 井上 純一 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第606号 福岡市南区井尻5丁目20番9号 あさともハイツ308号 債務者 園田 敦子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第486号 福岡市南区長住1丁目2番22-105号 シティペール長住 債務者 鐘ヶ江美保子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第558号 福岡市城南区鳥飼7丁目19番11-203号 大産鳥飼マンションB棟 債務者 上野一太郎 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第579号 福岡県古賀市今之庄2丁目8番10号 債務者 村田 孝行 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第610号 福岡県太宰府市連歌屋2丁目14番10号 債務者 吉田 美桜 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第489号 福岡市南区弥永団地34番1201号 市営弥永住宅34棟 債務者 小濱 智恵 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第568号 福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須75番地1 プリマベーラ 102号 債務者 内田 沙耶 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第580号 福岡市博多区諸岡2丁目13番38号 サン・スーシエ 406号 債務者 渡部 麻鼓 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第611号 福岡県古賀市日吉1丁目25番12号 債務者 宮平 宣彦 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第613号	福岡市東区唐原7丁目5番34-208号 富士コーポラス2 債務者 川崎 千佳 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第618号	福岡市博多区西月隈3丁目8番11-1304号 ロワールマンションアール板付壱番館 債務者 遠藤公光子(旧姓水足) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第619号	福岡県古賀市花見東3丁目1番4号 ウイング花見202号 債務者 浅田 和昭 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第630号	福岡県宗像市赤間5丁目4番7-103号 債務者 平野 英敏 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第634号	福岡市博多区麦野1丁目28番8号 債務者 山内 沙織 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第677号	福岡市西区城の原団地21番103号 債務者 高橋 重俊 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第426号	宮城県黒川郡大和町吉岡字上町32番地 セントラルコーザVI102 債務者 高橋 未来(旧姓我妻) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第430号	仙台市青葉区鷺ヶ森1丁目20番13号 アリス鷺ヶ森101 債務者 本間 鈴奈 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第67号	秋田市土崎港中央4丁目1番54号 債務者 村井真喜子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第32号	福島県いわき市平沼ノ内諏訪原1丁目7番地の8 債務者 山口 満
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	

令和7年(フ)第47号 千葉県東金市二之袋1224番地41 債務者 河野 君江(旧姓大井) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和6年(フ)第2823号 横浜市旭区東希望が丘98番地21 佐々荘201 債務者 今村 真 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第229号 横浜市旭区金が谷2丁目1番14—301号 債務者 小林 玲菜 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第300号 横浜市神奈川区白幡向町14番3号 債務者 今井貴美子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第569号 横浜市戸塚区名瀬町791番地14 養護老人ホーム 名瀬の森、旧住所横浜市泉区上飯田町1331番地 市営上飯田団地19棟109号 債務者 吉田 長子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第638号 横浜市南区井土ヶ谷中町63番地 ミノルハイツ202 債務者 小野 綾女(旧姓中村) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第644号 横浜市南区舟舟町3丁目34番地12 日神パレステージ横浜南808号 債務者 本名美智子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第709号 横浜市磯子区上町2番38号 債務者 三野 恵美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第114号 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1503番地1 債務者 西村 博之 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部 令和7年(フ)第401号 京都府長岡京市滝ノ町2丁目10番3号 債務者 細谷 春奈 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第177号 岡山市中区平井3丁目1014番地2 債務者 七田 弘美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第195号 岡山県倉敷市児島味野3丁目3番63号 コーポコタニⅡ102号室 債務者 伊田富佐子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第216号 東京都町田市小野路町2075番地1 債務者 小山 蘭子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
---	--	--

令和7年(フ)第1343号
 大阪市住吉区苅田1丁目8番31号 コンフォルト苅田 102号
 債務者 松尾 幸治(旧姓峰)
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1464号
 大阪市淀川区塚本1丁目12番6号 木村文化
 債務者 大津 智彦
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1479号
 大阪府池田市旭丘1丁目10番9号 ときわマ
 ンション202
 債務者 岡田 直子
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1502号
 大阪府守口市金田町6丁目11番11号
 債務者 里 明美
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1509号
 大阪市西成区千本南1丁目15番6号 ベント
 ハウス千本南 1A
 債務者 石原 治
 法定代理人保佐人 衣笠 翔太
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1524号
 大阪市東淀川区菅原2丁目1番3-304号
 債務者 東 明代
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1540号
 大阪府摂津市正雀本町1丁目3番1-702号
 債務者 佐々木信子
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1541号
 大阪府摂津市正雀本町1丁目3番1-702号、
 前住所大阪市東淀川区相川2丁目24番10号
 K'sコートリバーサイド相川 402号
 債務者 佐々木遙香
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1601号
 大阪市阿倍野区美章園2丁目21番27号エルベ
 美章園402号
 債務者 美輝建創こと 松下 洋一
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1669号
 大阪府東大阪市横沼町2丁目6番5号 エク
 ラノーブル401号、前住所大阪府東大阪市下
 小阪5丁目1番14号 シャルマンペイサー
 ジュ 1-F号
 債務者 谷口 幸治
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1678号
 大阪市生野区勝山北2丁目14番27号
 債務者 酒井 雄二
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1690号
 大阪府枚方市東香里南町14番16号、前住所大
 阪府守口市大久保町3丁目29番21-406号
 債務者 橋本 拓弥
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1705号
 大阪市平野区平野西3丁目9番23号 103
 債務者 早川 尚希
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1760号
 大阪市住吉区我孫子東2丁目5番26-201号
 債務者 牧 千尋
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1763号
 大阪府吹田市青山台1丁目2番C38-207号
 債務者 梅垣 正博
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第484号
 福岡市西区福重5丁目8番1-406号 市営
 福重北住宅、前住所福岡市城南区堤団地10番
 508号
 債務者 山崎 博美
 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
 　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第514号
福岡市東区雁の巣2丁目36番8号
債務者 石田 博計

1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第602号
福岡県宗像市田熊3丁目1番17-201号
債務者 森田 久美

1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第608号
福岡市早良区田村7丁目6番12-203号 アリストクラットB
債務者 千々和童馬

1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第616号
福岡市博多区冷泉町2番11-202号 S Y 祇園ビル
債務者 宮内美智子

1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第622号
福岡市西区内浜2丁目23番2号 サポート・
2 202号、前住所福岡市西区拾六町4丁目
53番3号
債務者 高島 一顕
1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第636号
福岡市早良区星の原団地15番403号
債務者 濱北加代子
1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第644号
福岡市早良区有田団地1番506号
債務者 小島 利男
1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第665号
福岡市中央区清川2丁目1番30-904号 オ
リエントハイツ天神南
債務者 志方まおり
1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第76号 沖縄県那覇市宇栄原1丁目28番6-301号
赤嶺マンション3 債務者 金城 健一
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第83号 沖縄県沖縄市大里1丁目13番46号 シティハウス大里2-3
債務者 比嘉ゆかり
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第19号 山口県岩国市青木町3丁目3番26号
債務者 江元 智美
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第40号 徳島県徳島市下助任町3丁目51番地の27 コスモハイム 202号
債務者 板東 麻実
1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第501号
福岡市南区野多目5丁目10番16-203号 メ
ゾン・ドゥ・フォンテヌ
債務者 山田菜々子(旧姓田嶋)
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第515号
福岡市中央区高砂1丁目15番28号 コーポ善
203号
債務者 田井加奈子
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第542号
福岡市中央区大手門1丁目1番27-703号
オーテモンウェルリバーテラス
債務者 元山 円
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第547号
福岡市城南区片江1丁目30番18-206号
ローレル片江
債務者 松木 正一
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第552号 福岡県糸島市志摩初65番地2 初団地3棟 104号 債務者 末永 浩子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 富山地方裁判所高岡支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第575号 福岡県福津市津屋崎8丁目8番16-103号 債務者 無津呂利子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第54号 青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根8番地7 債務者 種市 康子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 津地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第51号 宮城県大崎市田尻沼部字8丁目49番地2 債務者 須藤 侑二 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第143号 兵庫県三木市吉川町みなぎ台1丁目17番地の13 債務者 松嶋 秀次 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第169号 神戸市灘区新在家南町1丁目1番4-507号 債務者 津島洋一と SUH YANG 徐洋 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第54号 富山県高岡市野村1366番地1 ハッピーハウス105号 債務者 館井 寿志	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
		3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第62号 神戸市西区井吹台西町1丁目2番地 市住 3-603号 債務者 三宅 一輝 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ)第185号 兵庫県高砂市阿弥陀町北山268番地 債務者 門野 彩奈 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第8号 高知県宿毛市小筑紫町呼崎353番地 債務者 田川 剛 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 高知地方裁判所中村支部	令和7年(フ)第160号 大分市東浜2丁目8番16号 ミリュー202 債務者 安達 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第81号 兵庫県明石市大久保町大久保町868番地の7 債務者 堀内 玲 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ)第49号 鳥取県八頭郡八頭町宮谷222番地10、旧住所 鳥取県鳥取市叶1丁目2番26号 債務者 高木 歩実 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年(フ)第5号 大分市大字片島781番地 債務者 生嶋美穂子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第94号 沖縄県うるま市みどり町5丁目25番8-303 号 口マーヌ具志川B棟 債務者 萩原 千里 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第86号 神戸市西区宮下3丁目23番20-102号、前住所 所神戸市西区二ツ屋1丁目4番3-103号 債務者 伊藤麻衣子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ)第99号 愛媛県伊予郡松前町大字出作801番地 債務者 森長 結花 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第150号 大分市大字下郡335番地の44 債務者 磯崎 有貴 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第98号 福島県須賀川市あおば町809番地 債務者 佐竹 香織 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第4号 兵庫県丹波市山南町谷川2591番地 債務者 堂本 由美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ)第123号 愛媛県松山市萱町6丁目130番地4 ハイツ 萱町201号 債務者 西宮 正彦 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第157号 大分市城南西2丁目10番12号 つみきの家 大分・城南W103 債務者 尾野 英司 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第478号 さいたま市南区辻7丁目5番18-302号 債務者 佐久間春那 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

<p>令和7年(フ)第561号 埼玉県川口市柳根町19番16号 債務者 関谷 富子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第630号 埼玉県戸田市美女木2丁目24番地の13 美女木ハイム2-103号室 債務者 野村 貴司 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第583号 埼玉県川口市並木2丁目29番10号 ボンレーヴNAGASE201号 債務者 秋山キャロルこと アキヤマ キャロル プルガナン 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第647号 埼玉県新座市馬場4丁目12番59-505号 債務者 米田美代子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第590号 埼玉県川口市朝日2丁目14番8号 かねよしコーポ107号 債務者 高杉 政樹 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第703号 埼玉県八潮市八潮2丁目15番地13 第3斉藤ビル102 債務者 小澤 洋子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所熊谷支部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　金沢地方裁判所七尾支部</p>
<p>令和7年(フ)第591号 埼玉県南埼玉郡宮代町道佛1丁目8番1号 債務者 藤原 真生 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第207号 埼玉県春日部市中央2丁目17番地14 昭和ビル第5 404号 債務者 木村 亮 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　福井地方裁判所民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第211号 埼玉市立川市宮前区犬藏3丁目5番1-316号 債務者 北村 明 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所熊谷支部</p>	<p>令和7年(フ)第216号 埼玉県越谷市北越谷4丁目9番12号 さくら第2北越谷ハウス205 債務者 清宮麻里衣</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第218号 川崎市幸区矢上1番6-102号 債務者 鈴木夕輝野 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第211号 川崎市立川市宮前区犬藏3丁目5番1-316号 債務者 北村 明 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　さいたま地方裁判所熊谷支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　福井地方裁判所民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第216号 埼玉県越谷市北越谷4丁目9番12号 さくら第2北越谷ハウス205 債務者 清宮麻里衣</p>	<p>令和7年(フ)第247号 川崎市幸区南幸町3丁目105番地 207 債務者 石田 早苗 (旧姓原田・三浦) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>

令和7年(フ)第90号 福井県越前市神明町2番24号 債務者 近藤 光枝 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福井地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第311号 代替住所A(住民票上の住所:広島市安佐北区三入南2丁目8番33号) 債務者 伊藤百合子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第506号 千葉県柏市若柴227番地6 柏の葉キャンパス147街区 C-902号 破産者 藤巻 光善 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第93号 福井市高木中央2丁目3406番地 フリージア高木103号室、旧住所福井市八ツ島1丁目101番地 サンステージII 201号室 債務者 伊東 元美 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第327号 広島市安佐南区山本新町1丁目1番1-201号 債務者 長嶋 夏帆(旧姓朝日山) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第59号 山口市秋穂東3416番地2 債務者 宮田 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第1148号 広島市東区戸坂大上4丁目1番17-103号 債務者 吉田 優子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 高知地方裁判所中村支部	免責許可決定
令和7年(フ)第237号 広島市東区戸坂くるめ木1丁目7番1-404号 債務者 平岡 菜穂 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第18号 千葉県柏市西原4丁目16番11-208号、前住所千葉県松戸市上本郷3044番地の3 ライオンズマンション北松戸203号 破産者 田邊千亜紀 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第8号 千葉県柏市西原4丁目16番11-208号、前住所千葉県松戸市上本郷3044番地の3 ライオンズマンション北松戸203号 破産者 田邊千亜紀 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第100号 千葉県我孫子市都17番地の4、前住所千葉県印西市木戸2丁目31番地7 破産者 鈴木 有吾 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第506号 千葉県柏市若柴227番地6 柏の葉キャンパス147街区 C-902号 破産者 藤巻 光善 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第342号 広島市中区大手町5丁目5番23-205号 債務者 弘中 直美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第100号 千葉県我孫子市都17番地の4、前住所千葉県印西市木戸2丁目31番地7 破産者 鈴木 有吾 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第944号 千葉県我孫子市湖北台7丁目10番47-308号 破産者 渋谷 弥 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第839号 千葉県柏市関場町2番23号 ファインレジデンスA-1号 破産者 伊藤 益子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第703号 千葉県柏市しいの木台1丁目6番地14 破産者 鳥山 恭伸 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第968号
 千葉県松戸市五香2丁目7番地の7 コーポラスライフ105号
 破産者 渕 渉(旧姓荒川)
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第970号
 千葉県松戸市古ヶ崎160番地 バンビのおうち・いづみ
 破産者 庄司 秀信
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第978号
 千葉県柏市南増尾7丁目6番33号、前住所千葉県柏市増尾4丁目14番17号 サニースポット柏増尾105号
 破産者 鈴木 秀佳
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第995号
 千葉県柏市光ヶ丘団地5番16—703号
 破産者 館野亜矢子
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第7号
 千葉県野田市光葉町1丁目34番地の3 ベルソレイユ203
 破産者 堀 幸恵
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第44号
 千葉県流山市野々下3丁目948番地の5 ウィスナ豊四季103
 破産者 千葉 幸司
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第45号
 千葉県流山市野々下3丁目948番地の5 ウィスナ豊四季103
 破産者 千葉美由紀
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第191号
 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉95番地の14 グレースハイム104
 破産者 大道 梨佳
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第4号
 沖縄県那覇市寄宮3丁目2番26—102号 善隣アパート
 破産者 上原 满
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第6号
 沖縄県那覇市西1丁目5番8—609号 西沖商マンション
 破産者 平野皇喜こと 崔 皇喜 (CHOE HWANG HEE)
 1 決定年月日 令和7年4月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第641号
 神奈川県座間市さがみ野1丁目2番3—103号 アーバンリビング
 破産者 賀川 大輝
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第19号
 山梨県甲斐市竜王1820番地 川又住宅 3
 破産者 川原 剛
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第12号
 岐阜市茜部菱野1丁目108番地 (インフィール茜部 3B)
 破産者 木村 拓巳
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第58号
 北九州市小倉南区葛原東3丁目8番9号
 破産者 成清 愛(旧姓小川)
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第77号
 北九州市小倉南区志井1丁目1番3—201号、前住所北九州市小倉南区葛原1丁目4番23—204号
 破産者 河津 微風(旧姓出口)
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第652号
 熊本市南区城南町隈庄930番地4 グリーンステージⅠ 102、異動前住所熊本市南区富合町大町1084番地
 破産者 日野 龍星
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第675号
 熊本中央区出水6丁目18番53号
 破産者 角 茂
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第697号
 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼135番地1 村ノ上ハイツⅠ 202号
 破産者 藤原 美紀
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第699号
 熊本市南区城南町隈庄843番地5
 破産者 中山美穂子
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第742号
 熊本市北区龍田陳内3丁目7番1号
 破産者 木下ひろみ
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第748号
 熊本市中央区妙体寺町7番21号、異動前住所熊本市中央区新屋敷2丁目26番3—203号
 破産者 吉田 紳吾
 1 決定年月日 令和7年4月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第2047号
 札幌市東区北49条東10丁目10番3号 サザンハイムシミズ203号
 破産者 武田 幸代
 1 決定年月日 令和7年4月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2073号
 札幌市中央区南7条西12丁目3番12号 ロイヤル三愛2—C号
 破産者 高畠なおり
 1 決定年月日 令和7年4月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2132号
 札幌市北区北34条西5丁目2番1—401号
 破産者 田中 愛良
 1 決定年月日 令和7年4月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2188号
 札幌市白石区南郷通14丁目北8番15号 アルス南郷102号
 破産者 福田 彩加
 1 決定年月日 令和7年4月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第13号 札幌市白石区本通10丁目北6番16-205号 破産者 石川真由美(旧姓田村) 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第14号 福島県会津若松市一箕町松長1丁目17番地の 13 市営住宅松長団地2棟14号 破産者 今泉 佳代 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係	令和7年(フ)第191号 さいたま市緑区東浦和2丁目58-6 浦和ハイツ2 403号室、住民票上の住所埼玉県川越市大字木野目356番地5 グリーンハウス木野目108号室 破産者 鈴木 真 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第85号 川崎市幸区戸手本町1丁目134番地5 エムエイパレス戸手 302 破産者 川村 晃弘 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第61号 札幌市西区発寒3条3丁目5番37号 丸光ハイツ102号 破産者 須藤 昭子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第15号 福島県会津若松市一箕町松長1丁目17番地の 13 市営住宅松長団地2棟14号 破産者 今泉 麗奈 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係	令和7年(フ)第1号 千葉県香取市虫幡1129番地4 コーポソメヤ203 破産者 辻元 忠 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐原支部	令和7年(フ)第110号 川崎市川崎区池上町4番12号 第2コーポ木村 101 破産者 松岡 潤樹 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第82号 札幌市中央区南5条西9丁目1012番地8 ジュピターハウス201号 破産者 能登谷直美 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第3号 福島県いわき市小名浜大原字上坪13番地の3 アルティメート大原L 破産者 佐藤 美穂(旧姓太田・村上) 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所いわき支部	令和7年(フ)第3号 千葉県香取市本矢作1286番地 破産者 天田 良枝 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐原支部	令和7年(フ)第6号 石川県加賀市片山津温泉ア105番地 Mコーポ101号室 破産者 東 重博 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第2号 北海道日高郡新ひだか町静内線町7丁目3番 14-202号 静内線町団地A棟202号 破産者 吉谷 守 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所浦河支部破産係	令和7年(フ)第16号 茨城県常陸大宮市東富町436番地の1 破産者 古高 伸次 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	令和6年(フ)第948号 川崎市高津区下作延7丁目10番5号 フラット田園D 破産者 岡部真紀子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐原支部	令和7年(フ)第23号 福井県鯖江市神中町3丁目7番15号 ファーストレジデンス鯖江 2-109 破産者 伊藤 雄次 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1号 北海道名寄市西14条南10丁目57番地24 破産者 宗片夕妃子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所名寄支部	令和7年(フ)第33号 茨城県ひたちなか市西大島1丁目12番6-108号 シエル西大島 破産者 大橋まつ江 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第25号 川崎市宮前区南平台17番7-501号 市営住宅 破産者 石濱 邦子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第28号 福井市乾徳4丁目5番8号、住民票上の住所 福井市大宮5丁目7番20号 バストラル97 102号室 破産者 上田 節美 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2号 北海道士別市東丘2丁目3番5-105号 東山団地 破産者 石崎 真美 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所名寄支部	令和7年(フ)第179号 埼玉県鴻巣市箕田3878番地5 コーポアライG号室 破産者 及川 和雅 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第48号 川崎市幸区南加瀬2丁目5番12号 201 破産者 秦野愛朱楓 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第9号 山梨県笛吹市八代町南698番地5 破産者 大勝 治美 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2号 岩手県宮古市泉町5番20-5号 破産者 伊藤 純華 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所宮古支部			

令和7年(フ)第14号

山梨県中巨摩郡昭和町西条814番地 リファ
インハウスB
破産者 金丸 藏磨

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第8号

山梨県富士吉田市新西原2丁目21番4号 オ
クウラアーバンハイツ201号
破産者 奥脇 香子

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和6年(フ)第76号

滋賀県米原市高溝315番地1 フォレストリ
バー 101号
破産者 干場 大

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和6年(フ)第1141号

堺市西区鳳東町2丁173番地7、開始決定時
の住所堺市西区鳳中町7丁5番地8
破産者 木下 歩

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1167号

堺市北区北花田町4丁106番地12 メゾン花
博2D
破産者 工藤 千夏

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第46号

堺市中区東山1109番地 A103号
破産者 中家 謙

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第83号

堺市南区原山台1丁5番3-1103号
破産者 藤原 瑞奈

1 決定年月日 令和7年4月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第87号

堺市堺区楠町4丁4番22号 川崎マンション
302号
破産者 堀本 肇

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第94号

堺市堺区三宝町2丁126番地1 セブンロー
ド201号
破産者 荒川 隆嗣

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第98号

大阪府松原市天美南5丁目15番25号、前住所
大阪府松原市東新町3丁目11番16号
破産者 木下 周一

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第103号

大阪府河内長野市本町29番31-502号
破産者 倉ヶ崎大輔

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第583号

大阪府泉南市岡田5丁目16番18号
破産者 森谷 侑正

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第633号

大阪府阪南市自然田791番地の1 411号
破産者 榎木 寛和

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第640号

大阪府泉北郡忠岡町高月南2丁目6番6号
破産者 溝口 範子

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第644号

大阪府泉南市樽井3丁目14番22号
破産者 金谷梓緒里

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第645号

大阪府泉佐野市新安松2丁目2番16-108号
破産者 森川電気こと 森川 栄治

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第26号

大阪府岸和田市南上町1丁目49番30号 サザ
ンロード201号
破産者 重里公美子

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第31号

大阪府岸和田市葛城町907番地の4、前住所
堺市堺区櫛屋町東2丁1番2-305号
破産者 大川眞希佳

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第51号

大阪府貝塚市澤364番地1 ラフレシールI
番館102号
破産者 矢野明日香(旧姓野口)

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第5号

福岡県大牟田市米生町1丁目182番地
破産者 齋藤 広宣

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第7号

福岡県大牟田市大字三池1067番地4
破産者 古賀 瞳美

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第75号

北九州市門司区新原町1番17-401号
破産者 櫻井 厚子

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第79号

北九州市八幡西区則松5丁目15番1-205号
破産者 北村 嘉玲

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第87号

北九州市若松区高須南1丁目2番36号(203)、
前住所北九州市若松区青葉台西4丁目12番21
号
破産者 リベルテこと 秋山 彩

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第93号

北九州市小倉北区真鶴2丁目11番14-205号
破産者 山下 奈美

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第100号

福岡県遠賀郡岡垣町中央台5丁目3番8号
平成ビル202号、前住所福岡県遠賀郡岡垣町
中央台5丁目12番2号
破産者 山下 洋三

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第102号 北九州市小倉南区蟾田若園1丁目3番5号 (105)、前住所北九州市小倉南区湯川2丁目 11番9号 破産者 安岡 友美 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第7号 北海道室蘭市天神町34番5号 プラタナス3 号館 202号室 破産者 二階堂美奈 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	令和7年(フ)第3号 宮城県大崎市古川幸町1丁目5番30号 ジュ ネス幸町ササキ2-C号 破産者 吉田 伸也 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第104号 北九州市八幡西区香月西2丁目18番55-201 号 破産者 平林美津子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第8号 北海道白老郡白老町大字広崎1035番地6 破産者 三戸 正好 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	令和7年(フ)第4号 宮城県大崎市古川幸町1丁目5番30号 ジュ ネス幸町ササキ2-C号 破産者 吉田 優子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第672号 熊本市西区田崎3丁目3番48号 破産者 田上 知博 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第14号 北海道帯広市西15条北5丁目1番地51 破産者 村瀬 龍馬 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帯広支部破産係	令和7年(フ)第32号 福島県郡山市富久山町久保田字水口10番地 SATOウインザービル106号、前住所福島 県須賀川市西山寺町186番地 コーポ西山寺 103号 破産者 菊地 賢一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第674号 熊本市南区美登里町1402番地 破産者 高山 和雄 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第19号 盛岡市東見前6-40-1 都南病院内、住民 票上の住所岩手県岩手郡雫石町七ツ森164番 地25 ナナ・ナー・モエ 破産者 土橋 康正 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第4号 福島県いわき市内郷御厩町2丁目22番地 メ ゾンド・エムB101 破産者 鈴木 美咲 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所いわき支部
令和6年(フ)第698号 熊本市西区池田1丁目27番24号 破産者 清田菜穂子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第7号 岩手県大船渡市三陸町越喜来字小泊123番地 2 破産者 平田カツ子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部	令和6年(フ)第102号 千葉県銚子市柴崎町1丁目26番地 破産者 原 賢宏 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第705号 熊本県宇土市走潟町342番地11 破産者 奥村美佐子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所八代支部	令和6年(フ)第8号 宮城県栗原市志波姫南堀口25番地 ピー フォー 205号室 破産者 佐藤 絵里 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和6年(フ)第202号 千葉県東金市藤下飛地868番地14 コーポA D 201 破産者 保科 俊一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第719号 熊本市中央区新町1丁目6番3号 アラベス ク新町605 破産者 中根 瑞紀	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係		

令和7年(フ)第3号
福井県敦賀市松栄町12番5号
破産者 児玉 孝信
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第7号
福井県敦賀市新和町1丁目7番1-305号
サンブリエ工和久野1号、前住所福井県敦賀市
昭和町1丁目5番30号 ボボラーレ昭和102
破産者 内見由美子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第17号
長野市三輪9丁目8番18号 クール美容室
破産者 大谷みゆき
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第479号
愛知県豊田市喜多町3丁目104番地 ライオ
ンズシティ豊田202号
破産者 藤村富貴子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第16号
愛知県みよし市園原1丁目6番地3 サンス
テージ三好A棟201号
破産者 松本 陽乃
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第48号
愛知県岡崎市井田町字1丁目68番地
破産者 池川 正晃
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第57号
愛知県知立市昭和6丁目1番地 知立団地64
棟305号
破産者 灰高 圭祐

1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第63号
愛知県西尾市吉良町木田須崎12番地3 オー
ション・ヒルズ201号
破産者 稲垣 吏乃
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第77号
愛知県刈谷市井ヶ谷町前田77番地1 ハーモ
ニータウンA108号、前住所愛知県刈谷市井
ヶ谷町前田26番地1
破産者 楠 美津子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第81号
愛知県安城市安城町東広畔28番地 介護老人
保健施設あおみ、住民票上の住所愛知県岡崎
市字頭町字の場50番地4 サニーハウス字頭
A 101
破産者 中原 幸英
法定代理人成年後見人 杉浦真智子（戸籍上の
氏名前島真智子）
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第89号
愛知県岡崎市大門2丁目23番地6 シャルル
大宗 303
破産者 油野 愛美
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第95号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字矢崎15番地
コー・ボ・矢崎103
破産者 杉本貴和子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第6号
三重県多気郡多気町片野1367番地
破産者 野呂三十四
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第63号
三重県松阪市船江町8番地11
破産者 岩井 茂秋
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第104号
三重県松阪市立町857番地
破産者 布川 力也
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第351号
三重県四日市市生桑町537番地1
破産者 山中 一馬
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第2号
三重県四日市市西日野町39番地3
破産者 おしゃれ泥棒F a s sこと 赤尾 公
隆
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第10号
三重県四日市市苅田2丁目3番22号 ラ
フィークB-101
破産者 Leeway Nextこと 金澤
翔一
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第17号
三重県四日市市富州原町5番12号
破産者 清水 美江
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第22号
三重県四日市市芝田1丁目8番14号 リビン
グタウン四日市芝田B-105、前住所三重県
桑名市大字東方651番地1 レオパレスアミ
ティエム101号
破産者 名村 知恵
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第23号
三重県四日市市 笹川8丁目45番地1 ビレッ
ジハウス 笹川13-301
破産者 小西 美香
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第457号
大津市神領1丁目13番26号 レイク唐橋211
号
破産者 藤田 伸子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第12号
滋賀県栗東市川辺527番地 (C-504号) 川
辺県営住宅
破産者 古川 正彦
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第25号
滋賀県栗東市下鈎1696番地
破産者 手塚 善雄
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第30号
滋賀県草津市木川町909番地 木川団地 24
棟2号
破産者 本田 幸野
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第39号 大津市西の庄15番54号 市営住宅102号 破産者 吉田 宗春 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第82号 京都市西京区桂河田町121 ヴァンペール徳田201、住民票上の住所京都市西京区桂徳大寺北町80番地 エクセルコート桂203号室 破産者 岡晟秀こと CHO SEONG SO O 趙 晟秀 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第85号 京都市左京区一乗寺門口町22番地 破産者 美容室Zこと 岡崎 淳子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第87号 京都市右京区嵯峨甲塚町17番地5 サンハイツ嵯峨野503 破産者 岩崎 文美 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第89号 京都市山科区大塚中溝1番地 レジデンス青葉大塚402号室 破産者 舟本 芳子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第90号 京都市伏見区醍醐上山口町18番地1 スクエアメゾン 206号室、住民票上の住所京都市伏見区醍醐上山口町18番地1 醍醐ハイツ 206号室 破産者 豊田 勇次 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第91号 京都市左京区淨土寺東田町63番地4 破産者 西村 友子	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第95号 京都市南区久世中久世町2丁目110番地1 メゾンアピカル 505 破産者 柴いみ Online Storeこと 堀田浩太郎 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第105号 京都市西京区桂塚町12番地2 コーポ藤岡 208 破産者 柳井 幸代 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第110号 京都市左京区岩倉長谷町1206番地1 コート・ラファエル208号室 破産者 オフィス裕こと 小楠 鉄男 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第111号 京都市伏見区醍醐合場町20番地3 SJS醍醐ビル206号 破産者 勝本 浩二 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第112号 京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井2番地の8 破産者 勘平 淳 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第121号 京都市山科区御陵下御廟野町5番地 破産者 澤田 都	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第134号 京都市下京区高辻通西洞院西入永養寺町243番地 破産者 Art Space 寄す処こと萬御引き受け處寄す処こと 沼沢 忠吉 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第138号 京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の8 向島団地6-3棟1202号 破産者 石川好子こと 朴 好子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第139号 京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の8 向島団地6-3棟1202号 破産者 石川知子こと 李 知子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第5号 京都府舞鶴市宇森250番地府営住宅3棟201号 破産者 藤井 洋子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所舞鶴支部破産係 令和6年(フ)第5796号 大阪府東大阪市御厨南2丁目2番37号 ターフィーズフラット八戸ノ里 403 破産者 中川 修 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第5800号 大阪市淀川区新高4丁目1番43-401号 破産者 高柳 浩司 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
--	---	--	---

令和6年(フ)第5820号

大阪府東大阪市三島3丁目14番16号 村崎文化
2階北端
破産者 北川 順一

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5847号

大阪府東大阪市御厨中1丁目5番26号 シャトーブラン 204号、前住所大阪府東大阪市稻田新町2丁目23番8号
破産者 鈴木 志矢

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5883号

大阪市西淀川区出来島3丁目2番13-802号
破産者 笹井 幸実

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5893号

大阪市東成区深江南1丁目16番24-103号
破産者 白川 宏輔

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5936号

大阪市浪速区木津川1丁目1番9-707号
破産者 岩田 紘理

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5949号

大阪市住之江区西加賀屋4丁目3番5-806号 井内方、前住所広島県呉市幸町8番1号
海上自衛隊
破産者 渡辺 真大

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5951号

大阪市中央区島之内2丁目6番3-216号
破産者 溝口 政士

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5966号

大阪府豊中市豊南町西2丁目6番28-303号
破産者 慶幸万希子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5972号

大阪市北区豊崎6丁目6番7号 レオバレス
グリーンアイビー 304号室
破産者 中原 聰

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5973号

大阪府箕面市粟生間谷西3丁目17番18号
(305号)、前住所大阪府箕面市小野原東1丁
目4番23号
破産者 尾西 正広

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5989号

大阪府高槻市宮野町17番2号
破産者 中村 宏昭

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6002号

大阪市東住吉区矢田2丁目2番19号
破産者 森 章雄

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6007号

大阪市東淀川区下新庄4-21-A-1307、住
民票上の住所大阪市東淀川区豊里2丁目16番
16号
破産者 小林 環季

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6111号

大阪府豊中市西泉丘3丁目11番5-309号、
前住所大阪府豊中市大黒町3丁目20番15号
破産者 高橋 美香

令和6年(フ)第6009号

大阪市住吉区清水丘3-12-30-201、住民
票上の住所大阪市阿倍野区昭和町4丁目4番
29-1103号
破産者 泉原 美香

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6023号

大阪府枚方市星丘2丁目22番72-112号
破産者 河村 和恵

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6027号

大阪府豊中市庄内栄町5丁目5番45-302号
破産者 池内 典子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6064号

大阪府吹田市南吹田5丁目16番24-607号、
前住所大阪府吹田市佐竹台2丁目4番B14-
402号
破産者 川上 恭子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6096号

大阪市旭区今市1丁目8番1号
破産者 村田 宜美

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6106号

大阪市阿倍野区昭和町2丁目4番18号 ヴィ
ラージュ桃ヶ池203号
破産者 畑村 幸子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第107号

大阪市西区九条1丁目8番3-303号
破産者 小野寺達也

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第142号

大阪市鶴見区諸口1丁目10番12-1003号、事
業所所在地大阪市鶴見区鶴見3-3-19
破産者 居酒屋天草こと 勇 玲子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第163号	大阪府豊中市小曾根1丁目1番35-301号 破産者 上田奈緒美 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第171号	大阪市西成区萩之茶屋1丁目9番27号 あいりんシェルター 破産者 青木 次郎 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第188号	大阪府東大阪市高井田本通6丁目4番11-602号 破産者 芝 惠治 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第242号	大阪市生野区巽中2丁目8番15号 破産者 日高ひろみこと 日高ひろみ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第287号	大阪府大東市御供田3丁目3番15号 破産者 越猪由里子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第327号	大阪市阿倍野区帝塚山1丁目16番3-401号 破産者 分銅 晴美(旧姓犬飼) 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第392号	大阪市西淀川区御幣島6丁目15番9号 破産者 田野 智幸

令和7年(フ)第444号	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第461号	大阪府東大阪市三ノ瀬1丁目10番19号 NAO三ノ瀬 202号 破産者 小川 裕美 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第499号	大阪市東淀川区豊新3丁目7番9-605号 破産者 乾 正勝 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第517号	大阪府門真市脇田町2番 東門真団地第1号棟408号室、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉野田1丁目19番5号 破産者 灰野 忠利 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第520号	大阪府八尾市恩智南町5丁目106番地の2 破産者 長谷川一希 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第298号	兵庫県西市けやき坂3丁目30番地の10、前住所兵庫県加東市南山3丁目4番地4 サンビレッジ瑞景E-202号 破産者 橋口 果林 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第7号	兵庫県川西市滝山町4番15号 破産者 谷垣 兵介 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第17号	兵庫県伊丹市鴻池6丁目21番11号 破産者 藤山 優 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第18号	兵庫県川西市清和台東2丁目4番地の14 1-506、前住所兵庫県宝塚市山本中1丁目20番1号 ジュネスマユータ102号室 破産者 小川眞知子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第19号	兵庫県伊丹市平松2丁目4番27-201号 破産者 黒岩 武志 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第22号	兵庫県伊丹市鴻池6丁目13番14号、前住所兵庫県伊丹市岩屋1丁目6番59-205号 破産者 佐藤 愛華 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第28号	兵庫県伊丹市野間5丁目5番16号 ビューラー巽202号 破産者 河野 廣子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第5号	和歌山県東牟婁郡串本町串本795番地2 破産者 Support PCこと 真鍋 志郎 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第20号	香川県高松市一宮町451番地7 コーポよしおか101号 破産者 井山 政明 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第44号	福岡県久留米市南3丁目14番2-202号 破産者 光延眞知子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第3号	長崎県長崎市金堀町19番1号 コスミハイツ202 破産者 白倉 純 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第11号	長崎県長崎市小浦町4番地1102号、旧住所長崎県長崎市音無町18番20号 エトワール音無102 破産者 荒木 和美(旧姓川上) 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第17号	長崎県長崎市磯道町533番地61、旧住所長崎県長崎市毛井首町1番地179 市営アパート5棟504号 破産者 山田 美保 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 23 号

長崎県長崎市富士見町 2 番 23—103 号、旧住所長崎市青山町 12 番 14 号 森保アパート 203
破産者 林田 力

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 25 号

長崎県長崎市西山 3 丁目 3 番 20—103 号、旧住所長崎市片瀬 4 丁目 12 番 20 号 メゾン片瀬 A202

破産者 平野 寛

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和 6 年 (フ) 第 761 号

熊本県合志市須屋 1613 番地 6
破産者 檜室 厚子

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 764 号

熊本県下益城郡美里町堅志田 91 番地 2

破産者 宮本 麻由

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 766 号

熊本県中央区坪井 1 丁目 4 番 5 号 リバーサイドハイツ 206、転入前住所熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 264 番地
破産者 榎本 綾子

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 769 号

熊本県南区良町 3 丁目 9 番 24—408 号 ライフヴィレッジ田迎 II
破産者 前川 祐樹

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 771 号

熊本市南区出仲間 4 丁目 2 番 27 号 世萩ハイツ 205、転入前住所熊本市東区京塚本町 17 番 4 号

破産者 興梠 晃志

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 772 号

熊本市西区島崎 6 丁目 4 番 12 号 島崎ジャストハウス 302

破産者 野中 哲也

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 775 号

熊本市中央区大江本町 6 番 12 号 ヴィラ大江 B202

破産者 三浦 一浩

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 777 号

熊本県菊池郡大津町大字室 1299 番地 1 テクノヒルハイツ A 202 号

破産者 守川 俊樹

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 785 号

熊本県中央区坪井 1 丁目 6 番 3 号 ファインステージ坪井 401、転入前住所熊本県天草市牛深町 1661 番地 38

破産者 北時 一生

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 787 号

熊本県中央区水前寺公園 16 番 30—116 号、転入前住所熊本県東区健軍 1 丁目 35 番 2—202 号 コーポルミエール

破産者 宇野 貴子

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 6 年 (フ) 第 789 号

熊本県菊池郡大津町大字錦野 736 番地
破産者 萩原 正敏

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 2 号

熊本市東区新外 3 丁目 1 番 5—106 号 プレアール新外

破産者 田原 大輔

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 13 号

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 879 番地
破産者 中田 憲和

1 決定年月日 令和 7 年 4 月 25 日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

小規模個人再生による再生計画認可

令和 6 年 (再イ) 第 44 号

兵庫県明石市林崎町 3 丁目 524 番地の 10 102
再生債務者 カーサ P l u s こと 鈴木 智士

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 7 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 24 日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和 6 年 (再イ) 第 56 号

新潟市東区下山 1 丁目 214 番地
再生債務者 中村 英史

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 8 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 25 日 新潟地方裁判所民事部

令和 6 年 (再イ) 第 143 号

神奈川県大和市上草柳 113 番地 6 メゾン緑野 302 号

再生債務者 村田知左こと 禹 知左 (WO O J I J W A)

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 11 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 24 日

横浜地方裁判所第 3 民事部再生係

令和 6 年 (再イ) 第 35 号

佐賀県小城市小城町自在 263 番地 3
再生債務者 仲宗根由英

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 16 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 24 日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和 6 年 (再イ) 第 191 号

神奈川県藤沢市大庭 5464 番地の 3
再生債務者 下村 健吉

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 17 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 25 日

横浜地方裁判所第 3 民事部再生係

令和 6 年 (再イ) 第 64 号

岐阜市尻毛 1 丁目 176 番地 7
再生債務者 丹羽 翔也

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 17 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 23 日 岐阜地方裁判所

令和 6 年 (再イ) 第 29 号

山形県寒河江市大字柴橋 271 番地
再生債務者 安食 和博

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和 7 年 4 月 18 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 7 年 4 月 25 日 山形地方裁判所民事部

令和6年（再イ）第27号 福島県いわき市植田町東荒田22番地の41 再生債務者 波田野好美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 福島地方裁判所いわき支部	令和6年（再イ）第35号 香川県高松市亀田南町339番地11 再生債務者 寺岡 浩佑 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年（再イ）第1号 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線239番地359 再生債務者 新居 亮大 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 釧路地方裁判所帯広支部再生係	令和6年（再イ）第98号 兵庫県姫路市網干区宮内146番地6 再生債務者 長谷川和仁 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年（再イ）第150号 京都市伏見区羽束師菱川町622番地9 再生債務者 寺田英史朗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年（再イ）第474号 大阪市北区中津3丁目3番23-406号 再生債務者 小椋 忠輝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第35号 愛知県岩倉市西市町東畑田179番地 シャトル愛松岩倉Ⅲ101号室 再生債務者 南谷 弘巳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和6年（再イ）第24号 松江市東出雲町出雲郷398番地ラフィーネロジュマンⅢ202（住民票上の前住所鳥取県米子市西福原4丁目6番26号201号） 再生債務者 宮口 純典 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年（再イ）第130号 大阪府大阪狭山市大野台6丁目12番8号 再生債務者 寺田 智彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年（再イ）第209号 北海道恵庭市有明町1丁目6番11-204号 再生債務者 杉本 佳章 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第530号 大阪府枚方市香里ヶ丘8丁目30番地の5 再生債務者 米田 康彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第72号 広島市安佐南区古市2丁目6-10レオパレス古市201（住民票上の住所）岡山県倉敷市玉島柏台4丁目1番15号 再生債務者 宗高 勝彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年（再イ）第85号 大阪府岸和田市内畠町1054番地（前住所） 大阪府和泉市内田町3丁目11番81-2号 再生債務者 澤 直樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年（再イ）第229号 札幌市北区麻生町1丁目1番28号 エフォート麻生201号 再生債務者 長谷川淳一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第6号 大阪府箕面市石丸2丁目3番7号（202号） 再生債務者 小森 一人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第14号 岩手県奥州市水沢佐倉河字東高山235番地6 再生債務者 松戸智嘉雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
			令和7年4月25日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和6年(再イ)第22号 福島県いわき市田人町黒田字別当62番地 再生債務者 蛭田 明広 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 福島地方裁判所いわき支部 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示 次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。 令和7年5月14日 社会保険診療報酬支払基金 理事長 神田 裕二 1. 当該招請の主旨 本業務は、共通算定モジュールの追加機能として、診療報酬点数と患者負担金の計算結果を用いて、クラウド型レセコンからレセプトを請求できるようにする請求支援機能の設計・開発を行う。 業務の実施に当たっては、医科又はDPCのレセコンのプログラム内容やレセプト請求に係る医療機関の業務及び共通算定モジュールの設計方針を熟知しているとともに、設計・開発に必要な技術力を保有していることが求められる。 これらのことから、本業務の遂行にあたっては従前から共通算定モジュールシステムの開発を行っている、フューチャーアーキテクト株式会社及び日本医師会ORCA管理機構株式会社(以下「当該各法人」という。)を契約の相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該各法人以外の者で後述「4. 参加者に求める応募要件」(以下「応募要件」という。)を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。 公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該各法人との契約手続きに移行する。応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該各法人と応募者の一般競争入札に移行する。
--

2. 業務概要 (1) 業務名 診療報酬改定DXにおける共通算定モジュールの請求支援機能に係る設計・開発業務一式 (2) 業務内容 共通算定モジュールの請求支援機能に係る設計・開発及びそれに付帯する作業 (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日 3. 業務目的 本業務は、共通算定モジュールの追加機能として、共通算定モジュールの計算結果(医療機関・患者単位の診療報酬点数計算と患者負担金の計算結果)を活用して、クラウド型レセコンからレセプト作成、ASPによるチェック及びレセプトの請求ができるようにするための「請求支援機能」の設計・開発を行い、関連するシステム群との接続を実現することである。 これに伴い、医療機関において、従来のレセプトファイルを生成して、オンライン請求用端末を用いて送付する運用が不要となることによる業務運用の改善を主たる目的とする。 4. 参加者に求める応募要件 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。 (1) 社会保険診療報酬支払基金一般競争(指名競争)契約の参加者の資格基準第31条及び第32条に該当しない者であること。 (2) 当該業務に関し、仕様書に記述する要求要件をすべて満たしていること。 (3) 当該業務に対し確実に実施できると認められる者であること。 (4) 公募説明書の交付を受けた者であること。 (5) この改修作業で既存システムに不具合が発生し、プログラム修正等の必要が生じた場合、迅速かつ的確な対応が取れること。 (6) ISO/I EC 27001若しくはJIS Q 27001に基づく情報セキュリティ管理体系(I S M S)適合評価制度の認証を受けていること。又はこれと同等のセキュリティ管理体系を確立していること。	5. 手續等 (1) 担当部署 〒105-0004 東京都港区新橋二丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金財政部契約管理課 電話番号03-3591-7441 (2) 説明書の交付期間、場所及び方法 説明書を上記(1)の担当部署で交付する。交付期間は令和7年5月14日から令和7年5月28日までの9時から17時までとする。※土日祝日を除く (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限: 令和7年6月2日(月) 15時00分 提出場所: 上記(1)に同じ。提出方法: 持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。) (4) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 6. Summary (1) Nature and quantity of the services to be required: A set of design and development work related to billing support functions of the common calculation module in the medical fee revision DX (2) Time-limit to express interests: 3:00 p.m. 2 June, 2025 (3) Contact point for the notice: Kazumi Yoshikawa, Manager, Contract Management Division, Finance Department, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services, 2-1-3 Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0004 Japan. TEL 03-3591-7441
--	---

記 1 処分を受けた弁護士 氏名 高畠 正子 登録番号 27569 事務所 東京都港区南青山3-8-14 AUSPICE OMOTESANDO 株式会社Exponential Design 2 処分の内容 業務停止3月 3 処分が効力を生じた年月日 令和7年4月21日 令和7年4月21日 日本弁護士連合会 裁決の公告 第二東京弁護士会が令和6年6月24日に告知した同会所属弁護士高畠正子会員(登録番号27569)に対する懲戒処分(業務停止2月)について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年4月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年4月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。 令和7年4月21日 日本弁護士連合会 教育職員免許状取上げ処分公告 教育職員免許法第11条の規定により、次の免許状は取上げ処分とした。 令和7年5月14日 福岡県教育委員会 1. 氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、免許状の番号 (1) 沖元 啓祐、広島県、中学校教諭一種免許状(保健体育)、千葉県教育委員会、令和6年3月17日、令5中一第625号 (2) 沖元 啓祐、広島県、高等学校教諭一種免許状(保健体育)、千葉県教育委員会、令和6年3月17日、令5高一第781号 2. 取上げ処分年月日 令和7年3月31日 3. 取上げ処分事由 教育職員免許法第11条第1項(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当
--

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

北海道河東郡鹿追町新町三丁目一六番地二
山七北幸通産株式会社
代表清算人 山田 道子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

北海道爾志郡乙部町字館浦五二七番地の二
株式会社エ部観光
代表清算人 田中 義人

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岩手県盛岡市中央通一丁目六番二〇号朝日
新聞盛岡ビル三階
一般社団法人岩手県朝日会
代表清算人 宮澤 勝彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岩手県北上市大通り四丁目一番二三号
株式会社丸満建材
代表清算人 村上 進

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一番二七号
株式会社フロンティア
代表清算人 館 賢司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

仙台市青葉区北根一丁目一三番一一二一一号
株式会社ジェイエイサービス
代表清算人 田沢 潤

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

群馬県太田市東本町一八番二号
株式会社七五商会
代表清算人 高橋 猛

解散公告

当法人は、令和七年三月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岩手県春日部市梅田一丁目一〇番一〇号
一〇三号
株式会社SCR
代表清算人 吉川 浩史

解散公告

当法人は、令和七年三月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県春日部市柏原二五二〇番地の一九二狭
山二ユータウン六六一三
NPO法人健康増進推進会議
代表清算人 竹之木進恭子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債

權を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以

内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月十四日

千葉県松戸市新松戸五丁目一番地新松戸中央パークハウスA一五一八
株式会社久保
代表清算人 久保 武文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

千葉県松戸市新松戸五丁目一番地新松戸中央パークハウスA一五一八
株式会社久保
代表清算人 久保 武文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県狭山市柏原二五二〇番地の一九二狭
山二ユータウン六六一三
NPO法人オール・アシスト
代表清算人 川口さつき

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

千葉県流山市おおたかの森南二丁目二七番地三
三栄設備工業株式会社
代表清算人 石井 道則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長野県東御市称津一二八九番地一

株式会社斎喜屋商店
清算人 斎藤 卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

愛知県田原市和地町新切五四番地
特定非営利活動法人渥美半島ハイキング
クラブ 清算人 鈴木 一敏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府大阪市浪速区敷津西一丁目八番二十五号
株式会社寄木商會 代表清算人 木下 俊彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府大阪市中央区農人橋三丁目一番七号
株式会社G a i a 代表清算人 吳 晓穎

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府大阪市天王寺区空清町四一一杉野ビル本館五〇四号室 代表清算人 吳 晓穎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府淀川区東三国三丁目五番一四号 株式会社ボンドコードボーレーション 代表清算人 松本なおえ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市城東区永田一丁目四番一九号 特定非営利活動法人アジアパートナー シップ支援機構 清算人 高山 仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市兵庫区東山町二丁目一番三号 有限会社マツセイ 清算人 松本 中明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神戸市兵庫区東山町二丁目一番三号 有限会社橋屋 清算人 東 一孔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岡山県倉敷市児島下の町七丁目九番三一号 有限会社岡部熔接所 清算人 岡部 幸治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岡山県倉敷市児島下の町七丁目九番三一号 有限会社岡部熔接所 清算人 岡部 幸治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岡山県倉敷市日吉町四九〇番地九 特定非営利活動法人くうーら 清算人 深尾咲恵美

解散公告

当社は、平成三十一年十二月十二日会社法第四十七条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府東大阪市新家町三番三七号 有限会社アトム・ダイス 代表清算人 泉 誠一

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市東成区大今里三丁目二二番三六号 ニシザワ測器株式会社 代表清算人 板谷 茂樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府尼崎市西長洲町三丁目七番一一号 有限会社マツセイ 清算人 松本 中明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

兵庫県尼崎市西長洲町三丁目七番一一号 有限会社マツセイ 清算人 松本 中明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市阿倍野区天王寺町北一丁目八番四 有限会社上山 清算人 上山 博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市中央区南本町三丁目三番二三号インペリアル船場 株式会社グランディール 代表清算人 坂口 進

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岡山県倉敷市日吉町四九〇番地九 特定非営利活動法人くうーら 清算人 深尾咲恵美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府枚方市津田東町二丁目一〇一二 有限会社福田工務店 清算人 福田 美佳

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

お申しだし下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

広島市佐伯区五日市中央七一—二一

合同会社一

清算人 久賀 宣幸

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

山口県周南市室尾一丁目一三番一二号

有限会社明栄建設
代表清算人 田中 泉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長崎県島原市門内町丙六二八番地
特定非営利活動法人弘文会
清算人 本田由美子

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

熊本県熊本市南区出仲間八丁目九番三十三
〇六号 合同会社 Happy & Smile

清算人 小野 達磨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮崎県延岡市緑ヶ丘五丁目一一番二〇号
有限会社重黒木左官
清算人 重黒木良秋

解散公告

当社は、令和七年一月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

沖縄県那覇市字上間一九七番地二一—二〇三
号室
合同会社 P e a c h
代表清算人 木塚美奈子

解散公告 (第一回)

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮崎市大字田吉八二〇番地一
医療法人裕仁会
清算人 近藤 裕行

解散公告 (第二回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十三日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都品川区小山台一丁目二一番八号昭和
ビル二階

代表清算人 三澤 達司

解散公告 (第二回)

当法人は、定款をもつて定めた解散事由の発生により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十三日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県相模原市中央区鹿沼台一丁目七番
七号
医療法人こどもの城
清算人 小口 弘毅

解散公告 (第二回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十三日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

石川県羽咋郡宝達志水町原イ二九番地一
農事組合法人原養豚組合
清算人 森田 寧子

解散公告 (第二回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十三日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

島根県浜田市金城町七条口四一五番地一八
農事組合法人伊木いき区田
清算人 渡辺 庄信

解散公告 (第二回)

当法人は、令和五年三月二十六日、理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十三日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都品川区小山台一丁目二一番八号昭和
ビル二階

清算人 松宮 隆

解散公告 (第二回)

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十二日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

徳島県阿南市津乃峰町長浜三七六番地
医療法人井坂クリニック
清算人 井坂 寿一

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十二日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

北海道小樽市桜二丁目三三番二二番
医療法人社団桜台クリニック
清算人 山田 弘

解散公告 (第三回)

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載 (令和七年五月九日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮城県栗原郡高流水町字来光沢二〇番地
伊藤ハム米久プラント労働組合
清算人 武藤 洋平

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年二月二十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載 (令和七年五月十三日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都板橋区大谷口上町一七番地
連絡先 東京都中央区銀座七丁目一二番
四号 大榮会館五階 富永 浩明法
律事務所 御嶽千岳教会

解散公告(第三回)

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

静岡県沼津市岡宮寺林一二五九番地

清算人 米久勞働組合
宮本 康平

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

和歌山県東牟婁郡串本町串本二二八一番地
医療法人辻内医院
清算人 辻内 由利

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年十月一日開催の社員総会の決議並びに愛媛県知事の認可により、令和七年四月四日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

愛媛県宇和島市堀端町二番一六号
医療法人中山内科
清算人 中山久美子

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年一月一二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

秋田県由利本荘市御門二六五番地一 工藤
司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 工藤 亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都文京区千石三丁目一六番地、最後の住所埼玉県川越市大字小室四番地一〇
被相続人 亡 トミ

国籍ブラジル連邦共和国、最後の住所柄木県小山市大字大塚八三〇番地三五

令和七年五月十四日

長崎県南松浦郡新上五島町榎ノ浦郷二四四番地二

清算人 西村 勝幸

UGOこと キヨタ ハウ

解散公告(第三回)

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

鹿児島県曾於郡有明町野井倉六九六五番地
サンキヨーミート労働組合
清算人 八重尾伸治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県滝沢市鶴飼洞畑一六番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 齊藤 正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

事務所盛岡市紺屋町二番一三号駒井ビル二階
相続財産清算人 弁護士 渡辺 正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市矢島町城之下字上八塙沢三五番地、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山三番地二

被相続人 亡 佐藤智佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三一七一二一高砂武藏ビルディング三〇一田原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石三丁目一六番地、最後の住所埼玉県川越市大字小室四番地一〇

被相続人 亡 トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三一七一二一高砂武藏ビルディング三〇一田原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石三丁目一六番地、最後の住所埼玉県川越市大字小室四番地一〇

被相続人 亡 トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三一七一二一高砂武藏ビルディング三〇一田原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石三丁目一六番地、最後の住所埼玉県川越市大字小室四番地一〇

被相続人 亡 トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県川越市元町一丁目九番一九川越元町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山 達人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市新宿一丁目二〇〇番地、最後の住所埼玉県鴻巣市前砂一〇〇三番地一

特別養護老人ホーム てねる

被相続人 亡 小林 義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県川口市本町四丁目一番六号第一ビル三階C川口総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片山 直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 横森 晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十八日までにお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 芳彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 横森 晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十八日までにお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 芳彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 田口 トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

本籍東京都八王子市片倉町五九一番地三八、三階C川口総合法律事務所

被相続人 亡 清田 ウゴ、K I Y O T A H

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区虎ノ門三丁目六五番地、最後の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区東川島町七〇番地三 ホームズ20 三三号

被相続人 亡 田中 卓雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県鎌倉市大船一一二六一二九

大船セントラーブレイス三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県小田原市東町四丁目二三三番地、最後の住所神奈川県小田原市東町四丁目七番六号

被相続人 亡 高木 ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県鎌倉市大船一一二六一二九

大船セントラーブレイス三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県小田原市東町四丁目二三三番地、最後の住所神奈川県小田原市東町四丁目七番六号

被相続人 亡 高木 ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県小田原市栄町一一四一四八

ジャンボーナックビル七一〇号室 田中・

宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇佐美満規子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県小田原市浜町四丁目二番地、最後の住所神奈川県小田原市浜町四丁目二番二四号

被相続人 亡 鈴木 スミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県小田原市栄町一一四一四八

ジャンボーナックビル七一〇号室 田中・

宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇佐美満規子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県小田原市浜町四丁目二番地、最後の住所神奈川県小田原市浜町四丁目二番二四号

被相続人 亡 鈴木 スミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

相続財産清算人 弁護士 宇佐美満規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山四丁目二〇四番地、最後の住所神奈川県横浜市青葉区美しが丘三丁目一一番地七 野村 敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県横浜市中区山下町七四一

大和地所ビル一一〇八

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜市旭区中希望が丘二七番地、最後の住所神奈川県大和市代官一丁目二〇番地四

被相続人 亡 市川 幹康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県鎌倉市大船一一二六一二九

大船セントラーブレイス三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県高岡市西広谷七七八番地、最後の住所富山県富山市坂本三一一〇番地

被相続人 亡 重井 ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県鎌倉市大船一一二六一二九

大船セントラーブレイス三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県高岡市西広谷七七八番地、最後の住所富山県富山市坂本三一一〇番地

被相続人 亡 羅口 義正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

富山県富山市堀端町一番二号 富山中央

法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍香川県さぬき市寒川町石田西五九七番地、最後の住所岡山県倉敷市幸町九番四五一

被相続人 亡 原田 陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十四日

相続財産清算人 弁護士 青島 明生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

第59期決算公告

令和7年5月14日

埼玉県三郷市三郷3丁目16番2

株式会社トーサイ

代表取締役 柏原 哲郎

表の要旨 (令和7年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産	3,093,826	負債	683,488
資本	3,376,062	定資本	4,274,593
資本	2,814	余剰金	1,514,620
		資本	30,000
		資本	635,341
		資本	635,341
		資本	849,279
		資本	20,314
		資本	828,965
		資本	(258,235)
資産合計	6,472,702	負債・純資産合計	6,472,702

令和7年5月14日 熊本県熊本市東区健軍二丁目七番二二号

所有者不明土地管理人 松村 俊宏
裁判所 熊本地方裁判所
事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
事件番号 令和六年(チ)第八号

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名稱を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年5月14日

記

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所ハウスネット株式会社 ②国土交通大臣(56019) ③代表取締役 平川清士 ④東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 廃止した從たる事務所 東京都新宿区西新宿4-34-7 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 三菱地所ハウスネット株式会社 代表取締役 平川清士

①住友不動産株式会社 ②国土交通大臣(56019) ③代表取締役 仁島浩順 ④東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 廃止した從たる事務所 東京都新宿区西新宿4-34-7 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島浩順

①株式会社クリーンサービス知多 ②愛知県知事(4)2214 ③代表取締役 木村行正 ④愛知県知多郡美浜町大字河和字小田71番地119 ⑤1000万円 ⑥愛知県知事 ⑦愛知県知多郡美浜町大字河和字小田71番地119 株式会社クリーンサービス知多 代表取締役 木村行正

①京都中央農業協同組合 ②京都府知事(1)10499号 ③代理理事 田村義明 ④京都府長岡京市開田四丁目14番8号 ⑤2000万円 ⑥京都府知事 ⑦京都府長岡京市開田四丁目14番8号 京都中央農業協同組合 代理理事 田村義明

①ミサワホーム近畿株式会社 ②国土交通大臣(8)5068 ③代表取締役 下山隆 ④大阪市北区堂島2-2-2 廃止した從たる事務所 大阪府箕面市今宮1-1-1ABCハウジングウェルビーみのや 兵庫県西宮市鞍掛町5-5ABCハウジング西宮・酒蔵通り住宅公園 奈良県橿原市新賀町521ABCハウジング橿原住宅公園 ⑤1,500万円 ⑥近畿地方整備局長 ⑦大阪府大阪市北区堂島2-2-2 ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 下山隆

①有限会社香川不動産部 ②熊本県知事83327 ③香川隆 ④熊本県熊本市中央区南坪井町8番17号 ⑤1000万円 ⑥熊本県知事 ⑦熊本県熊本市中央区南坪井町8番17号 有限公司香川不動産部 支配人 香川茂三

第11期決算公告		
2025年4月21日		
千葉県浦安市北栄1丁目16番3号 株式会社ダイニチホールディングス 代表取締役 六井 元一		
貸借対照表の要旨(2025年1月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	279,976	
固定資産	120,707	
合 计	400,684	
負純資産及のび部		
流動資本	4,598	
固定資本	396,085	
資本剰余金	30,000	
資本準備金	302,474	
利益剰余金	63,610	
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(33,753)	
合 計	400,684	

第11期決算公告		
2025年4月21日		
千葉県浦安市北栄1丁目16番3号 株式会社ダイニチインベストメント 代表取締役 六井 元一		
貸借対照表の要旨(2025年1月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	315,758	
固定資産	2,581,794	
合 计	2,897,552	
負純資産及のび部		
流動資本	25,998	
固定資本	2,663,543	
資本剰余金	208,011	
資本準備金	80,000	
利益剰余金	128,011	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(59,478)	
合 計	2,897,552	

第19期決算公告		
令和7年4月23日 栃木県宇都宮市二番町1-7 株式会社栃木サッカーフラブ 代表取締役社長 橋本 大輔		
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)		
科 目	金 額(百万円)	
資の 産 部		
流動資産	348	
固定資産	54	
合 计	402	
負純資産及のび部		
流動資本	215	
固定資本	12	
資本剰余金	175	
資本準備金	315	
利益剰余金	115	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	115	
合 計	△255	
	△255	
	(3)	
	402	

第1期決算公告		
令和7年5月14日		
東京都昭島市昭和町五丁目6番8号 AOCジャパン株式会社 代表取締役 ヤン・シン		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	104,879	
固定資産	19,957	
合 计	125,426	
負純資産及のび部		
流動資本	110,451	
固定資本	14,975	
資本剰余金	5,000	
資本準備金	9,975	
利益剰余金	9,975	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(9,975)	
合 計	125,426	

第25期決算公告		
令和7年5月14日		
千葉県成田市南羽鳥字殿迎764 成田スポーツ開発株式会社 代表取締役 森泉 泰和		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	199,912	
固定資産	7,336	
合 计	207,248	
負純資産及のび部		
流動資本	165,219	
固定資本	8,113	
資本剰余金	15,957	
資本準備金	15,957	
利益剰余金	26,072	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△3,928	
合 計	207,248	

第11期決算公告		
2025年4月21日		
千葉県千葉市中央区都町2丁目21番16号 京成才ートサービス株式会社 代表取締役 堀 一浩		
貸借対照表の要旨(2025年2月28日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	296,130	
固定資産	991,196	
合 计	1,287,326	
負純資産及のび部		
流動資本	228,630	
固定資本	244,430	
資本剰余金	814,265	
資本準備金	45,000	
利益剰余金	769,265	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	11,250	
合 計	758,015	
	(67,652)	
	1,287,326	

第4期決算公告 令和7年5月14日
東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号
トゥルーバフィナンシャル
ソリューションズ株式会社
代表取締役 小野 隆一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	151,622 340,350
	合計	491,972
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	75,781 130,746 285,444 180,000 100,000 100,000 5,444 5,444 (1,760)
	合計	491,972

第18期決算公告 令和7年5月14日
東京都中央区日本橋人形町二丁目14番10号
アーバンネット日本橋ビル6階
株式会社ITストレージサービス
代表取締役 佐藤 公紀

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	589,156 43,690
	資産合計	632,847
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	442,438 190,408 9,000 181,408 181,408 (26,533)
	負債・純資産合計	632,847

第5期決算公告

令和7年5月14日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Perceptive Japan株式会社
代表取締役 ゼイヴィア・デフォー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	525,044,914 2,362,888
	資産合計	527,407,802
負純 資 産 及 の び部	流动负债 与引当金 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 (うち当期純利益)	472,285,997 5,576,682 55,121,805 100 55,121,705 (49,697,308)
	負債・純資産合計	527,407,802

第31期決算公告

令和7年5月14日
大阪市中央区南船場3丁目5番19号
エヌエスビル

株式会社エヌエスシー
代表取締役 末吉 德実

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	483,206 316,136
	合計	799,342
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 (うち当期純利益)	24,450 774,892 92,000 682,892 682,892 (26,611)
	合計	799,342

第34期決算公告

令和7年5月14日
名古屋市南区豊2丁目32番17号
株式会社トラスト
代表取締役 可児 俊丈

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	238,195 124,613
	合計	362,808
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 (うち当期純利益)	77,382 165,181 120,245 20,000 100,245 100,245 (25,663)
	合計	362,808

第8期決算公告

令和7年5月14日
愛知県名古屋市中区錦二丁目2番地2号
名古屋丸紅ビル5階
株式会社ノービスハイエストサービス
代表取締役 藤崎 大智

貸借対照表の要旨(令和6年4月24日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	408,367 58,404
	合計	466,771
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 利益准备金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	83,410 383,360 10,000 373,360 2,500 370,860 (42,771)
	合計	466,771

第55期決算公告

2025年3月26日
山口県下関市大字吉田字駒くらべ1909—2
下関ゴールデンゴルフクラブ株式会社
代表取締役 濱田 信男

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	50 834
	資産合計	884
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	30 313 541 47 765 △271 △271 (0)
	負債・純資産合計	884

決算公告

令和7年5月14日
大阪市浪速区恵美須西2丁目14番32号
株式会社バシフィック・イノベーションズ
代表取締役 伴場 明貴

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 繰延資産	23,828 1,991,326 78
	合計	2,015,233
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	5,837 1,543,123 466,272 1,000 465,272 465,272 (46,522)
	合計	2,015,233

決算公告

令和7年5月14日
大阪市西区本田二丁目8番6—101号
株式会社アキ開発
代表取締役 伴場 明貴

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	338,825 9,122,979
	合計	9,461,804
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	170,297 9,230,126 61,380 10,000 51,380 51,380 (14,035)
	合計	9,461,804

第32期決算公告

令和7年5月14日
東京都北区浮間二丁目4番7号
株式会社シルキー・アクト
代表取締役 阿部 力

貸借対照表の要旨

(令和6年4月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	694,301 918,697
	合計	1,612,999
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	996,484 419,508 197,006 10,000 187,006 187,006 (14,093)
	合計	1,612,999

第37期決算公告

令和7年5月14日
埼玉県日高市猿田289番地の1
株式会社JMT
代表取締役社長 文 点柱

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,005,482 478,957
	合計	1,484,439
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	222,035 417,267 845,137 50,000 795,137 12,500 782,637 (62,092)
	合計	1,484,439

第5期決算公告

令和7年5月14日
宮崎県兒湯郡高鍋町大字上江字堺谷
6564番地154
日本自給飼料生産普及センター株式会社
代表取締役 小野 隆一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	30,651 110,743
	合計	141,394
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余金 资本准备金 利益 益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純損失)	45,396 29,500 66,497 38,000 35,000 35,000 △6,502 △6,502 (1,535)
	合計	141,394

第 42 期 決 算 公 告		
令和7年4月29日 東京都目黒区東山三丁目8番1号		
東急ビジネスサポート株式会社		
代表取締役社長執行役員 関根 功		
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 資 産 合計	593,001 64,071 657,073
負純 資産 及の び部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 剰余金 その他 資本剰余金 利益 剰余金 その他 利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	383,589 65,818 207,665 10,000 16,992 16,992 180,673 180,673 (2,392) 657,073

第 13 期 決 算 公 告		
令和7年5月14日 東京都港区港南二丁目16番4号		
サムスンSDTジャパン株式会社		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 使 用 権 資 産 資 産 合計	608 175 8 791
負純 資産 及の び部	流動 負債 固定 負債 (うち退職引当金) 株主 資本 資本 剰余金 利益 剰余金 その他 利益剰余金 (うち当期純利益) 自己 株式 負債・純資産合計	98 109 (89) 584 300 40 305 305 (72) △62 791

第 7 期 決 算 公 告		
令和7年5月14日 東京都港区赤坂四丁目13番5号		
L u u p 株式会社		
代表取締役 宇野 知之		
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 資 産 合計	435,173 44,453 479,626
負純 資産 及の び部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 剰余金 利益 剰余金 その他 利益剰余金 (うち当期純利益) 自己 株式 負債・純資産合計	209,434 172,317 97,875 10,000 87,875 87,875 (7,859) 479,626

第 10 期 決 算 公 告		
令和7年5月14日 東京都品川区東五反田5丁目6番26号		
株式会社トライウッド		
代表取締役 山崎 修一		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 緑延 資産 資 産 合計	1,890,351 1,472,941 3,200 3,366,493
負純 資産 及の び部	流動 負債 固定 負債 株主 資本 資本 剰余金 利益 剰余金 その他 利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	2,169,324 806,526 390,643 10,000 380,643 380,643 (15,927) 3,366,493

第 4 期 決 算 公 告		
令和7年3月28日 東京都渋谷区東一丁目12番2号		
株式会社Yagish		
代表取締役 金 相集		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 資 産 合計	311,912 29,896 341,808
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主 資本 資本 剰余金 利益 剰余金 その他 利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	160,473 181,335 54,500 40,500 40,500 86,335 86,335 (88,147) 341,808

第 13 期 決 算 公 告		
令和7年3月28日 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号		
丸の内北ロビルディング		
Board Japan 株式会社		
代表取締役 ニッコロ・サバティーニ		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 資 産 合計	463,371 5,785 469,157
負純 資産 及の び部	流動 負債 賞与引当金 固定 負債 株主 資本 資本 剰余金 利益 剰余金 その他 利益剰余金 (うち当期純損失) 負債・純資産合計	1,076,068 5,811 486,228 △1,093,139 3,810 △1,096,949 △1,096,949 (224) 469,157

第 19 期 決 算 公 告		
2025年4月21日 千葉県浦安市北栄1丁目16番3号		
株式会社ディープライフ		
代表取締役 湯浅伸一郎		
貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:千円)		
資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	
資 産 の 部	科 目	金 額
流動 資産	流動 負債	35,840
固定 資産	賞与引当金	9,000
	その他の負債	26,840
	固定 負債	46,573
	株主 資本	148,091
	資本 剰余金	30,000
	利益 剰余金	118,091
	利益 準備金	7,500
	その他 利益剰余金	110,591
	(うち当期純利益)	(23,100)
資 産 合計	負債・純資産合計	230,504

第 16 期 決 算 公 告		
2025年4月21日 千葉県浦安市北栄1丁目16番3号		
株式会社ダイニチ		
代表取締役 六井 元一		
貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:千円)		
資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	
資 産 の 部	科 目	金 額
流動 資産	流動 負債	588,772
固定 資産	賞与引当金	28,000
	その他の負債	560,772
	固定 負債	440,231
	退職給付引当金	84,608
	その他の資本	355,623
	株主 資本	1,239,041
	資本 剰余金	80,000
	利益 準備金	1,159,041
	その他利益剰余金	20,000
	(うち当期純利益)	1,139,041
資 産 合計	負債・純資産合計	2,268,045

決 算 公 告		
令和7年5月14日 東京都千代田区神田小川町三丁目1番5号須田ビル7階		
ハウメット・システムズ・ジャパン株式会社		
代表取締役 ロス・シモンズ		
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金 額	
資 産 の 部	科 目	金 額
流動 資産	流動 負債	2,010,773
固定 資産	賞与引当金	11,783
	固定 負債	463,669
	退職給付引当金	463,669
	株主 資本	5,817,123
	資本 剰余金	100,000
	利益 剰余金	390,000
	その他資本剰余金	390,000
	利益 剰余金	5,327,123
	その他利益剰余金	5,327,123
	(うち当期純利益)	(1,351,028)
資 産 合計	負債・純資産合計	8,291,566

第 38 期 決 算 公 告		
令和7年5月14日 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルヂング		
ライオンデル・ジャパン株式会社		
代表取締役会長兼社長 ティモシー・ディー・スティーヴンズ		
貸借 対 照 表 の 要 旨		
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)		
科 目	金 額	
資 産 の 部	科 目	金 額
流動 資産	流動 負債	1,773
固定 資産	賞与引当金	49
	資本 剰余金	1,782
	資本 準備金	495
	利益 剰余金	367
	利益 準備金	367
	その他利益剰余金	919
	(うち当期純利益)	30
	その他利益剰余金	889
	(うち当期純利益)	(273)
資 産 合計	負債・純資産合計	3,604

第4期決算公告

2025年5月14日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光Plus16ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2025年1月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	22,296	流动負債	1,222
その他の資産	282	固定負債	18,342
流动資産	238	負債合計	19,564
固定資産	37	社員資本	3,015
繰延資産	7	特定資本	0
		優先資本	3,553
		剰余金	△538
		当期末処理損失	538
		純資産合計	3,015
		負債・純資産合計	22,579
資産合計	22,579		

損益計算書の要旨
(自 2024年2月1日)
(至 2025年1月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	240
営業費用	420
営業外収益	180
営業外費用	0
税引前当期純損失	148
法人税、事業税	328
当期純損失	328
純資産合計	0
負債・純資産合計	329

第19期決算公告 令和7年3月28日
東京都港区六本木一丁目4番5号
UJI JAPAN株式会社
代表取締役 滝沢 洋
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資の部	981,432
流動資産	474,037
固定資産	
資産合計	1,455,469
負純資産及のび部	
流動負債	221,050
固定負債	6,071
資本	1,228,348
資本	397,500
資本	337,500
資本	337,500
利益	493,348
利益	15,000
その他利益	478,348
利益	(96,019)
負債・純資産合計	1,455,469

第37期決算公告 令和7年5月14日
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙
746番地湯野上温泉開発株式会社
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)
資の部	67,304,872
流動資産	24,884,862
固定資産	872,227
資産合計	93,061,961
負純資産及のび部	
流動負債	3,844,064
固定負債	7,147,000
退職給付引当金	1,372,000
株主資本	82,070,897
資本	41,000,000
利益	41,070,897
剰余金	6,525,780
利益	34,545,117
剰余金	(3,363,255)
負債・純資産合計	93,061,961

福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙
七四六番地
湯野上温泉開発株式会社
代表取締役 星 清美資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇〇万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月14日

第67期決算公告

令和7年5月14日

東京都中野区中央一丁目22番12号

株式会社要

代表取締役 鈴木 仁也

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科目	金額(千円)
資の部	167,316
流動資産	167,316
資産合計	167,316
負純資産及のび部	
流動負債	95,633
負債合計	95,633
株主資本	71,682
資本	80,000
利益剰余金	△8,317
その他利益剰余金	△8,317
(うち当期純損失)	(7,621)
純資産合計	71,682
負債・純資産合計	167,316

東京都中野区中央一丁目二二番一二号
株式会社要
代表取締役 鈴木 仁也資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月14日

決算公告

令和7年5月14日

東京都江東区東雲二丁目2番14-2701号

株式会社乳井建設

代表取締役 大原 弓佳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の部	180,580
流動資産	12,712
固定資産	
資産合計	193,293
負純資産及のび部	
流動負債	722
株主資本	192,571
資本	30,000
利益剰余金	162,571
その他利益剰余金	162,571
(うち当期純損失)	(101,708)
負債・純資産合計	193,293

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月14日

第22期決算公告

令和7年5月14日

東京都中央区新川二丁目27番1号

チューン・コーポレーション

日本における代表者 内山隆太郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の部	35,435,488
流動資産	239
固定資産	
資産合計	35,435,728
負純資産及のび部	
流動負債	87
資本及び資本剰余金	6,890
資本	50
利益剰余金	6,840
その他利益剰余金	6,840
(うち当期純利益)	(23)
合計	35,435,728

第6期決算公告 2025年5月14日
東京都港区赤坂6丁目4番10号

株式会社Bellong

代表取締役 西村耕一郎

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の部	1,826
流動資産	438
固定資産	
資産合計	2,265
負純資産及のび部	
流動負債	1,341
(うち賞与引当金)	(92)
株主資本	923
資本	100
剰余金	800
資本	25
剰余金	775
その他資本剰余金	23
利益剰余金	23
(うち当期純利益)	(572)
合計	2,265

第 10 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号
室アーカウトソーシング株式会社内

Douglas Japan株式会社

代表取締役 アンドリュー・クライン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 997
合 計	997
負純 資産 及の び部	流动負債 32,654
	株主資本 △31,656
	資本利益 2,000
	益余金 △33,656
	その他利益 △33,656
	(うち当期純損失) (4,606)
合 計	997

第 4 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号
室アーカウトソーシング株式会社内

Global-e Japan株式会社

代表取締役 シャハール・チャイム・
タマリ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(万円)
資の 産部	流動資産 1,658,201,575
	固定資産 14,552,924
合 計	1,672,754,499
負純 資産 及の び部	流动负债 1,610,493,825
	賞与引当金 3,375,055
	株主資本 62,260,674
	資本利益 100
	益余金 62,260,574
	その他利益 △62,260,574
	(うち当期純利益) (80,530,685)
合 計	1,672,754,499

第 10 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

東京都新宿区歌舞伎町2-36-5

株式会社 RIBERTA

代表取締役 内海 翔太

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 30,532
	固定資産 15,634
合 計	46,166
負純 資産 及の び部	流动负债 45,853
	株主資本 312
	資本利益 500
	益余金 △187
	その他利益 187
	(うち当期純利益) (5,275)
合 計	46,166

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社 nik-a (住所:東京都新宿区歌舞伎町2-36-5番一〇号) に対して当社の社交飲食店運営事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。本公司にこの会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和7年6月十六日であり、株主総会の決議は、令和7年四月二十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年5月14日 東京都港区芝大門二丁目9番8号 シャンデールビル4階 株式会社アライブ.com 代表取締役 遠藤 泰司 貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

第 10 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

東京都港区芝大門二丁目9番8号 シャンデールビル4階

株式会社アライブ.com

代表取締役 遠藤 泰司

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 19,552
	固定資産 18,526
合 計	38,078
負純 資産 及の び部	流动负债 2,940
	株主資本 2,275
	資本利益 32,863
	益余金 10,000
	その他利益 22,863
	(うち当期純利益) 22,863
	(4,928)
合 計	38,078

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和7年6月十六日であり、株主総会の決議は、令和7年四月二十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年5月14日 東京都港区芝大門二丁目9番8号 シャンデールビル4階 株式会社アライブ.com 代表取締役 遠藤 泰司 貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

第 2 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

東京都港区赤坂二丁目5番1号
S-GATE赤坂山王4階

Fosun Capital Japan株式会社

代表取締役 刘 怡君

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 8,098
合 計	8,098
負純 資産 及の び部	流动负债 1,835
	株主資本 6,262
	資本利益 5,000
	益余金 1,262
	その他利益 1,262
	(うち当期純利益) (1,268)
合 計	8,098

令 和 6 年 度 決 算 公 告

令和7年5月14日

横浜市磯子区中原四丁目23番3号

株式会社栄屋

代表取締役 島田 治子

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 82,267,298
	固定資産 28,225,429
合 計	110,492,727
負純 資産 及の び部	流动负债 52,480,079
	株主資本 111,337,085
	資本利益 △53,324,437
	益余金 18,000,000
	その他利益 △71,324,437
	準備金 250,000
	その他利益 △71,574,437
	(うち当期純利益) (6,511,523)
合 計	110,492,727

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 1 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号
室アーカウトソーシング株式会社内

iCapital Japan株式会社

代表取締役 スティーブン・ジェイコブス

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 34,948
	固定資産 9,470
合 計	44,419
負純 資産 及の び部	流动负债 16,130
	株主資本 28,289
	資本利益 21,450
	益余金 6,839
	その他利益 6,839
	(うち当期純利益) (6,839)
合 計	44,419

第 68 期 決 算 公 告

令和7年5月14日

石川県小松市長谷町2-10番地

高木織物株式会社

代表取締役 高木 良典

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 87,921
	固定資産 114,544
合 計	202,465
負純 資産 及の び部	流动负债 49,182
	株主資本 239,911
	資本利益 △86,628
	益余金 60,000
	その他利益 5,000
	準備金 5,000
	△151,628
	△151,628
	(うち当期純利益) (16,520)
合 計	202,465

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第62期決算公告

令和7年5月14日
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里664番地の1
鳳生汽船株式会社
代表取締役 木村 安仁
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 1,878,766
	固定 資産 8,051,556
資 産 合計	9,930,323
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,067,318
	固定 負債 6,399,709
	資本 2,463,295
	利益 35,000
	利益 2,428,295
	利益 8,750
	利益 2,419,545
	(うち当期純利益) (13,391)
負債・純資産合計	9,930,323

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百万円減少し減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月14日

静岡県賀茂郡西伊豆町安良里六六四番地の一
鳳生汽船株式会社

代表取締役 木村 安仁

第48期決算公告 令和7年5月14日

愛知県小牧市小木南一丁目22番地の1
株式会社丹羽
代表取締役 丹羽 修造
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 24,330
	固定 資産 178,535
資 産 合計	202,865
負純 資産 及の び部	流動 負債 299
	固定 負債 3,360
	資本 199,204
	利益 20,000
	利益 184,504
	利益 4,050
	利益 180,454
	(うち当期純損失) (10,571)
自己 株 式	△5,300
合 計	202,865

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月14日

愛知県小牧市小木南一丁目三三番地の一
株式会社丹羽

代表取締役 丹羽 修造

第59期決算公告 令和7年5月14日

三重県桑名市多度町北猪飼字松本
1188番地の1
株式会社東和鑄造所
代表取締役 伊藤てい子
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 22,262
	固定 資産 171,243
資 産 合計	193,505
負純 資産 及の び部	流動 負債 643,349
	固定 負債 364,885
	資本 △814,729
	利益 10,000
	利益 △824,729
	(うち当期純損失) (16,936)
自己 株 式	負債・純資産合計 193,505

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する東和株式会社(住所:三重県桑名市多度町北猪飼字松本一八八番地の二)に対して当社の銅鉄並びに非鉄鋳物製造及び販売に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月14日

三重県桑名市多度町北猪飼字松本一
株式会社東和鑄造所

代表取締役 伊藤てい子

第25期決算公告 令和7年5月14日
滋賀県大津市雄琴三丁目7番1号

株式会社オオミ
代表取締役 近江 哲世
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 302,803
	固定 資産 142,762
資 産 合計	445,566
負純 資産 及の び部	流動 負債 8,413
	固定 負債 437,152
	資本 30,000
	利益 127,515
	利益 127,515
	利益 382,920
	利益 1,490
	利益 381,429
	(うち当期純利益) (4,234)
自己 株 式	△103,283
合 計	445,566

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月14日

滋賀県大津市雄琴三丁目七番一号
株式会社オオミ

代表取締役 近江 哲世

第6期決算公告 令和7年5月14日
東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号室

第6期決算公告

AHAVA Japan株式会社
代表取締役 金 涛

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 29,492
	固定 資産 合計 29,492
負純 資産 及の び部	流動 負債 158,627
	固定 負債 129,135
	資本 10,000
	利益 139,135
	利益 その他利益 139,135
	(うち当期純損失) (21,079)
合 計	29,492

第39期決算公告 2025年5月14日
東京都立川市栄町6丁目1番地ー1

株式会社サンフードジャパン
代表取締役 立林 一幸

貸借対照表の要旨(2025年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,095,991
	固定 資産 合計 139,753
資 産 合計	1,235,745
負純 資産 及の び部	流動 負債 490,162
	固定 負債 20,228
	資本 725,354
	利益 100,000
	利益 96,780
	利益 528,574
	(うち当期純利益) 16,196
合 計	1,235,745

第15期決算公告 令和7年5月14日

東京都立川市栄町6丁目1番地の1
株式会社いなげやウィング
代表取締役 長田 智

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 453,017
	固定 資産 合計 10,811
資 産 合計	463,828
負純 資産 及の び部	流動 負債 45,470
	固定 負債 3,036
	資本 415,320
	利益 10,000
	利益 405,320
	(うち当期純利益) (34,683)
合 計	463,828

第13期決算公告 令和7年5月14日

東京都立川市栄町6丁目1番地の1
株式会社いなげやドリームファーム
代表取締役 長田 智

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 9,966
	固定 資産 合計 290
資 産 合計	10,256
負純 資産 及の び部	流動 負債 123,283
	固定 負債 △113,028
	資本 95,000
	利益 15,000
	利益 15,000
	△223,028
	△223,028
	(うち当期純損失) (16,214)
合 計	10,256

第5期決算公告

令和7年5月14日
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階
株式会社フランキー・ジャパン
代表取締役 ラウリ・アイソタロ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	61,894
流動資産	8,924
固定資産	
合 計	70,818
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	87,534
賞与引当金	750
有給休暇引当金	3,121
株主資本	△16,716
資本金	1,000
利益剰余金	△17,716
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△17,716 (3,789)
合 計	70,818

第28期決算公告 令和7年5月8日
兵庫県西宮市深津町1番16号
ラボテック・インターナショナル株式会社
代表取締役 森岡 泰隆
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産 部	166
流動資産	67
固定資産	
合 計	233
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	78
固定負債	26
株主資本	129
資本金	50
資本剰余金	0
資本準備金	0
利益剰余金	79
利益準備金	13
その他利益剰余金(うち当期純利益)	66 (4)
合 計	233

第3期決算公告

令和7年5月14日
東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1a 一般社団法人
代表理事 中村 武
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産 部	585
流動資産	100
固定資産	
合 計	685
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	125
基 金 等	560
利 益 剰 余 金	1,200
(その他利益剰余金)	△639 (△639)
合 計	685

(注) 当期純損失 256千円

第9期決算公告

2025年5月14日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
羽田エアポート都市開発株式会社
代表取締役 津村 健二

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
売上高	7,500,000
売上原価	5,579,272
販売費及び一般管理費	69,359
営業外収益	1,851,368
営業外費用	181
営業常利	117,748
税引前当期純利益	1,733,801
法人税、住民税及び事業税	1,733,801
法人税等調整額	288,487
当期純利益	243,000
資産合計	44,113,709
負債・純資産合計	44,113,709

第9期決算公告

2025年5月14日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
泉青山ビル株式会社
代表取締役 佐々木亮輔

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
売上高	1,299,372
売上原価	823,926
売上総利益	475,445
販売費及び一般管理費	5,972
営業外収益	469,473
営業外費用	913
営業常利	438,026
税引前当期純利益	32,360
法人税、住民税及び事業税	6,565
法人税等調整額	25,795
当期純利益	4,736
資産合計	37,335,219
負債・純資産合計	37,335,219

第8期決算公告

2025年5月14日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
西品川一丁目地区市街地再開発事業株式会社
代表取締役 半澤 謙二

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
売上高	5,125,056
売上原価	3,202,671
売上総利益	1,922,385
販売費及び一般管理費	5,647
営業外収益	1,916,737
営業外費用	0
営業常利	380,610
税引前当期純利益	1,536,127
法人税、住民税及び事業税	1,536,127
法人税等調整額	537,238
当期純利益	△6,000
資産合計	67,385,732
負債・純資産合計	67,385,732

第3期決算公告

令和7年5月14日
東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1b 一般社団法人
代表理事 壽命 正晃
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産 部	292
流動資産	400
固定資産	
合 計	692
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	125
基 金 等	567
利 益 剰 余 金	1,200
(その他利益剰余金)	△632 (△632)
合 計	692

(注) 当期純損失 257千円

第16期決算公告

令和7年3月31日

東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル21階
中国石油国際事業日本株式会社
代表取締役社長 万 軍勇

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	988,722
売上原価	982,462
売上総利益	6,260
販売費及び一般管理費	1,549
営業外収益	4,710
営業外費用	1,633
営業常利	290
税引前当期純損失	6,053
法人税、住民税及び事業税	7,041
当期純損失	987
資産合計	149,188
負債・純資産合計	149,188

第2期決算公告

令和7年5月14日

東京都港区西新橋一丁目2番9号
メンターキャピタル税理士法人内
品川リゾート特定目的会社
取締役 石本 忠次

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	73,649	流動負債	54,970
固定資産	73,649	負債合計	54,970
その他の資産	19,843		
流動延資産	19,842		
	0		
資産合計	93,492	負債・純資産合計	93,492

損益計算書の要旨
(自至 令和6年1月1日)
(令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額
営業収益	4,629
費用	13,549
損失	8,920
外業常損	49
業業特損	8,871
税引前当期純損失及び	722
法人事業事務税	9,593
当期未処理損失	1
純資産合計	9,594
当期純損失	1,255
当期未処理損失	10,850
負債・純資産合計	10,850

第2期決算公告

令和7年5月14日

東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー

Lifestyle 1c 一般社団法人
代表理事 寿命 正晃

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	2,144
流動資産	300
合計	2,444
負純資産及のび部	126
流動負債等基利	2,318
基利益	2,650
余金(その他利益)	△331
合計	2,444
(注) 当期純損失	257千円

第67期決算公告

令和7年5月14日

神奈川県相模原市中央区宮下二丁目15番5号
株式会社成玉舎
代表取締役 山田 正

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,603,098	流動負債	1,866,845
固定資産	756,874	貯引当金	13,476
		固定負債	34,834
		退職給付引当金	30,214
		役員退職慰労引当金	4,620
		株主資本	2,458,293
		資本	10,000
		利益	2,448,293
		利益	2,500
		利益	2,445,793
		その他利益	(358,996)
資産合計	4,359,972	負債・純資産合計	4,359,972

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社玉舎(乙)、住所所神奈川県相模原市中央区宮下成二丁目一五番五号の保育園向け(保育園利用者用)による(乙)の紙おむつ(サブスク型)の販売事業(以下、「ムビス事業」といいます)を承継することとなりました。この会社分割に対する異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社(甲)は、吸収分割により株式会社玉舎(乙)、住所所神奈川県相模原市中央区宮下成二丁目一五番五号の保育園向け(保育園利用者用)による(乙)の紙おむつ(サブスク型)の販売事業(以下、「ムビス事業」といいます)を承継することとなりました。この会社分割に対する異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第35期決算公告

令和7年5月14日

高知県高知市南久保15番33号
株式会社ナカツホールディングス
代表取締役 中津 徹

貸借対照表の要旨 (令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	101,879	流動負債	1,421,718
固定資産	3,469,467	資本	376,653
		資本	1,772,975
		資本	50,000
		資本	1,517,182
		資本	844,600
		資本	672,582
		資本	205,792
		資本	8,305
		資本	197,487
		資本	(47,869)
資産合計	3,571,347	負債・純資産合計	3,571,347

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億四千四百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
高知県高知市南久保一五番三三号
株式会社ナカツホールディングス
代表取締役 中津 徹
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
高知県高知市南久保一五番三三号
株式会社ナカツホールディングス
代表取締役 中津 徹
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第52期決算公告 令和7年5月14日

栃木県佐野市栄町1番地4

新日本金属株式会社

代表取締役 磯野 英信

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	1,138,984
流動資産	1,495,680
固定資産	1,083
合計	2,635,748
負純資産及のび部	924,030
流動負債	970,554
固定負債	741,163
資本	50,000
資本	691,163
資本	10,850
資本	680,313
資本	(61,726)
合計	2,635,748

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業及び太陽光発電事業に関する権利義務並びに丙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれぞれそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(丙) 左記のとおりです。
令和七年五月十四日
栃木県佐野市栄町一一番地四
新日本金属株式会社
代表取締役 磯野 英信
なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
令和七年五月十四日
栃木県佐野市栄町一一番地四
新日本金属株式会社
代表取締役 磯野 英信
左記のとおりです。

内閣府

「官報」は、法律、政令、条例、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

<https://www.kango.go.jp>

官報

第8期決算公告 令和7年5月14日
東京都新宿区新小川町5番5号
株式会社エーアイアカデミー
代表取締役 岩崎 北斗

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	4,295
固定 資産	396
資 産 合計	4,691
負純 資産 及の び部	
流動 負債	4,737
固定 負債	3,219
株主 資本	△3,265
資本 余剰金	10,000
資本 準備金	110
利 益 利益	△13,375
その他の利益 利益	△13,375
(うち当期純損失)	(8,087)
負債・純資産合計	4,691

第11期決算公告 令和7年5月14日
東京都新宿区新小川町5番5号
株式会社アガルート
代表取締役 岩崎 北斗

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	1,568,560
固定 資産	2,401,123
資 産 合計	3,969,683
負純 資産 及の び部	
流動 負債	849,144
固定 負債	1,690,656
株主 資本	1,429,883
資本 余剰金	35,000
資本 準備金	25,000
利 益 利益	25,000
その他の利益 利益	1,369,883
(うち当期純利益)	1,369,883
負債・純資産合計	3,969,683

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第4期決算公告 令和7年5月14日 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社レジプロパティーズツー
取締役 赤津 忠祐

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
特 定 資 産	26,554	流動 負債	835
流 固 定 資 産	753	固 定 負債	16,537
有 形 固 定 資 産	25,800	負 債 合計	17,373
そ の 他 資 産	25,800	社 員 資 本	11,982
流 固 定 資 産	2,800	特 定 資 本	0
投 資 そ の 他 の 資 産	2,690	優 先 資 本	11,553
流 固 定 資 産	6	A 種 優先出資	—
投 資 そ の 他 の 資 産	6	B 種 優先出資	11,553
流 固 定 資 産	104	剩 余 金	428
資 産 合計	29,355	当 期 未 处 分 利 益	428
		純 資 産 合計	11,982
		負債・純資産合計	29,355

損益計算書の要旨
(自 令和6年8月1日) 至 令和6年12月31日)(単位:百万円)

科 目	金額
営 業 収 益	3,516
営 業 費 用	3,113
営 業 利 益	403
営 業 税 引	26
常 期 純 利 益	429
法 人 税、住 民 稅 及 び 事 業 稅	429
当 期 純 利 益	1
当 期 未 处 分 利 益	428
純 資 産 合計	428
負債・純資産合計	428

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を十二億九千七百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

第9期決算公告 令和7年5月14日 福岡県春日市春日原南町四丁目37番地105
株式会社コスモエステート
代表取締役 池上 浩司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	17,353
固定 資産	19,904
資 産 合計	37,257
負純 資産 及の び部	
流動 負債	2,733
固定 負債	3,174
負 債 合計	5,907
株主 資本	31,350
資本 余剰金	1,000
利 益 利益	30,350
その他の利益 利益	30,350
(うち当期純利益)	(10,961)
純 資 産 合計	31,350
負債・純資産合計	37,257

第17期決算公告 令和7年5月14日 福岡県春日市春日原南町四丁目37番地105
株式会社コスモメイト
代表取締役 池上 浩司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	44,615
固定 資産	35,397
資 産 合計	80,012
負純 資産 及の び部	
流動 負債	2,455
固定 負債	3,789
負 債 合計	6,244
株主 資本	73,768
資本 余剰金	3,000
利 益 利益	70,768
その他の利益 利益	70,768
(うち当期純利益)	(6,270)
純 資 産 合計	73,768
負債・純資産合計	80,012

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第58期決算公告 令和7年5月14日 神戸市東灘区向洋町西一丁目1
六甲アイランド7号上屋
共栄梱包株式会社
代表取締役 日高 正悟

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	80,629
固定 資産	8,634
合 计	89,263
負純 資産 及の び部	
流動 負債	32,571
固定 負債	15,128
株主 資本	41,564
資本 余剰金	10,000
利 益 利益	31,564
その他の利益 利益	2,500
(うち当期純利益)	(12,450)
合 计	89,263

第21期決算公告 令和7年5月14日 兵庫県伊丹市西野二丁目31番地の13
株式会社日伸
代表取締役 日高 正悟

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動 資産	571,092
固定 資産	456,438
合 计	1,027,530
負純 資産 及の び部	
流動 負債	217,815
固定 負債	683,809
株主 資本	125,906
資本 余剰金	30,000
利 益 利益	95,906
その他の利益 利益	95,906
(うち当期純利益)	(21,101)
合 计	1,027,530

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第10期決算公告

令和7年5月14日
東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー7階
株式会社ノースサンド
代表取締役社長 前田 知絢

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,642,560	流动負債	3,051,520
固定資産	1,361,299	固定負債	918,350
株主資本		資本金	3,033,938
資本剰余金		資本金	30,000
利益剰余金		資本剰余金	46,950
利益準備金		資本準備金	2,956,988
その他利益剰余金		利益準備金	7,500
(うち当期純利益)		その他利益剰余金	2,949,488
新株予約権	50	(1,974,311)	
資産合計	7,003,859	負債・純資産合計	7,003,859

第13期決算公告

令和7年3月25日
東京都港区芝浦四丁目13番23M S芝浦ビル
株式会社Techouse
代表取締役社長 磯邊 基之

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,562	流动負債	1,231
固定資産	448	固定負債	212
株主資本		資本金	567
資本剰余金		資本剰余金	49
資本準備金		資本準備金	48
利益剰余金		利益準備金	470
その他利益剰余金		その他利益剰余金	470
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(205)
新株予約権	0	新株予約権	0
資産合計	2,011	負債・純資産合計	2,011

第4期決算公告

令和7年3月26日
福井県越前市本保町第10号46番地
Jacques Marie Mage Japan株式会社
代表取締役 ジェローム・マージュ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	834,820,063	流动負債	729,463,905
固定資産	192,835,498	(賞与引当金)	(10,638,226)
繰延資産	1,154,954	固定負債	224,809,010
		(退職給付引当金)	(4,809,010)
		負債合計	954,272,915
		株主資本	74,537,600
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	73,537,600
		その他利益剰余金	73,537,600
		(うち当期純利益)	(50,388,730)
		純資産合計	74,537,600
資産合計	1,028,810,515	負債・純資産合計	1,028,810,515

第36期決算公告

令和7年5月14日
東京都新宿区新宿六丁目24番16号
イオンティライトコネクト株式会社
代表取締役社長 金谷 暁晃

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,666,081	流动負債	2,098,827
固定資産	552,659	固定資本	200,935
		資本剰余金	4,908,224
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	99,932
		利益剰余金	72,404
		利益準備金	27,527
		その他利益剰余金	4,708,292
		利益準備金	6,895
		その他利益剰余金	4,701,396
		(うち当期純利益)	(337,460)
		評価・換算差額等	10,753
		有価証券評価差額金	10,753
資産合計	7,218,741	負債・純資産合計	7,218,741

第56期決算公告

令和7年5月14日 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
シービーアールイー株式会社
代表取締役 辻 貴史

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,650	流动負債	22,169
固定資産	8,854	賞与引当金	5,784
		その他の	16,385
		固定負債	3,028
		退職給付引当金	1,496
		役員退任慰労引当金	232
		その他の	1,300
		負債合計	25,197
		株主資本	21,307
		資本金	771
		資本剰余金	687
		資本準備金	687
		利益剰余金	19,849
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	19,827
		純資産合計	21,307
資産合計	46,504	負債・純資産合計	46,504

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)

(至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	50,993	経常利益	13,881
売上原価	11,637	特別損失	4
売上総利益	39,356	税引前当期純利益	13,877
販売費及び一般管理費	25,225	法人税、住民税及び事業税	4,566
営業利益	14,131	法人税等調整額	△ 873
営業外収益	94	当期純利益	10,184
営業外費用	344		

第7期決算公告

令和7年5月14日 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
シービーアールイーCMソリューションズ株式会社
代表取締役 坂口 英治

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,937,436	流动負債	6,894,885
固定資産	393,991	賞与引当金	353,658
		その他の	6,541,227
		固定負債	226,585
		退職給付引当金	204,785
		その他の	21,800
		負債合計	7,121,470
		株主資本	1,209,957
		資本金	90,000
		資本剰余金	429,000
		資本準備金	429,000
		利益剰余金	690,957
		その他利益剰余金	690,957
資産合計	8,331,427	負債・純資産合計	1,209,957

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)

(至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	21,343,442	経常利益	431,968
売上原価	17,599,817	特別損益	0
売上総利益	3,743,625	税引前当期純利益	431,968
販売費及び一般管理費	3,278,191	法人税、住民税及び事業税	336,195
営業利益	465,434	法人税等調整額	△ 69,774
営業外損益	33,466	当期純利益	165,547

